

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学通信

KEIZAIKAGAKU TSUSHIN 1996.6 No.81

1981年5月20日
第4種郵便物認可
I S S N 0385-065X

住専・不良債権問題と不動産金融

大泉英次

特集 岐路にたつ社会福祉

福島利夫 横山寿一 岡崎祐司 大松美樹雄 武元勲 中井健一

田口富久治先生に聞く



基礎経済科学研究所

●社会科学の難問に応える書きおろし大作

社会主義の崩壊と 資本主義のゆくえ

山口正之著

46判・定価2800円

序　歴史は動き世界が変わる
歴史を変えた一九八九年
アジアの時代と中国の世紀
「単一の世界市場の崩壊」とヤル
タ体制
「歴史の終わり」と文明の衝突
十月革命の歴史的地位

現代世界の基本矛盾
I 21世紀への展望
I 20世紀とロシア革命
ロシアにおける資本主義の発展
民主主義革命の二つの戦術
運動

プロレタリア国家の国家主義
新経済政策と文化を高める任務
II スターリン主義の生成と死滅
スターリン批判の意義と課題
フルシチヨフ報告と国際共産主義
世界の誕生

III 資本主義はどうへ移行するか
一つの世界の誕生
世界経済の共同的規制のために
先進国変革への道

スターリン批判と中国共産党
一国社会主義論とスターリン主義
II スターリン批判の意義と課題
フルシチヨフ報告と国際共産主義
世界の誕生
世界経済の共同的規制のために
先進国変革への道

ロシア革命とは何だったのか。
レーニンはどう考え、
スターリンはどこで誤った
のか。そして、資本主義は
いかなる変化をとげ、どこ
へ行こうとしているのか。
従来の通説や自明の命題を
再検討し、社会科学の難問
に応える書きおろし大作。

○この問題を避けて20世紀の世界史は総括できない

ソ連の「社会主義」とは何だったのか

大谷頼之介・大西広・山口正之編

46判・定価2900円

旧ソ連は社会主義であつた
のか、それとも資本主義で
あつたのか。現代史のこの
新たな研究課題に対し、
「ソ連＝国家資本主義」説を
とする論者たちの論稿を収録。
現在のロシア情勢を理解す
るうえでも不可欠の論点を
提示。

ソ連の「社会主義」とは何であったのか
現存社会主義は社会主義か（大谷頼之介）
ソヴェト経済体制の性格規定とスターリン（小澤光利）
体制現出の諸成因（叶秋男）
ソヴェト経済は社会主義計画経済であったか（谷江幸雄）

労働の社会化とソヴェト国家資本主義（山口正之）

ソヴェト社会である（松尾訳）

今こそ、哲学が現実と格闘するとき

ラディカルに哲学する 全5巻

尾関周二・後藤道夫・佐藤和夫編
46判・定価各巻2800円

第1巻 考える営みの再生 佐藤和夫編

現代日本を念頭に置きながら、「近代」的生活そのものをラディカルに解析・批判し、マルクス主義哲学の大胆なラディカル化・革新・現代化をめざす

第4巻 日常世界を支配するもの 後藤道夫編

第2巻 「近代」を問い合わせなおす 佐藤和夫編

第5巻 新たな社会への基礎イメージ 後藤道夫編

第3巻 思想としてのコミュニケーション 尾関周二編

東京都文京区本郷2-11-9

大月書店

電話03(3813)4651<代表>

経済科学通信

第81号（1996年6月）

論 文

- 住専・不良債権問題と不動産金融——土地問題論の視角から—— 大泉 英次 2
研究者群像（第20回）

田口富久治先生に聞く 9

特集 岐路にたつ社会福祉

- 社会保障の制度改革と「国民負担率」 福島 利夫 20
民活福祉と社会保障の再編 横山 壽一 27
公的介護保険の基本的性格と問題点 岡崎 祐司 35
医療経営の変容と健康・医療保障論の課題 大松美樹雄 45
人間発達の社会福祉理論の構想 武本 勤・中井健一 54
社会福祉の技術論体系の再検討——人間発達の社会福祉理論の構想覚書 I — 中井 健一 62

追悼 島恭彦先生

- 島恭彦先生と基礎研 柳ヶ瀬孝三 71
島恭彦先生の思い出 重森 曙 72

書 評

- 森岡孝二編『激論！ 企業社会』 加藤 哲郎 73
基礎経済科学研究所編『日本型企業社会と女性』 渡辺 峻 75
基礎経済科学研究所編『日本型企業社会と家族』 木田 淳子 77
西田達昭著『日米電話事業におけるユニバーサル・サービス』 佐中 忠司 79
構端佐登史著『ロシア経済・経営システム研究』 小西 豊 81
井野隆一他編著『現代資本主義と食糧・農業』上・下 松原 豊彦 84
竹内貞雄著『システムと人間』 小西 万三 86
坂本修・坂本福子著『格闘としての裁判』 羽渕 三良 89
民主法律協会派遣労働研究会編『がんばってよかった』 仲野（菊地）組子 91
基礎研だより 94
編集後記 96

表紙の絵 田宮勝美

住専・不良債権問題と不動産金融

—土地問題論の視角から—

金融機関の抱える膨大な不良債権が日本の金融システムを揺るがしている。その焦点は住専問題である。住専をはじめとするノンバンク、また信用組合などの小規模金融機関の経営破綻は、巨額の不動産融資が焦げついた結果であった。小論では、この不動産融資の膨張と崩壊の意味を都市土地問題との関連で考察する。また、不良債権処理にとって「土地の流動化」がカギであると言われるが、その土地政策論における意味を検討する。



OIZUMI Eiji
大泉 英次

はじめに

日本の金融システムは大きく揺らいでいる。しかもその揺らぎのなかで、金融システムと金融行政が抱えてきた根本的な歪みが露呈し、これにたいする不信と怒りが国民的な規模で広がっている。金融機関や企業の経営破綻という経済問題が、最大級の社会問題、政治問題に転化するような事態はかつてなかった。いうまでもなく、その直接の原因は、破綻した住宅金融専門会社（住専）の処理に6850億円の財政資金を投入するという政府の方針にある。そのような意味で、いま「金融システムの破綻」問題の焦点は疑いもなく住専問題である。しかるに政府・連立与党は、「金融システム安定」と「予算成立」を口実に、欺瞞的な「追加措置」をして国民の反対を押し切り、住専処理策を衆議院で採決しようとしている。その政治的対価はいかに支払われるであろうか。

ところで、住専をはじめとするノンバンク、また金融機関が抱え込む膨大な不良債権は、そのほとんどすべてが不動産融資が破綻した結果

である。だからこそ、「不動産不況の克服」や「土地流動化」の必要が、深刻化する不良債権問題への危機意識にかられて主張されてきたのであった。こうした論調は、いかなる形であれ不良債権処理が急務とされるなかで今後ますます強まるにちがいない。しかしそこにはけっして看過できない論点が存在する。それは、そもそも土地問題とはいかなる問題か、土地市場・土地政策のありようはいかなるものか（また、あるべきか）ということである。さらにまた、住専問題で浮びあがった金融システム・金融行政の歪みや金融機関の「モラル・ハザード」の問題を考えようとするとき、そこにはやはり土地問題が重大な論点としてあるのである。

そこで小論では、不動産金融とその不良債権化の問題を土地問題論の視角から考察する。すなわち、不動産金融の膨張が土地市場ひいては土地所有および土地利用の地域的編成にとっていかなる意味をもっていたか、そして、今後の不良債権処理が土地問題にとっていかなる意味をもつかを論ずる。

I. 不良債権問題と不動産融資

(1) シンボルとしての住専問題

日本の金融システムを搖るがす不良債権問題、そのシンボルとなっているのが住専問題である。そもそも、個人向けに住宅資金を貸付ける目的で設立されたはずの住専が、不動産会社に巨額の資金を貸し込み、そのほとんどが焦げついた。政府資料によると、破綻した住専7社の総貸出残高は10兆7200億円、その8割を超える8兆7400億円が不動産業向けである。このうち9割近い7兆7900億円が不良債権化した。

この7社にたいして、「母体行」および「一般行」が7兆3000億円、また農協系統金融機関が5兆5000億円の債権を持っており、その大部分が回収不能になっている。大蔵省は住専処理で発生する「一次損失」を6兆4000億円としたが、これは事実上、債権焦げつきの損失負担について各金融機関の「合意」を取りつけるためのつじつま合せにすぎない。つまり、話のつかない分を「二次損失」にまわしただけのことである。

政府のスキームでは、住専処理機構の設置にさいして金融機関は回収不能とされる債権を放棄するが、これによる損失額（一次損失）は「母体行」で3兆5000億円の債権全額、「一般行」で債権3兆8000億円のうち1兆7000億円となる。農協系統については、債権全額をいったん返済したうえで改めて5300億円を「贈与」させる（これが事実上一次損失の負担額となる）。これらの負担で不足する分を政府が6800億円の財政資金で補填する。また預金保険機構に設けられる住専勘定に50億円を出資する。さらに、処理機構に買い取られる住専資産6兆5000億円についても、結局は回収できない部分が2～3兆円と予想されている。大蔵省はこの「二次損失」の半分を財政資金で補填するとしている。

96年度予算案をめぐる国会空転のなかで、政府・与党は国民の批判をかわそうと、住専問題

に関する「追加措置」を決定した。焦点の6850億円について、金融機関と農協系統に今後7年間でそれぞれ1兆5000億円および6000～7000億円規模のリストラを求め、これによる税収増（5000億円および1800億円）で「国民の負担を大幅に軽減する」という内容である。利益があがれば当然納めるべき税金をあたかも追加負担であるかのように装い、しかも確たる見通しもなく御都合主義で数字をはじき出し、おまけに将来の税金の使途を特定するという無理をおかず、苦しまぎれの代物である。このように見え透いたごまかしは、はしなくも住専処理スキームの性格をも明らかにしている。

住専問題は日本の政・財・官癒着構造の縮図である。そのゆえんを政策決定過程に焦点を絞って指摘しよう。①住専は、民間住宅金融に参入を図る都市銀行と、大臣直轄会社として新たな官僚天下り先を確保できる大蔵省の利害一致のもとに、70年代にあいついで設立された。ところが、構造不況・低成長下で独占企業の資金調達様式は根本的に変化する。そのインパクトを受けた都銀は業態の多様化を迫られ、みずから住宅金融に進出する。そのため、住専は出発点からその本来の機能を果たせない運命にあった。②90年3月に不動産融資総量規制・三業種（不動産業、建設業、ノンバンク）規制の通達が出される。だが大蔵省は総量規制では住専を対象外とし、三業種規制では農協系統の住専融資を対象外とした。住専・母体行の利害にそって、住専への資金パイプが確保されたのである。③住専の第2次再建計画の時点で、大蔵省は景気好転への期待に立って住専処分を回避、先延ばしした。農協系統をつなぎとめるため、融資元本保証の「覚え書」が農水省との間で交わされる。④住専7社が巨額の債務超過におちいり、もはや先延ばしが不可能となった時点で、損失負担をめぐり、母体行、農協系統、農林・大蔵族議員、官僚の暗闘が始まる。その「手打ち」の結果が今回の住専処理策であった。

とくに、この間の大蔵高級官僚の行動は、薬害エイズ問題における厚生省官僚のそれと軌を一にして、根本的な欠陥、犯罪性をあらわにし

ている。事態の深刻さを正確に判断できる立場にありながら、業界への「配慮」を優先して、直ちに適切な対策を講じる責任を放棄した。しかも、情報独占の壁を利用して事実を隠蔽し、失策のつけを国民に転嫁しようというのだ。

住専問題は農協系統問題だという議論があるが、これは問題の本質を踏み外している。不良債権問題は、恐慌によって破棄されるべき過剰貨幣資本の問題である。そして、この過剰貨幣資本の破棄を通じて達成されるべき、金融機関の淘汰と集中の問題である。この集中の主体は金融資本である（ただし「返り血」は浴びる）。こうした意味合いにおいて不良債権問題は金融資本の問題である。住専の場合には農協系統がその政治力で抵抗したことによって「円滑」な処理のネックとなった。だが、いずれにせよ農協系統の再編、淘汰もまた不可避である。

(2) 不動産会社、ゼネコン、金融機関のもたれ合いの構図

しかし住専の不良債権は、日本の金融機関が抱える不良債権問題の一部、氷山の一角にすぎない。大蔵省はこれをおよそ37兆円としているが、一部マスコミでは100兆円説がある。またアメリカの調査機関ベリバンク社は、全国銀行（都銀、地銀、第二地銀、長信、信託）150行で最大141兆円と見積もっている。これにノンバンク、また信用金庫（不良債権は比較的少ないといわれるが）、信用組合、生保会社等を加えればどうなるか。これほどの不良債権が積み上がるに至った理由は不動産金融の急激な膨張にある。ことにノンバンクは、融資拡大競争にしきをけげる金融機関や余剰資金の財テクを図る企業にとり、格好の受け皿となって「業績」を伸ばした。土地と株式絡みの融資で業容の拡大を図ろうとするノンバンクと、銀行に比べて審査期間が短く、担保評価も甘いノンバンクからの融資に依存する借入企業との利害が結びついたところに、過大な債務が積み上がった。こうした流れに、ノンバンクのみならず大都市部の地銀、信金、信組など中小金融機関も巻き込

まれていったのである。

だが、それにしてもなぜ、かくも巨大な不動産融資が行われえたのか。そこには、地価高騰と不動産需要増大への思惑に依拠した、不動産会社とゼネコン、金融機関・ノンバンクのもたれ合いの構造がある。

不動産会社等のデベロッパーがオフィス・ビル建設やゴルフ場などリゾート開発の投資計画をたてる。その資金調達にあたって、建設工事の受注を条件にゼネコンが債務保証する。これで金融機関やノンバンクは、担保やプロジェクトのなかみを厳密に審査する手間が省けるわけである。つまり、ゼネコンが介在することで、デベロッパーが弱小であっても大型開発プロジェクトが計画され、そこに巨額の資金が投じられる。このような仕組みが中小不動産業者（さらに地上げ業者）への過剰融資の温床となった。

金融機関の側も融資拡大競争をエスカレートさせた。仲介手数料稼ぎを狙っての、住専や系列ノンバンクを使った「紹介融資」。金融機関が自分で担保を用意して融資する「持込み担保」。そして、金利込みで融資する「金利上乗せ融資」などの手法が登場する。住専・ノンバンクや銀行の不動産融資は、多くは短期または中期（2～3年）の返済期限がついている。まともな不動産プロジェクトをこうした短期資金でまかなうなどそもそも無理な話だが、金融機関はそれを百も承知で貸し付けた。てっとり早いキャピタルゲイン狙いの土地投機融資である。

II. 金融資本の蓄積と 土地市場支配

(1) 土地問題とはなにか

いうまでもなく、不動産金融の膨張そしてその不良債権化は、80年代後半の土地ブームとその崩壊、地価下落という事態と直接に結びついている。「土地神話」の崩壊が語られる中、日本の土地問題は大きな転換の局面を迎えたようにも見える。だが、それでは土地問題とは一体

どういう問題なのか。そのとらえ方いかんが、不良債権問題の本質を解明し、今後の政策的対抗を展望するうえで決定的である。

問題の所在を示すために、「日本人への遺言——住専問題は経済敗戦だ」と銘うたれた故司馬遼太郎氏と評論家田中直毅氏の対談を例をとろう（『週刊朝日』96年3月1日号）。司馬氏は、土地投機の席捲によるモラルの崩壊を弾劾しつつ、「その〔土地投機の〕流れに大蔵省と銀行がのみ込まれるどころか〔ばかりか〕メーンにいたというのが今度の住専問題です」と正当にも断ずる。しかし、これを受けて展開される田中氏の「土地問題」論には私として異議を唱えなければならない。

田中氏はつぎのように言う。高度成長と地価騰貴のなかで「土地がカネをつくる手段になった」。「大都市近郊の農業協同組合が変質し…、政治工作の中心を〔米価から〕土地税制に移す」。「税〔固定資産税〕を軽減して〔農民が〕土地の供給を抑制して、構造的に投機を持続させる仕組みができあがってしまった。政・官・財が一体化して、このメカニズムを持続させたのでは、との疑念が登場するゆえんです」と。

農民が値上がりを当て込んで土地を手放さない。農民の「土地供給抑制」が地価高騰と土地投機を支えた。そして、この仕組みを持続させたのは「政・官・財」である。この理屈は因果のとらえ方が逆立ちしていると言うべきである。しかし、この種の議論はなにも田中氏だけのものでなく、1960年代に宅地開発がスプロール的に進められ、宅地と農地の混在が広範に発生するなかで既に登場し、さらに今日の土地政策の論理にも貫かれている「土地問題」論である。

1988年に新行革審土地対策検討委員会（土地臨調）の基本答申が出され、これを受けて政府は総合土地対策要綱を決定した。そこに見られる土地問題認識と土地政策論理はつぎのようなものであった。第1に、「土地問題」は土地投機と土地供給抑制＝土地低度利用の問題であるとされる。市民・零細事業者・農民の生存権的土地保有は、高地価に見あった利用を達成しないという意味での「低度利用」とみなさ

れ、投機目的の土地保有と一括されて串刺し的に弊害視されるのである。そこで第2に土地政策としては、一方で土地投機の規制を掲げつつ、他方で、「低度利用」を許す制度や諸規制の緩和、撤廃で小土地所有者に土地の供用を迫り、「有効・高度利用」が可能な大企業、デベロッパーには、これまた規制緩和でその活動を支援する、と（詳しくは大泉『土地と金融の経済学』日本経済評論社、1991年、序章を参照）。

こうした論理が、89年末に成立した土地基本法とその後の土地政策にも貫かれていく。土地投機を抑制する意図で行われた不動産融資総量規制も、「投機をつぶし有効・高度利用を」という政策の枠組みのなかに位置づけられていたのである。

そこで、土地問題の眞の所在を明らかにし、以上のごとき「土地問題」論にこれを対置しなければならない。

(2) 独占資本による土地集中と土地支配

①独占的大企業への土地集中

土地問題を考える場合、まず第1に重要な点は、企業とくに独占的大企業への土地集中が顕著に進んできたということである。若干のデータを示そう。

1993年時点では、国土地面積3778万ヘクタールのうち、道路等を除く宅地、農地、森林、原野（3232万ヘクタール）の65.4%が民有地である。この民有地について、法人（会社法人、会社以外の法人）所有が占める割合は14.2%となっている。

法人所有の割合は1970年には8.6%だったが、その後の24年間に5.6ポイント増加した。その間で増加率が大きいのは1970年代前半（列島改造ブーム期）と80年代後半以降である。とくに大都市においては、80年代後半以降の法人所有の拡大が顕著であって、たとえば東京都区部の宅地における法人所有割合は、85年の25%から91年の28.3%まで3.3ポイント増加した。

この法人所有のなかで大企業法人の所有状況

を、国土庁が93年に初めて実施した「土地基本調査」によって観察しよう。これによると、法人所有総面積は2万5891平方キロであり、そのうち会社法人のその割合は68.9%となっている。資本金100億円以上の土地所有会社は940法人（土地所有会社49万1170法人の0.2%）であるが、その所有面積は6031平方キロ、会社法人所有総面積1万7851平方キロの33.8%である。また、上場株式会社のうち土地所有会社は2190法人であり、その所有面積は6089平方キロ、34.1%である（以上はいずれも『平成7年版土地白書』による）。

つぎに、法人への土地集中と法人大土地所有の状況を東京都について見よう。東京都区部の民有地（全地目）における法人所有面積の割合は、1985年の24.7%から93年の28.8%に増加した。とくに都心3区（中央、千代田、港）と江東区では、法人所有が宅地の60～70%に達する。この「土地所有の法人化」はバブル崩壊後も続いている。91年以降、土地売買取引件数では個人は買入れ超過となり、法人は売払い超過に転じた。だが取引面積では個人は売払い超過、法人は買入れ超過が続いている、個人所有の土地が法人所有に移転する状況が続いている。

大規模土地所有法人（2000平方メートル以上）は、区市部の範囲で見れば、土地所有法人総数の8.8%に過ぎないが、これが法人所有総面積の81.7%を占める。都心3区では、土地所有法人総数の1～2%に過ぎない大規模土地所有法人（1万平方メートル以上）が、法人所有総面積の30～50%を占めている（以上はいずれも東京都『東京の土地1993』による）。

②土地市場への影響

第2に重要な点は、このような資本による土地集中が都市の土地市場に決定的な影響を及ぼすことである。しかも、上場企業の相当数が六大企業集団の系列企業であり、それらがまた多数のグループ企業を支配下においていること、また大都市とりわけ東京の都心部は大企業の管理中枢が集中し、事実上法人大土地所有に占拠されていることを考えれば、独占的大企業の土

地所有は、土地市場そのものの支配を可能にする優越的地位を占めていると言える。

すなわち、土地市場の機能とそれを通じて実現される土地所有・土地利用の地域的編成が、独占資本の蓄積に適合的な形態へと変容していくのである。これを独占資本による土地支配（土地市場支配）と呼ぼう（大泉、前掲書、第2章を参照）。その内容はつぎのように特徴づけることができる。

資本と人口の集積・集中を背景に、大都市では土地利用をめぐって種々の産業的利用や居住的利用、公共的利用の間で競合が強まる。この競合は、土地利用規制などの公共的介入によって制御されるのでなければ、土地利用諸形態の無秩序な混在とそのなかでの高収益的土地利用形態の優位、他の利用形態の排除をもたらさざるをえない。これは、商品としての土地を「効率的」に配分すべき市場メカニズムの必然的な帰結である。厳格な都市計画の制度を欠いた（したがって「開発の自由」が最大限に保障される）日本では、この過程があからさまに進行したのである。

この市場メカニズムの浸透と展開を媒介したものが、不動産資本の活動であり土地投機である。種々の土地利用主体の競争を内包して増大する土地需要は地価を押し上げ、これを格好の基盤として活発化する土地投機がさらに地価高騰に拍車をかける。このようにして形成される高地価水準が、高収益的かつ集約的土地利用の進展を強力にうながすシグナルとして機能するのである。

80年代「内需拡大」政策は、事実上大都市開発とリゾート開発を基軸として組み立てられ、それらを民間企業に新たな事業機会、収益機会として開放することで推進された。まず東京都心部が「高度な国際金融ビジネス空間」への改造という再開発の枠組みを与えられ、そこに膨大なオフィス需要の発生が演出された。これによって大規模な不動産投資と投機的土地区引の火蓋が切られ、ついで東京圏全域、さらに主要大都市ならびにリゾート地へと展開していったのである。各大都市における「業務核」へと不

動産投資が集中し、その足下に横たわるインナーシティ（「低度利用」の典型！）は地上げと土地転がしの標的となる。また、大都市周辺での宅地開発とリゾート開発が土地買い占めの舞台となる。

以上が地価暴騰とその波及をもたらした動力であり、独占資本による土地市場支配の姿である。これが、長期にわたるブームのなかで膨大な不動産投資の地域的な集中と累積を生み出し、投機破綻によって一挙に過剰投資として顕在化したのであった。

(3) 金融資本による土地支配

ところで、資本による土地集中と土地支配は、不動産金融の発展と相互に支え合うことなしには展開しえない。不動産金融の発展は、土地がインカムゲイン（地代、賃料）とキャピタルゲイン（地価差益）を生み出す擬制資本＝「資産」として貨幣資本蓄積の基盤に組み入れられることを意味する。ことに80年代の金融肥大化＝過剰資金体制のもとでは、この不動産金融が金融機関間競争の重要な舞台となつた。とりわけ都市銀行は、最大の収益機会であった大企業向け貸付の減退を補うために、系列金融機関や住専・ノンバンクをも動員し急激に不動産融資を拡大していった。すなわち、不動産金融は金融資本の蓄積にとって不可欠な手段となつたのである。これが土地問題を考えるうえで第3に重要な点である。

金融資本の蓄積は、インカムゲインとキャピタルゲインの取得による貨幣資本の増殖と、貨幣資本および擬制資本所有の集中にもとづく支配集中をその特徴とする。これが土地所有・土地利用の領域に及ぼされるとき、独占資本による土地集中と土地支配は、擬制資本としての土地所有を基軸とした重層的な構造、金融資本による土地支配に転化する。そこでは土地所有はキャピタルゲイン取得＝投機の手段であり、かつ融資や企業集中を通じての支配集中の手段である。不動産金融の発展は、こうした金融資本による土地支配の強化という機能を担っていた

のである（大泉、前掲書、第2章）。

今日の土地問題の根本原因是、以上のような土地集中・土地支配の構造の野放図な肥大化にある。さきに見た、土地問題の構図をもっぱら農地所有と都市的土地区画整理事業との対立に求める議論は、問題の本質を不明にし、今日の土地政策の枠組みを合理化するものでしかない。

独占資本および金融資本による土地集中と土地支配は、土地問題を深刻化させただけでなく、不動産投融資の膨大な過剰を生み出すことで今や巨額の不良債権問題に直面している。それでは、これに続く不良債権処理は土地問題にとつてどういう意味をもつことになるであろうか。

III. 不良債権処理と土地問題

(1) 不良債権処理と土地流動化策

住専処理が社会問題化するに先立って、金融機関の不良債権処理と公的資金投入の必要性は経済界や一部の経済学者たちによって論じられてきた。たとえば、93年12月に出された政策構想フォーラムの「緊急提言」はつぎのように主張している。①自力更生が可能な金融機関には税制で支援する（不良債権の無税償却を大幅に認める）。②自力再建が不可能な金融機関は早急に整理、合併する。③財投資金の出資や補助金で日本版R T C（整理信託公社）を設立する。整理される金融機関の不良債権を買い取り、その代金を合併側金融機関に支払う。これは不良債権の流動化であるとともに、不良債権の大半を占める土地市場への間接的な資金投入でもあり、土地の流動性が増すことも期待できる、と（政策構想フォーラム「緊急提言——平成不況をいかに克服すべきか」）。

今後の不良債権処理がこうした方向で進められていくことは十分予想できる。その過程で金融機関はドラスティックに集中、淘汰されるであろう。このことが日本の金融システムにとつてもつ意味は重大であるが、小論ではそれはおく。問題は「土地流動化」のほうである。

「不良債権流動化」のカギは「土地流動化」にある。そのために、不良債権の貸し手と借り手のみならず、不動産の開発主体と購入主体にも公的な支援、公的資金の投入が必要だと主張されるのである。具体的には、①土地利用規制の緩和（たとえば「容積率移転」）。これは、一方の土地の容積率未消化分を他の土地の容積率に上乗せするというものだが、その意味をありていに言えば、地上げの残骸となった「クズ土地」は駐車場にでも使って、その分、他の土地の容積率をアップせよ、ということだ)。②土地税制の緩和（地価税廃止、譲渡所得課税軽減など）。③デベロッパーにたいする公的低利融資、民間都市開発事業への支援、などがあがってくる（たとえば『エコノミスト』95年7月18日号を参照）。

(2) 土地流動化策と都市土地問題

これらの方策によって期待されているものは何か。「ただ地価が下がればよいとするマインド・コントロール」を解き、市場を歪めている諸規制を破棄すべし。バブル崩壊の「学習効果」がいきわたって不動産リスク意識はすでに定着している。企業や個人の不動産投資意欲が喚起されることで事業用不動産市場が再生し、市場メカニズムが復活すれば土地問題も解消する、というわけである。

かりに問題が事業用土地市場に限定できるとすれば、また不動産投資のリスクもリターンも個々の企業がみずから負うだけだとすれば、すべてを市場に委ねればよいという議論も成り立つだろう。しかし、土地問題の現実はそのようなものではない。

民活政策と規制緩和のもとで、資本による土地集中と土地支配が野放図に進行し、不動産投資の著しい地域的不均等と地価暴騰、住宅問題の深刻化をもたらした。それは、都市土地市場が商業地、住宅地、農地の別なく資本蓄積の展開の場に一元化され、市場メカニズムが「効率的」な資源配分機能を發揮した結果であった。ところが、いま「土地流動化」が要請している

ものは、再び「市場メカニズム」と「開発の自由」であり、民活型都市開発の推進である。

土地集中と土地支配の体制は、過剰不動産投資と不良債権累積で大きな打撃を受けた。今度は不良債権処理と土地流動化でこの体制の修復が図られるのである。しかもその過程で巨額の財政資金が投入されていく。住専処理はその突破口としての意味をもっている。

*

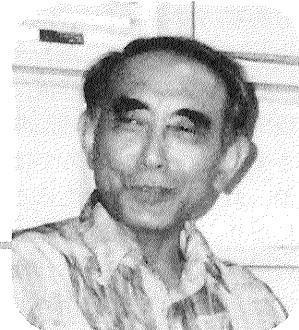
本稿は1996年3月、「日本経済の今後をどのように展望するか」を「神戸の地」で考えるとの趣旨で開かれた基礎研の研究交流集会に提出したものである。したがって、この集会の趣旨によせて小論をつぎのように結びたい。

海田光平氏によれば、「公共デベロッパー」方式で知られる神戸市の都市開発は、外郭団体を活用して機動的に土地を取得し、市みずからが不動産建設・経営の主体となり、土地売却によって投資資金の回収を図るという「企業経営論理」に貫かれたものであった（『経済科学通信』第79号を参照）。この「神戸株式会社」による華やかな開発の裏側にとり残されたインナーシティが、震災によって最も深刻な打撃を受けたのであった。しかも震災後1年を経過した今日、土木・建設面の復興事業は顕著に進んだに見えるが、住民にとって最も切実な住宅と生活の再建は遅々として進まない（広原盛明『震災・神戸都市計画の検証』自治体研究社、1996年）。震災の被害にしても、復興のありかたにしても、それらは顕著な階級性を帯びている。そのことの背後には都市開発の歪みと土地問題がある。

「住専処理への財政支出を被災住民の支援に」という怒りの声が広がっている。その声は、市民にたいしては「自己責任原則」を押しつけ、金融機関にたいしては公金をもって救済するという政府のダブル・スタンダードを擊つとともに、不良債権問題と土地問題、都市問題とに通底する政・財・官の支配構造を擊つものである。

（おおいづみ　えいじ　和歌山大学）

田口富久治先生に聞く



研究者群像も20回目を迎えました。本企画では、今後、狭い意味の経済学に限定せず、政治学・社会学・歴史学など、社会科学の諸分野で活躍されている方にもお話をうかがう予定です。今回は政治学者の田口富久治先生に登場願いました。以下は昨年11月13日に立命館大学の田口先生の研究室で行われたインタビューをまとめたものです。（聞き手＝森岡真史、神谷章生）

秋田での少年時代

——まずは生い立ちからお聞かせください。
田口 私は「満州事変」が起こった1931年に、秋田県秋田市で生まれました。秋田市は城下町ですが、私が生まれたのは城下町でも武家屋敷があった内町ではなく、外町という商人町です。市の郊外で、町内は20数軒しかありませんでした。

小学校に入ったのが中日戦争が本格的に始まった1937年で、5年生の時にいわゆる大東亜戦争が始まります。旧制中学に入ったのが1943年、敗戦が中学3年の時です。その後、中学5年までやりましたが、旧制一高の試験に落ち、新制の高等学校に転入学し、1949年の7月に東大の文科1類に入りました。ですから、生まれたときから18歳までほとんど秋田市で過ごしました。

私の生家は食料品雑貨を扱う、小さな中間卸業者です。私は8人兄弟の長男に生まれまして、田口商店の跡取りになることを、祖父や父から期待されて育ちました。子供の頃に父の話などを聞いていて意識したことは、地方の県庁所在地である秋田には「偉い人」が3人いるという

ことです。1人は秋田県知事で、もちろん内務省の役人として来ています。知事は戦前・戦中の地方社会における一番偉い人の1人です。2番目は、秋田市には17連隊がありました、この連隊長です。もう1人偉かったのは、おそらく私の父が小さな商人だったことと関係がありますが、日本銀行の秋田支店の支店長です。地方の商人にとっては、銀行はものすごく大きな経済的なパワーを持っており、その銀行の頂点に立っているのが日銀の支店です。支店長は県下の経済界のどんな酒席でても、1番上座に座ります。県知事と連隊長と日銀の支店長、つまり、行、軍、金融トップのこの3人が秋田県で一番偉い人ということです。

小学生くらいの時に、店員さんが4人くらいいましたが、その人達が次から次へと召集されていき、3人が亡くなりました。私の父は当時30代半ばになっていたと思いますが、一度召集されそうになり、そのとき作った家族に残していく遺髪や遺書が父が死んだ後に偶然出てきました。遺書を見ましたら、自分が戦死したら家、財産は全部国家のために寄付しなければならな

い、ということが書いてありました。やはり20数軒の町内会長をやり、小さな専売の塩やタバコの業界の理事長などをやっているということもあり、突き詰めた気持ちになっていたことに、少しひっくりしました。

戦争が進み、統制経済になり、とくに太平洋戦争が始まると、統制が非常に厳しくなっていました。私のところでは、例えば砂糖や食料油、太平洋戦争中はたばこもマッチも全部配給になり、だんだん店で売る商品がなくなる。私の記憶に間違いがなければ、昭和19～20年の頃には、もう店を半分閉めていた状況です。

中学でまともに勉強ができたのは1年だけです。2年になると、かなり不定期になりますが、開墾に行ったり、農家の米の刈り入れの手伝いに行ったりしました。しかし3年になると、同級生250名がいくつかのグループに分かれて、例えば軍事工場に行ったり、私たちのように、松根油をとる仕事をした連中もいます。いずれにしろ、3年のときには、敗戦まで、学校は事実上ありませんでしたし、敗戦後も校舎を進駐軍に接収されて假校舎で勉強しました。

1945年の8月15日の正午に天皇が敗戦の詔勅を読みますが、私はそれを自宅で父と、店の半分を事務所として貸していた鹿島組の所長さん（花岡事件のことは後で知りました）の3人で聞いた記憶があります。母と小さい弟妹は疎開していましたし、祖母とお手伝いさんは、前夜の土崎の空襲でお寺に逃げていました。

父の商売からみた地域経済の衰退

父の戦後の商売について話しますと、戦争が終わったときには、家屋敷のぞいて、商売を再開する資金はいっさいなかったと思います。それをどうやって作ったかといえば、ネバナという植物の根が強い粘着力をもっていて、戦前からその集荷・販売を副業的にやっていたのですが、戦後になって傘や提灯の接着剤として非常に需要があったようです。それを父は1946～50年ぐらいに戦前からのツテを頼って必死になって買い集め、それで再建資金をためたのだと

思います。

1956～57年が父の商売のピークでした。私は49年7月に大学に入り、だんだん秋田との縁は少なくなりますが、子供の頃と1950年代をくらべての経済的な変化として感じたことは、戦後日本経済復興の過程における経済の全国化傾向です。50年代の後半から60年代にかけて中央の資本資金がどんどん入ってきます。いちばんはっきりしていたのは土建業です。戦前の土建業者は大変な家屋敷を持つ資産家でしたが、それが次から次へと没落していく、その記憶が鮮明に残っています。父の仕事でも、全国的な商社とまではいきませんが、大手流通資本が入ってきます。それによって、地方の流通業界がだんだん大きくなっています。同じ業界の、秋田市で1、2を争うような、私の父の店よりもるかに大きなところも全部だめになっていました。地元資本のデパートなどもそうです。こうした経済の全国化、独占化によって、地方が持っていた経済的な相対的自立性が、急速になくなっていく過程を感じました。

父の商売にとっての決定的なダメージは60年前後だったと思いますが、税務署の摘発を受けたことです。ある程度かくしておいた、当時で150万円くらいの資金を全部もっていかれました。父の商売は最後までその打撃から立ち直れなかつたのだと感じています。

私のような地方の小商人の息子の観点から戦後日本経済の再建過程を見ていると、地方に相対的な自主性を残す、また小さな商人が非常に勤勉に働いて、若干の蓄積をして、それである程度発展していく、そういう可能性をまったくなくしてしまうような体制がつくられていったのだと思います。税務署は、大きな企業の脱税は摘発しませんが、小さなところは徹底的に摘発をします。こうして小企業の資本蓄積を不可能にするような体制が、戦後に成立していました。

——地方の小さな商人の家に育ったことは、先生が社会を見る目を養ううえで、影響を与えましたか？

田口 影響を受けました。父は僕が大学に入っ

たときに、田口商店の跡継ぎをやって欲しかった。父が一番偉いと思っていたのは銀行ですから、役人か銀行員をやって、それから秋田に帰ってきて、保守党の政治家になって、店の方もやって欲しいというのが夢だったのでしょう。このことでは、私はずいぶん悩みもしましたが、すでにお話ししたように戦後の資本主義体制というものが、中小企業にとってどんな意味をもつかは、体験上知っていましたからね。

店員さん達の状態は戦前もひどかったが、戦後はもっとひどかった。中央流通業界の圧力がひしひしとかかってくる中で、父が私たち兄弟8人を養っていくことは並大抵なことではありません。そのしわ寄せは結局、店員さん達にいました。その人達の労働条件は劣悪で、低賃金・長時間労働でしたが、それでやっとわれわれ家族は食べていける。そうしたことに対するやましさもあり、矛盾を感じていました。あと、「家」の問題もありました。祖母と母の嫁・姑問題です。これでも私はずいぶん悩みました。以上、一言でいえば、私は戦前・戦後を通じて「講座派」的問題状況で悩んでいました。

戦後の高揚の終焉期に東京へ

大学に入学したのは、1949年の7月です。それは先にもお話ししたとおり、旧制高校の試験に落ちたからですが、この48年4月から49年7月の1年有余というのは、実はものすごく大きかったです。というのは、私はその1年余田舎にいましたが、もし1947~48年という戦後日本の一一番政治的な激動の時期に、秋田ではなくなりに東京で旧制高等学校の生活を送っていれば、また私の人生がずいぶんと変わっていたことでしょう。ですから、学生運動への参加もずっと後のこと、1951年後半からで、その意味で私は政治的に奥手でした。

新制第1号の助手に採用される

——どのような経過で政治学者としての道を志すようになったのでしょうか。

田口 私が研究者になれたのは、全くの偶然です。大学を出る1年くらい前から学生運動を始めて緑会（法学部自治会）の活動をし、民主主義科学者協会の政治部会にも入りました。友人たちの影響で経済学の講義をたくさん聴いており、それらの講義の影響もあったかもしれません。法学部の学生であったにもかかわらず、いわゆるリーガルマインド（法的思考）は、最後まで身につけることはできませんでした。

政治学では、丸山真男先生はその頃病気で講義はされませんでした。助手になってから、学部のゼミに出させてもらっています。江口朴郎先生が駒場からみえていて、外交史の講義を受けました。内容は先生が東大出版会から出された『帝国主義と民族』です。辻清明先生からは「政治各論」と「行政学」の講義、岡義武先生からは「近代ヨーロッパ政治史」と「近代日本政治史」の講義を受けました。以上の4先生の講義、ゼミからは大きな学問的影响を受けました。経済学分野では、山田盛太郎先生の農政学はケネーの経済表と『資本論』2巻の再生産表式の話で、はじめて聞く話だったのでおもしろかったです。大河内先生の社会政策は、6単位もとりました。西欧経済史は大塚久雄先生がご病気で、高橋幸八郎、松田智雄両教授の講義を聴きました。

今になって非常にまずかったと思うのは、東大の経済学部は戦争中、一時壊滅状態になり、戦後、大内、矢内原、山田等の諸先生が戻られますが、近代経済学の講義がほとんどなかったことです。ですから近経の講義をほとんど聴けていません。いま政府の委員などをしている館龍一郎助教授がおられて、あの人の金融論の講義には出ていたのですが途中でギブアップしました。私は大学時代、講義の聴講を途中で断念したことはほとんどなく、断念したのは1つか2つでした。その1つが館さんの講義でした。近経の素養が一切ない人間にはとてもついていけない内容だったのです。

本郷に進学してからは、さきほどあげた山田盛太郎の農政学の講義などにも刺激を受け、やはりマルクス主義を食わず嫌いではいけないと

思い、戦前の改造社版のマルクス・エンゲルス全集を借りて読み出しました。

そうした学生生活を送り、就職の時期になりましたが、民間の普通のビジネスに入る気は全然ありませんでした。子供の時から作られていた自分の価値システムのなかでは、民間企業の価値序列は非常に低かった。自分の家が商人の家だったこともあり、父の見方の影響もあって、銀行が商工業などを支配しているのだと思い、民間の普通の会社には行く気はありませんでした。公務員になるか、銀行にいくか、いろいろ迷いましたが、迷いの末に研究者の道にかなり偶然的にはいったのです。

当時、研究者になる道としては、旧制卒の人たちには、大学院特別研究生という戦争中にできた制度がありました。新制卒にたいしては、たまたま当時の東大法学部で助手を第1期生から4人取ることになり、ゼミの指導教授の堀豊彦先生にお願いをしてみました。私は4回生になって、学生運動を積極的にやりだしてからは成績が悪くなりましたが、幸い、それまでの成績がよかったです、助手になれました。全くの偶然です。指導教授がたまたまクリスチャンであられて、「運動をしているらしい学生だから云々」ということにこだわらずに尽力していただいたのが幸運でした。助手になることは、卒業年の10月ぐらいには決まり、それからやや本格的に勉強を始めました。

戦後直後のマルクス主義の高揚

1945年の8月15日の解放から48、9年くらいまでの、日本の政治・思想状況におけるマルクス主義、とくに講座派マルクス主義と、日本共産党のプレステージは非常に高かった。といっても当時、僕は東京にいませんでしたから、これは自分の肌身では感じたことではなく、追体験したことなのですが。社会民主主義的な勢力、保守的な勢力はほとんど全部戦争に協力し、戦後も天皇制に対してはっきりした態度をとらなかったなかで、共産主義者がだけが侵略戦争に反対し、天皇制に反対し、獄中で節を貫いた。

その威信ゆえに、共産党はまちがいなく、戦後の一時期（1946～49年頃）の日本の政治状況の中心にいました。

それと表裏一体をなすものとして、この理論だけが日本帝国主義の必然的な崩壊を予言できた、ということで、マルクス主義、とくに講座派の理論の学問的威信も非常に高まった。講座派には、政党の運動と、これを支える理論とは一致するという考え方がありましたから、結果として、日本共産党と講座派マルクス主義のプレステージは空前の高揚をみせました。今ではとうてい想像もできないような人たちが、共産党やその影響下の運動に次々と参加していったのです。

こういう大状況の中で、僕も学問としてマルクス主義の方向を選択する決断をします。もちろん、その当時にも、日本共産党の実態と離れたプレステージや、それにあぐらをかくことによって、理論的におかしなことをやった、大間違いをやったことに対する批判を持っていた人は存在しましたが、無視されていました。

政治学におけるマルクス主義の理論状況

—— 当時、政治学ではマルクス主義の理論状況はどのようなものだったのですか。

田口 当時（40年代後半から60年代）のマルクス主義の理論水準についていえば、諸分野で一様ではありませんでした。今から考えてみると、マルクス主義的な社会科学で一番水準が高かったのはやはり経済学でしょう。その次が法学で、いちばんダメだったのが政治学です。どうしてそうなってくるかといえば、経済学には、『資本論』という出発点があり、これがマルクス主義の科学的な真理性を裏づけるとされている。ところが、政治学ではこれに相当するような出発点や理論的基礎はありません。

マルクスが政治に関して残した業績は、フランス3部作です。あれはすごくブリリアントな時論ですが、そうはいっても、時論は時論にすぎません。エンゲルスでは『家族・私有財産お

より国家の起源』です。これは、国家起源論としては当時の水準を超えており、若干の注目すべき歴史的洞察を含んでいますが、発生論で終わっており、しかもそれをもって本質論と取り違えています。レーニンでは、『国家について』という粗雑な内容の講演と政論書としての『国家と革命』しかありません。これらの著作がマルクス主義の国家論および政治学の古典ということになり、しかも、ここにすべての真理が語られているという前提で「研究」していたわけです。

今の私の目からすれば、これらの中には、科学的な価値はほとんどありません。法学の方はまだましです。ソ連の1920年代のネップ時代には、限られた範囲ではありますが、革命後の解放された精神的な雰囲気のもとでの創意ある研究もみられ、理論戦線で革命に参加した法学者達が非常に積極的に活躍したのです。パシュカーニスの『法と経済の一般理論』(稻子恒夫訳、日本評論社)などは今読んでも、すぐれた著作です。戦後日本のマルクス主義法学は一方では、スターリン法学(ヴィシンスキイ法学)の影響が強かったのですが、他方では少なくともパシュカーニスから出発できました。経済学者は『資本論』と、よかれあしかれ、戦前の遺産(これには講座派系と労農派系の両方がありました)から出発できました。しかし、政治学では『国家と革命』、スターリン党史の「史的唯物論」の国家論、そしてせいぜい『起源』、フランス3部作です。全然出発点の理論レベルが違います。

学問と政治の関係をめぐって

この当時、——これは経済学、歴史学、法学などについてもいえることですが——政治学は現実政治との密着の度合いが濃いというより、むしろ現実政治の要請に従属している面がありました。私の学生時代のリーダー格の仲間は、日本の政治についての最高の科学的認識はマルクス・レーニン主義の真理を体現し、民主集中制の組織原則によって担保された前衛党の政治

認識(具体的には党綱領や基本政策)に集約されると書いていました。つまり、独自の考えをもつマルクス主義政治学者はいない、政治学者は党の運動方針について太鼓を叩いていればいいということです。ところが、私の場合には他方で丸山先生の本を読んだり、ゼミで教わったりして、政治からの学問の自立性ということについて問題意識をもつようになっている。そういうわけで、私自身のなかに、最初から精神的にかなりの緊張がありました。つまり、一方には、前衛党の立場に立つことが認識の客観性を保証するという、前衛主義と科学主義がセットになった政治学観があり、他方で、政治学者は個人としてどんなに党派にコミットしても、こと認識の問題に関しては、自分の立場を含めてあらゆる立場を客観的に対象化し相対化して研究しなければ、学問研究と政治的宣伝パンフレットとの違いがなくなってしまうという丸山先生のテーゼがありました。僕はその2つの立場の間で何十年と考え続けてきました。この点について最終的に結論を出したのは、1980年頃になってからです。

それはともかく、助手になれましたが、3年の間に論文を書いて就職しなければなりません。そのためには何か論文のテーマを設定しなければなりません。戦後、アカデミズムの政治学もアメリカナイズされますが、こうした動向にたいして、「イデオロギー暴露」という方法によってではなく、イデオロギー批判という方法できちんと学問的に対決することが重要と考えました。こうして私の最初の論文は、アメリカ政治学の一潮流(政治の集団理論)のイデオロギー批判です。アメリカ政治学の集団理論の社会的背景、理論構造、そこに反映されている価値意識などを批判的に分析した論文を書き、明治大学に就職しました。

マルクス主義政治学の低迷と威信喪失

先の話の続きですが、マルクス主義の政治学に関しては、1945年から1960年までは、時論も含めたとしても、一定の理論的な意味を持った

労作は皆無に近かったのではないかでしょうか。平均的な左翼学生が読んでいた「政治」の本は、ステレオタイプの史的唯物論です。スターリン編纂の『ソ連共産党史』の日本語版が安く大量に出ていました。これをみんな読んでいました。これしかありませんでした。

1954年に、中村哲と丸山真男と辻清明の3先生編で『政治学事典』が刊行されました。この辞典をいま読み直してみると、丸山先生やいわゆる戦後派の、当時若手の政治学者が書いた項目の水準は今日からみても非常に高い。それと比べるとマルクス主義者が書いた項目のうち、現在歴史の検証に耐えるものは皆無に近い。

戦後マルクス主義国家論においてはいちおう、志賀一神山論争などもありました。これは要するに、日本の戦争中の国家は絶対主義国家なのか、ファシズム国家の機能を果たしていたのか、という論争です。志賀の『国家論』(1949年、ナウカ)は、戦前の日本はある種のファシズム国家だと言うのですが、理論的裏づけをもっているわけではありません。神山の『天皇制に関する理論的諸問題』(1947年、日本評論社、後に続も出た)はひじょうに厚い本ですが、これはマルクス、エンゲルス、レーニンを大量に引用したため厚いわけで、それだけのことではどんと意味はありません。そのほかに、鈴木安蔵の『史的唯物論と政治学』(1949年、中央公論社)がありますが、これはスターリン的な史的唯物論理解の上に立って、政治学を構築しようというものでした。1954年には平野義太郎の『国家権力の構造』(理論社)が出ますが、これもマルクス、エンゲルスの抜粋集です。

ですから、僕が助手になって勉強を始めるときは、政治学におけるマルクス主義の理論として依拠できる文献はほとんどありませんでした。極端にいえば、史的唯物論の定式ひとつがあっただけです。これで、アメリカ「ブルジョア」政治学をどう斬るか、ということが課題になったわけです。若くて無知だから蛮勇がふるえたというところです。

ただ、50年代には、外国に少し見るべき仕事がありました。アメリカのマルクス主義哲学者

でS.ムアという人がいます。このムアの1957年の『資本家民主主義批判』という本が、60年頃に佐藤昇さん他の訳で『マルクス主義国家論』という題で出ました。このあたりがやや新鮮でした。ムアは1963年に『三つの戦術』という小冊子も書き、1964年に岩波書店から邦訳が出ていますが、1956年のソ連共産党20回大会でのフルシチョフのスターリン批判というのが、戦後マルクス主義の脱スターリン主義化の出発点となったということで決定的に重要です。この同じ年に、ハンガリー事件、イタリア共産党第8回大会もあるわけです。日本でも50年代末には長洲一二さんや古在由重さんが編集した『現代マルクス主義』という講座3巻が、大月書店から出ます。そこで、村田陽一さんという翻訳家が、国家論を書いていて、「ブルジョア民主主義の論理は商品生産の論理に規定されている」と書いていたのを新鮮に感じました。

50年代の半ばくらいから、60年以降ははっきりと、論壇の力関係は変わりますが、50年代半ばのスターリン批判の頃からマルクス主義の知的威信はガタ落ちとなる。その前、岩波書店は1950年代の前半に、『戦後日本資本主義講座』を講座派グループを中心として出版しました。当時、日本共産党に政治的に忠実な人々は、同党の「51年綱領」の線で書いており、個々にはよい論文もあるとはいえ、全体としては惨憺たる失敗に終わりました。これで、講座派マルクス主義は知的な影響力を決定的に失いました。さらに、政治的には、極左冒険主義、火炎瓶闘争の影響もあり、共産党は全く政治的影響力を失いました。53年にスターリンが死に、55年に共産党が六全協を開いて分裂から回復しますが、56年のスターリン批判で、マルクス主義は決定的にダメージを受けました。この時期から、社会科学、社会思想の領域でも、力関係が当然のことながらはっきりと変わってきます。経済の高度成長がこれに拍車をかけることになります。

——そのようななかで、先生は1950年代の終わりから圧力団体論という、当時としてはかなり新しいテーマに注目されるわけですが。

田口 それには、いくつかの理由があります。第1は、戦後直後の丸山真男氏の「科学としての政治学」論文の示唆を受けて、戦後日本の政治学は、日本の現実の実証的分析にとりくむ必要があると考えたこと。第2に、私は自分の助手論文で、アメリカ政治学の一潮流としての、政治についての集団理論の批判的分析をしたわけですが、この集団分析の方法を使って、日本社会党や総評などの分析をやっていたこと。第3に、国際的学会動向として、第2次大戦後の混乱状況がおさまって、アメリカ合衆国だけでなく、その他の先進国においてもさまざまな政治的利益集団が台頭した状況があり、これを反映して利益集団ないし圧力団体の比較研究が一種のブームとなっていたこと。第4に、日本でも占領期から「独立」への過渡期において、政党や職能集団の「団体再編成」がおこり、医師会、中政連、農業団体などの圧力活動が注目されていました。私の圧力団体研究は、医師会、中政連からはじまって、60年代前半の県農政や農協の農政活動の分析が主なものでした。もちろん、外国との比較政治の観点ももっていましたが。

60年代の末には、イギリスに留学して、いわゆるマルクス主義国家論のルネッサンスに基づかり、70年代には、マルクス主義国家論の新展開の動向の追跡と紹介、さらにそれと重なるユーロ・コミュニズムの展開の追跡と分析に、仕事の中心が移っていきました。この辺はまた後でお話ししましょう。

丸山真男氏の評価について

——先生は丸山真男氏からさまざまな影響を受けたとお聞きしています。最近、岩波書店から丸山氏の著作集の刊行が始まりました。先生は丸山真男氏をどのように評価されているのでしょうか。

田口 第2次世界大戦後の日本の経済、政治、社会、文化の変革——一口で言うと戦後日本の民主主義改革——は、幕末・維新の変革に比定されるような巨大な変革だったと思いますが、

この中の丸山氏の思想家・政治学者としての役割は、幕末・維新における福沢の果たした役割と比較されるべきものだと考えています。私はいま、戦後日本の政治学史を書くための準備を始めており、いま出ている著作集で丸山先生のお仕事をもう一度徹底的に読み直して、きちんとした私なりの評価をしたいと思っています。そこで、ここでは一、二感想を述べるにとどめます。

1つは丸山氏ほど経済学を含めてマルクス主義の文献をきちんと、批判的に読んでいる政治学者は、前にも後にもいないということです。戦後一時期、あれだけマルクス主義がもてはやされたにもかかわらず、たとえば東大の法学部の政治学者たちの間では、マルクス主義を本格的に読んだという人は、ほとんどいなかったというのが実状だと思います。それに反して、丸山先生は、旧制高校・大学時代の友人達の影響もあると思いますが、ローザの『資本蓄積論』などは原文で読んでおられるし、エンゲルスの『起源』についても学生時代に実に鋭いノートをとっておられる。ルカーチの『歴史と階級意識』などは、完全にマスターしておられます。だから、丸山氏は決してマルクス主義を知らない近代政治学者ではありません。そこらのマルクス学者など足元にも寄れません。そういう点で尊敬しました。

戦前の先生の日本政治思想史研究の基本モチーフは、よく知られているように、日本天皇制批判です。日本の天皇制的な精神的、政治的風土との対決が基本モチーフです。先生が政治制度としての天皇制について、はっきり否定の態度をとるのは戦後になってからのようですが、マルクス主義者も天皇制批判、打倒ということを言ってきましたが、理論面・思想面で天皇制支配、天皇制イデオロギーの内在的で本質的な批判をあそこまで徹底して——戦中は徳川儒教体制の崩壊の必然性の論証に依託しての批判ではありましたが——やった思想史家はいません。

もう1つ丸山氏の学問を貫いているモチーフは、マルクス主義との理論的（政治的では必ずしもない）対決でした。この側面は、戦後にな

ってクローズ・アップされます。ところが、このマルクス主義が、政治面では51年綱領、火炎瓶闘争、スターリン批判、これらで自滅するような形で影響力を失っていってしまう。しかし、そこにいたるまでの、丸山氏のマルクス主義との理論的対決というのは、非常に緊張感に満ちたものだったろうと思います。

スターリン批判の時、1956年11月号の『世界』に、丸山氏は「スターリン批判の批判」という有名な論文を書きます。あれを読んでちょっと奇異な感じがしませんでしたか？つまりあの論文の中では、スターリン主義の批判の批判ですから、スターリンを批判するだけではなく、スターリンを批判するマルクス主義者達の批判の論理を批判しているのです。あれは非常に特徴的な論文で、おそらく丸山氏の批判のスタンスをたいへんよく示していると思います。この論文は、あくまでも思考方法——政治の認識論のあり方をめぐる——の批判です。丸山氏がスターリンを批判したマルクス主義者の思考方法にその批判を限定したことは注目すべき点だと思っています。私は、丸山氏がなぜそうしたのか、その理由を詰めきってはいませんが。これと関連して個人的な経験を言いますと、1946年に書かれた「福沢諭吉の哲学」という論文を、後で、ちょうど共産党が火炎瓶闘争をしていたときの自分の経験と照らし合わせて読んで、これはマルクス主義の思考方法への実に的確な批判だと感じ入ったことがあります。組織方針、あるいは理論の実体といったことに一切立ち入らず、政治的認識論ないし思考方法にしほって批判を試みる。こうした批判の方法が、ものを書く場合の批判の戦術なのか、丸山思想史の方法の根本にかかわるのはわかりませんが、その思考方法の批判は完全に当たっており、まったくその通りであって、反論の余地がないことは事実です。要するに、マルクス主義者たちの陥りがちな政治的認識論の欠陥が的確に摘出されることによって、それがその限りで部分的に相対化されています。私はこの種の批判の妥当性を認めていましたから、そこからいろいろな理論的・思想的問題を考えるようになったのです

が、今日はこの辺でやめておきます。

国家論のルネサンス

——1970年代から、西欧でマルクス主義研究が活性化し、その流れのなかで、「国家論のルネサンス」と言われるような状況も生まれてきます。先生はそれらの動向を紹介し、積極的に理論上の課題を提起されました。

田口 国家論のルネサンスには前史があります。それはやはり、イタリア共産党におけるグラムシの再発見で、これが始まるのは1956年です。イタリア第8回党大会のトリアッティ報告から、ポリセントリズム、多中心主義やイタリア独自の道の議論などと組合わざる形で、グラムシの再評価の動きが出てきて、イタリアの構造改革論の問題につながっていく。

日本にもその後すぐ構造改革論が入ってきてますが、清水慎三氏の表現を借りると、結局、綱領論争や政党・グループ間の対立・抗争にまきこまれ、もみくちゃにされるという、たいへん不幸な出発をしてしまった。

西欧で始まった国家論のルネサンスは、グラムシを西側における共通の先進国革命の問題提起者と位置づけ、グラムシの理論の創造的継承をはかることをめざしました。ミリバンドが69年に『現代資本主義国家論』(田口富久治訳、未来社)を書き、その前年のフランスの5月危機の直前に、ブランザスの『国家権力と社会階級』(田口他訳、1977, 1981年)が出るあたりから始まっています。大づかみに言えば、マルクス主義国家論は1930年代以後、60年代まで大体40年くらい、全く不毛で化石化の状態に陥っていました。60年代の末になって、マルクス主義国家論が、経済学とは違って、全く不完全であり、非常に大きく補正、あるいは再編成されなければならないという自覚が出てきて、様々な方法論的な試みが行われた。そういうことだと思います。

もう1つ、政治的には第2次大戦後の、1950年代後半以降、とくに西側の政治状況が提起している政治的・経済的課題に、実践的理論的に

どう答えるかという問題がありました。端的に言えば、国家社会主義の批判と民主主義、いわゆるブルジョア民主主義として見下されてきたものの再評価の問題です。理論的に言えば、経済還元主義、階級一元論などのいろいろな形の還元主義の克服が目標となりました。これらの反省の背景には当時の市民運動、住民運動の台頭などがありました。先進国における変革思想や民主主義理論の探求、端的に言えば、先進国革命論あるいはユーロコミュニズムあるいは多数者革命論という言葉で呼ばれていた問題群が前面に出てきたわけです。

こうした問題が出てくる背景は56年のハンガリー事件まではさかのぼらないとしても、60年代に入って、学生運動、ベトナム反戦運動の興起、68年のチェコ事件、同年のフランスのパリの5月革命、それから60年代末のイタリアの熱い秋の闘争、日本の場合で言えば、67年頃からの革新自治体の台頭という形である種の高揚が見られ、さらにはソ連・東欧の国家社会主義のマイナス面が非常に明瞭になるというような状況があります。

国家論のルネサンスの日本への紹介、導入の反響については、私自身はあまり考えたことがありませんでした。しかし、こうした議論がいわゆるマルクス主義的な思考をもっている、社会学、歴史学などの他の分野の社会科学者達にはある種の影響を与えたことは確かなようです。青木書店から出た『現代と思想』が、問題意識をある程度共有する人々の共同の雑誌のような役割をもって、1号から40号まで、1970年代の10年間に、ともかくかなりいろいろとおもしろい問題提起をしながら続いていきました。

国家論への4つのアプローチ

国家論におけるアプローチということで言えば、60年代の末からの国家論ルネッサンスの特徴は、アプローチが4つくらいの形態をとって、じつに多様に展開されたことです。例えば、階級理論アプローチで言えば、ミリバンドの理論が代表的です。彼の主張は社会学的で、つまり

単純に国家は支配階級が握っている単なる道具ではなく、政治的意志決定者と支配層の握っているマスコミなどのヘゲモニー装置を含めた集団、組織などの関係の中で、総体的にとらえることが必要だとして、実証的に問題にしました。ミリバンドの議論は普通のマルクス主義発想を持っている人から見てもわかりやすい議論で、翻訳もかなり売れました。

ブーランザスの68年の『資本主義国家の構造』(田口富久治他訳、未来社)は彼の知的生涯のなかでアルチュセールの影響が一番強いとき書かれた本ですから、翻訳にはずいぶん苦労しました。彼の議論もグラムシから出発しており、国家権力というものを、階級的実体としてとらえるのではなく、さまざまな市民運動なども含めた諸勢力の力関係の凝縮としてとらえるという点では、理論的だけでなく、実践的にも先進国革命路線との関わりで一定の意味を持っていました。

さらには1960年代半ばぐらいから、西ドイツの資本理論アプローチが登場しますし、それから1番新しく、ラクロウやムフの言説理論アプローチが出てくる。この言説理論アプローチにおいては、マルクス主義国家論、あるいはマルクス主義社会論が最終的に解体に向かいます。そして、この4つの潮流のうち、グラムシープーランザスの国家装置・国家権力の区別と関連を中心にして、階級理論アプローチと資本理論アプローチを統合する試みとしてジェソップの『資本主義国家』が90年に出来ます(中谷訳、御茶ノ水書房)。ジェソップの国家論は、戦略理論アプローチとして特徴づけられますが、それは最近、70年代中葉から出てきたフランスのレギュレーションと結びつきを持ってきています。

先進国における変革思想と民主主義

もう1つは現実政治の問題です。先進国における変革思想や民主主義理論の探求、端的に言えば、先進国革命論あるいはユーロコミュニズムあるいは多数者革命論という言葉で呼ばれていた問題です。

こうした問題が出てくる背景はすでに説明しました。しかし結果はどうなったかと言えば、国家論のルネッサンスで提起された国家論の再考、先進国における先進国革命論の実践的な問題提起を、ある帰結まで押し進めたのはイタリアだけだったというのが私の評価です。イタリアの場合は途中の経過はともかくとして、国家論ルネッサンスと先進国革命論を結局——89年以降の東欧・ソ連の崩壊という状況の大変化もありまして——、イタリア共産党の左翼民主党への変身という形で貫徹していった。これが、上述の理論と実践の帰結だとみています。

マルクスの歴史観を問い合わせる

——先生はマルクス主義の理論を政治学において発展させるという立場から研究をはじめられたわけですが、現在の時点にたって、マルクス、あるいはマルクス主義についてどのようにお考えでしょうか。

田口 再検討しなければならない主要な面はマルクス主義の歴史観です。それに2つの面があり、1つは資本主義に代わる社会主義といわれているものを、単なるビジョンではなく、ある程度の具体性を持った構想として、現在提起しているような理論潮流があるのかどうか。それから、角度を変えていると、それが可能な諸条件が現在あるのかどうか、という問題の再審です。

私のみるとところ、ソ連型の国家社会主義もユーロ型の自管理社会主義も、さらにはいわゆる市場社会主義の構想も、具体的な構想という点で言えば全部破産している。資本主義的市場経済システムに代替しうるような具体的な社会主義の構想が、とくに経済体制の構想という形では現在なくなっていると考えています。もあるとすれば、そのような経済体制の具体的構想とその構想実現の現実的諸条件を、そのことを主張する経済学者に是非教えてもらいたいところです。

第2に、そのことは、史的唯物論の一般的な歴史観の問題の再審をうながさずにはおかないとでしょう。ごく簡単に言えば、『経済学批判』

の「序言」や『経済学批判要綱』における歴史の将来についての見方は、1つの理念、あるいはユートピアとして、もちろん規範的に支持できるところもあり、何らかの形で継承していくなくてはならないと今でも思っています。しかし、社会主義なり、さらには共産主義なりが現実化していく諸条件を、どのように考えたらいいのか。ユートピアはユートピアであり、永遠にユートピアにとどまってしまうのではないか、という疑問が出てきます。

その点は、私が最近こっているイギリスの社会学者、ギデンズの議論と関わります。彼の近代性(modernity)についての考え方は、簡単に言えば、近代においては人間の持っている反省性が高まり、社会科学、自然科学の知見が出てくると、それはすぐに人々の思考の中にフィルターインされてしまう。そのため、知の持っている確実性、すなわちかつて考えられたように固定的で、いったん確立されてしまえば、もうそれは動かないもの、将来にわたって1つの基準として使っていけるものというような知識觀は、もはや成り立たなくなっている、それが近代の特徴のひとつだ、というのがギデンズの考え方です。

そうしたことを考えますと、マルクス主義の史的唯物論の定式にしろ、『要綱』の人格的従属関係から物的依存関係、さらにそこから解放されて人間の全面的解放にいたるというテーゼについても、それを1つの客観的な人類の歴史が必然的に発展していく道筋を示したテーゼだというふうに単純には受け入れられなくなるという問題も出てくる。ギデンズはその歴史觀をそれほど詳しく展開しておらず、かなりの曖昧さは残っていますが、先ほど述べたような近代性における人間の反省性の働きの増大で知識の固定性が不斷に更新されていくという前提にたった場合、未来は絶えずオープンで、未決のものとして提示され続ける、そのように考えた方がより現実的な見方ではないかと考えるようになっています。

核戦争の問題、地球環境の生態学的な均衡の維持の問題についてもそうです。人間の集団的

な行為の結果として、たとえば地球生態系が破綻してしまう危険性、現実的可能性も十分ある。しかし、そうならない可能性ももう1つの現実的可能性としてあると考えた方が、将来に向けての歴史の見方としては妥当性を持つのではないでしょうか。

共通遺産としてのマルクス

——近年では、新たに社会科学を志す人のなかでも、全体としてマルクス離れが顕著です。先生ならば、若手研究者にたいして、マルクスとのつきあい方についてどのようなアドバイスをされますか。

田口 マルクスの思想は思想史的に言えば、ヨーロッパ思想の1つの源流としてのヘブライの千年王国思想につながるとともに、近代ヨーロッパの啓蒙的な解放思想の正嫡子という性格をもっており、その意味で人類の共通の遺産となるべき積極面をもっていますが、にもかかわらず19世紀後半という時代的制約に由来する限界性があります。そのような歴史的文脈の中で、マルクスの思想の積極面と限界性をきちんと位

置づけることが今こそ非常に重要になってきているのではないでしょうか。

一点だけ申しますと啓蒙思想については、第三世界の知識人などから西歐的価値に偏し、東洋を蔑視するオリエンタリズムであるという批判が出てきていますが、それに応えながら啓蒙思想が持っていたプラスとマイナス、歴史的な意義と限界の両面を明らかにしていかなければなりませんが、マルクスについてもその中におけるマルクス的な解放思想が持っていた特質、長所、歴史的な限界を研究しなければならないでしょう。

とくに社会主義がだめになったとこれだけいわれている時期だからこそ、マルクス思想のなかに含まれているメリットを再発見することも、これから本格的に始めるべき課題の1つです。

要するに、私は、かつてレーニンがいったように、マルクス主義は科学的であるがゆえに万能だとは毛頭考えませんが、そのなかに含まれる思想的・学問的積極面は引き継いでいく必要があると思っています。「マルクスと共に、マルクスを超えて」が、今の私のモットーです。

——長時間ありがとうございました。

田口富久治氏の略歴と主要著作

略歴

- 1931年 秋田県に生まれる。
- 1949年 東京大学文科一類入学。
- 1953年 東京大学法学部助手。
- 1956年 明治大学政治経済学部講師、59年助教授、66年教授。
- 1975年 名古屋大学法学部教授。
- 1994年 立命館大学政策科学部教授。

主要著作

- 『日本の革新勢力』弘文堂、1961年
- 『現代政治とイデオロギー』青木書店、1967年
- 『社会集団の政治機能』未来社、1969年。
- 『マルクス主義政治理論の基本問題』青木書店、1971年。
- 『現代日本の政治と統一戦線』青木書店、1973年。
- 『現代政治学の諸潮流』未来社、1973年。

『選挙制度』新日本出版社、1973年。

『現代の民主主義と自由』新日本出版社、1976年。

『先進国革命と多元的社会主义』大月書店、1978年。

『マルクス主義国家論の新展開』青木書店、1979年。

『現代資本主義国家——理論と現状分析』御茶の水書房、1982年

『多元的社会主义の政治像』青木書店、1982年。

『現代世界の危機の構造』三嶺書房、1984年。

『現代政治』東研出版、1985年。

『日本政治学史の源流——小野塚喜平次の政治学』未来社、1985年。

『政治学の基礎知識』青木書店、1990年。

『日本政治学史の展開——今中次磨の政治学』未来社、1990年。

『政治学講義』名古屋大学出版会、1993年。

『近代の今日的位相』平凡社、1994年。

社会保障の制度改革と 「国民負担率」



FUKUSHIMA Toshio

福島 利夫

社会保障制度審議会の勧告（1995年）は、戦後50年を経た現在、社会保障の性格が根本的に変わってしまったと主張し、国家の役割を縮小させようとしている。しかし、現在の日本は社会保障が不可欠な生活様式となっている。それにもかかわらず、社会保障だけではなく国民生活全体において、公的部門にあまり目が向かないしくみになっている。これらの点を指摘するとともに、新たな社会保障抑制の論理としての「国民負担率」論を検討する。

はじめに

社会保障の制度改革をめぐる最近の動向の1つは、社会保障制度審議会の勧告「社会保障体制の再構築」（1995年7月）に見られるように、社会保障の理念問題の提起である。その中身は、戦後50年を経た国民生活の変化を根拠にして、社会保障の性格が根本的に変わってしまったということである。そこで主張されるのは、国民全体の生活保障に対する国家の責任をあいまいにし、国家の役割を縮小させることである。つまり、社会保障の否定にいきつくものである。いずれにせよ、個別の制度改革にとどまらず、理念の見直しまで正面から提起しているということは、日本の社会保障が1つの新しい画期を迎えていくことにはかならない。

本稿では、まず社会保障の原理というそもそも論と日本の国民生活の特徴について論じること

とから始める。つぎに、戦後日本の社会保障の到達点について述べる。さいごに、社会保障抑制のために最近よく持ちだされる「国民負担率」論について検討する。

I. 社会保障の原理と 日本の国民生活

(1) 社会保障が不可欠な生活様式

私たちが生活する資本主義社会は、私的所有と社会的分業によって編成されている商品生産社会にもとづいている。それは、おたがいに自立した個人が自由に競争する社会である。そこで生活については個人の責任であり、「自立・自助」が各人に求められる。しかし現実には、資本主義社会では多数を占める労働者は、自立・自営のための生産手段を所有していない。そこで、労働者は企業（資本）に雇用され

ることによって、所得としての賃金を得ることになる。ところがまた、この経済的自立の手段はけっして安定したものではない。雇用の不安定や低賃金のもとでは、自立にも限界がある。つまり、自立のための安定した基礎を持たない者に対して、自立をあくまで強制することはできない。

ここに社会保障の出番がある。社会保障は、資本主義社会における失業や貧困がけっして個人の責任ではないことを承認し、生活自助という資本主義社会の生活原理を修正するものである。

また、日本の国民生活は戦後復興、さらに高度経済成長の過程を経て大きく変化した。家族と地域社会も変貌し、それらが生活共同体として従来持っていた扶養機能は弱体化した。これは、商品と貨幣が古い共同社会に浸透し、それを掘り崩していく過程でもあった。ここで、それまで家族などの内部で私的に取り扱われてきた扶養機能に取って代わる社会保障が必要となる。これまで、社会保障をめぐるさまざまな「危機論」が登場したが、欠如した扶養機能がそのままに放置されて社会保障という代替策が取られないとすれば、国民生活にとってはこれこそが危機である。

西欧式福祉国家と対比した「日本型福祉社会」論は、こうした現実を無視して、かつては力を発揮した家族と地域社会の扶養機能に今もなお主に依拠し、責任を持たせることを前提にしている。そのさいとくに、「主婦」と呼ばれる家庭内の女性労働は一方的な負担を強いられることがある。この点で、無いものねだりの時代錯誤の議論である。さすがに近年は、この「日本型福祉社会」論も修正をよぎなくされている。以上のように、現代の日本社会は社会保障が不可欠な生活様式となっている。

(2) 私的消費に依存する国民生活

日本の国民生活の大きな特徴は、社会保障にかかる部面も含めて、一般に国民の「自立・自助」が強調され、個人（家計）の責任や甲斐

性の問題にされてしまうことである。そこからは、激しい生存競争がもたらされる。そしてそれとのかかわりで、生活の向上は個人の「がんばり」と「あきらめ」の度合いに解消されてしまいがちである。つまり、国民生活に占める公共部門や非営利・協同組合部門の役割にあまり目が向かないしくみになっている。

じつは日本では、日常生活のなかでは公共部門が小さいことが社会通念のようになっている。つまり、生活に直結する部面では「小さな政府」が実現している。教育ローンや住宅ローンに見られるように、教育や住宅は私事とみなされている。他方で、企業の立場からすれば、教育や住宅は絶好の営利の対象とみなされる。住宅については、ヨーロッパ諸国では生活保障の土台として社会保障の重要な一部分となっており、公共住宅の大量供給や家賃補助などが積極的におこなわれている。日本では、あたかも住宅金融公庫を設けて家計に借金させることが政府の主な政策となっているかのようである。

また、国民生活の「豊かさ」の証明として、大量の商品が市場に流通していることがあげられる。この「豊かさ」現象の根本にあるものが何かというと、それは発達した資本主義国における大量生産体制である。この大量生産体制が、ムダと浪費をも含む大量消費、さらに大量廃棄の社会を強制的に作り出している。そして、大量消費のためには当然のことながら多くの費用が必要となる。この面でも日本はカネがかかる社会となっている。同時に、生活向上は個人消費という私的な解決手段にのみ依存するという観念がここでもたえず生み出される。生活費の不足を補う手段も、その発想の当然の延長として、個々の家計のやりくり、共働き、さらにローンやクレジットなどさまざまな形での借金となる。

ここでの結論は、国民生活全体を通じて公共部門の役割と比重を高めることを視野に入れるなかでこそ、社会保障についても国民生活の安定に貢献するというその役割が十分に理解されるということである。

II. 戦後日本の社会保障と今後の方向

(1) 戦後日本の社会保障

さきに紹介した社会保障制度審議会の勧告では、その「序」の箇所で、日本の社会保障体制について、「一部の分野を除き、制度的には先進諸国に比べそん色のないものとなっている」と評価している。なお、「一部の分野」とは「社会福祉分野の保障の立ち遅れ」を指している。

ここでの評価を検討するために、戦後日本の社会保障について簡単にふれておこう。まず、戦後復興政策の一部分として、生活保護を中心とする社会福祉3法体制（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法）から出発した。つぎに、高度経済成長期にいたって社会福祉6法体制（上記に加え、精神薄弱者福祉法、老人福祉法、母子福祉法）となった。1961年には医療保障制度である国民皆保険と国民皆年金が発足した。さいごに、1972年に児童手当制度ができることによって、日本の社会保障は制度的には完成したということになった。

その後は1973年が「福祉元年」と呼ばれたのもつかの間、第1次石油ショックとともに高度経済成長期は終わりをつげて、「福祉見直し」が主張されるようになった。この流れは、1980年代にはいわゆる「臨調・行革」（第2次臨時行政調査会・行政改革）路線のもとで福祉抑制策として実施された。医療の受診抑制策としては、老人医療費の無料化の廃止、健康保険の本人給付率の10割から9割への引き下げ、国民健康保険の国庫補助率の45%から38.5%への引き下げとそれにともなう市町村での保険料の大幅値上げなどがおこなわれた。年金については、今なお多数である国民年金の受給権者の月額は3万円台である。最低賃金制と同じように、最低生活保障年金としての月額が必要である。さらに、無年金者の存在も無視できない。社会福

祉の面では、社会福祉施設措置費等に対する国の補助金が8割から5割に引き下げられ、現状にいたっている。児童手当も、日本では低額（月額3千円）・第3子からの支給・所得制限・中学校卒業までと矮小化されて発足したために、多数の国民になじみの深い制度とはなっていない。現状は低額（月額5千円、第3子以降は1万円）・第1子からの支給・所得制限・3歳未満であり、「乳幼児手当」となっている。以上の内容からすれば、日本の社会保障の現状はけっして十分なものとは言えない。

(2) 日本の社会保障の今後

近年の動向としては、消費税の導入とその税率アップの動きとからみあって福祉改革が提起され、「21世紀福祉ビジョン」（1994年）や社会福祉分野の一連の「プラン」などが打ち出されている。それらは、高齢者分野の「ゴールドプラン（高齢者保健福祉推進10カ年戦略）」（1990年）ならびに「新ゴールドプラン」（1995年）、児童分野の「エンゼルプラン（今後の子育て支援のための施策の基本的方向）」（1994年）、障害者分野の「障害者プラン（ノーマライゼーション7カ年戦略）」（1995年）である。

さしあたって高齢者分野についてだけ述べておくと、まず「ゴールドプラン」や「新ゴールドプラン」という名称は、あくまで俗称である。カタカナ用語の乱発とその目新しさにまどわされてはならない。長い名称ではあるが、正しくはカッコの中の「高齢者保健福祉推進10カ年戦略」である。「シルバーシート」の「シルバー」よりは「ゴールド」のほうが見栄えが良くなるという理由による命名のようであるが、これはたとえば「ダイヤモンドプラン」になろうとも同じであって、言葉の1人歩きには注意しなければならない。

問題は中身そのものである。たしかに、数値目標が具体的に出されるのは前進には違いない。けれども、ホームヘルパーの数値にしても10万人（ゴールドプラン）が17万人（新ゴールドプラン）に上方修正されても北欧諸国などに

はとても追いつかない。そして、この数値目標でさえ達成が危ぶまれているのが現実である。しかも、このホームヘルパー数の算定基準は、常勤で正規の身分が保証されているホームヘルパーとはなっていない。非常勤職員でもかまわないという、きわめて安易な人材確保が前提となっており、これ自体が大きな問題である。

もうひとつ、拙速な導入が図られていることから、緊急の課題となっているのが公的介護保険の議論である。公的介護保障の切実な必要性を背景にして、十分な国民的論議をつくすことなしに、善意の誤解や期待をも取り込んで強引に制度の実施がされようとしている。現状ではホームヘルパー数に見られるように、必要な人的物的整備がおこなわれず、「保険あって介護なし」になるおそれもある。さらに、公的介護保険の導入を契機にして、措置制度の廃止など現行の社会保障制度全体を保険主義的に再編することも意図されている。そのさいに強調されるのは、消費者としての利用者による「選択」の自由である。対比されるのが、サービスの供給者としての政府による「選別」である。しかしこれについては、社会保障制度が十分に整えば現行の措置制度のもとでも「選択」は可能となる。また、保険制度は拠出と給付の関係で「権利」が明確になると主張する。この場合、「権利」の意味は基本的人権の保障とは違ったものになっている。商品の売買と同じであって、債権と債務の関係で「権利」を主張することである。したがって、低所得者は排除される。以上のように現在提起されている公的介護保険の導入は、介護が確実に保障されるという見通しがはっきりしないままに、国民に新たな負担をさらに強いるものである。

あるいはまた、社会福祉施設としては日常の市民生活のなかでもっともなじまれている保育の分野でも、措置制度の廃止が検討されている。たとえば、年収 500万円以上の家庭は「措置」ではなく、個々の保育所と「契約」を結ぶことによって保育サービスを利用する消費者としてあつかわれる。つまり、商品として提供された保育サービスの内容を比較して「選択」し、購

入するわけである。ここでは、「措置」児童と「契約」児童との分断が生じるおそれがある。また、保育所運営の財政的基盤の不安定化や保育所のあいだでの「消費者」獲得競争といったぐあいに、保育そのものよりもその周辺の事柄に力が注がれることになりかねない。その結果、保育の公的性格は忘れ去られてしまう。

III. 「国民負担率」の検討

(1) 「国民」とは

「国民負担率」という言葉が、近年の政府文書（たとえば、『厚生白書』）などでよく見かけられる。この「国民負担率」とは何かというと、租税負担率と社会保障負担率を合計したものである。そして、「国民負担率」が上昇すると国民の活力がなくなるので、そうならないようにする必要があると主張される。そのさいの具体的な数値目標としては、ヨーロッパの先進資本主義諸国のように50%を超えてはならないとされる。

反対に、最近では「国民負担率」についての疑問や批判も投げかけられている。その批判の内容は、「国民負担率」という用語自身の使用方法とその意味との両面にわたっている。たとえば、「誘導性」・「操作性」・「虚偽性」^①、「政治的意図」^②、「錯覚」^③などときびしい指摘がおこなわれている。

まず、「国民負担率」の「国民」の意味は、日常用語や社会通念としての「国民」ではない。これはあくまでもマクロ的な集計概念として使用されているのであって、経済主体として考えるならば、自然人（国民個人）だけではなく法人（企業）も含んでいる。したがって、ここでいう「国民負担」は「個人負担」（あるいは「家計負担」）に等しく置きかえることが可能なものではない。だが、そのような語感を持っていることも事実である。そのうえ、やっかいなことには、個人負担の意味での「1人当たりの国民負担」というような使用法も一般に通用し

ている。つまり、特別な意味を持たされて政府機関など特定の集団内でしか本来通用しない「業界用語（Jargon）」と「日常用語」とが明示的に区分されず、混然一体となり、むしろ意図的に未分離のままに放置されている。誤解や混同を招かないためにはいちいち解説しなければならないが、こうした特別な説明を必要とするヌエのような用語の使用自体がやはり問題である。そしてもっと重大なことは、このような用語法に依拠して政府の財政指針が語られていることである。けっきょく、「国民負担率」という言葉は使用しないことが正しいことになる。また、租税負担率と社会保障負担率を合算して表現する必要もとに無いが、もし何かそれに代わる名称が求められるとすれば、以前に一部で使用されていた（たとえば、1986年版『国民生活白書』）「公的負担率」のほうがまだましである。

マクロ的な経済用語として、「国民医療費」、「国民経済」、「国民総生産（G N P : Gross National Product）」「国民所得」など、「国民〇〇」と表現される言葉がいくつかある。まず、「国民医療費」は壳藻など保険外負担は含まれていないので、使用するには正確な定義を知る必要があるが、これも「公的医療費」と表現するほうがまだわかりやすい。つぎに、「国民経済」は世界経済や国内の地域経済と対比して、「一国レベルの経済」や「全国レベルの経済」という意味である。さらに、「1人当たりG N P」は国民個人の生活水準を表現するものと誤解されることもあるが、これは一国の経済活動の水準を表現するものである。さいごに、かつての池田内閣の「国民所得倍増計画」は、単純に「所得倍増」と受け取られ、「月給2倍論」の幻想をふりまいた。これらは、「国民」という言葉が独立した単語として使用される場合とはその意味が明らかに異なっている。接頭語として使用された場合、「公的」、「全国的」、「一国レベルの」など「国民」は独自な意味を持たされている。このように、「国民」について独立用法と接頭・複合用法の2つを画然と区別することが重要である。

(2) 「負担」とは

さきに見たように、接頭・複合用法での「国民」を分解すれば、そのなかには「個人（または家計）」だけではなく「企業」も含まれる。だから、「負担」にも個人の負担と企業の負担があり、これらの経済主体の間で負担をどう配分するかが問題となる。たとえば、被用者の社会保険料負担については、現行の労使折半から、少なくとも企業7割・労働者3割に変更せよという要求が労働運動の側から提示されている。現実にも、企業、とくに大企業には社内留保に見られるように、税負担の能力が十分にある。退職給与引当金や貸倒引当金などは必要以上の膨大な資金として蓄積されている。たとえば、退職給与引当金は全従業員の40%分にもなるが、現実には毎年の退職者に必要な資金額としては全従業員の4～6%分でこと足りる。

また、「国民」についてはまだ検討すべきことが残されている。それは、自然人の「国民」にしても一律ではなく、高所得層と低所得層という所得格差がある。だから、負担についてもけっして一律にあつかえるものではない。スウェーデンの例をあげてみよう。丸尾直美氏は、「国民負担率」の錯覚について説明するさいに、スウェーデンの70%という数字が1人歩きしていることを批判して、実状をつぎのように指摘している。「実際にはスウェーデンの国民の約80%は30%程度の住民税を負担するだけである」⁴⁾。少し説明を加えておこう。1991年の税制改革で、スウェーデンでは地方分権の強化を財政的に保障するために、地方自治体の税収を中心にする制度に変わった。そこで、1991年の場合では年収17万クローナ以下の人は国の所得税はゼロで、地方所得税しか払わなくてよいことになった。この地方所得税が「30%程度」の中身である⁵⁾

さて、一般に「負担」は少ないほうがよいと思われるし、ましてや「国民負担」という言葉を使われると、さきに見たように「個人負担」に直結すると誤解され、敬遠されがちである。

ここでは、この「負担」が一方的な負担ではないことに注目したい。社会保障の給付をはじめとして、教育など各種の公共サービスの提供として相当部分が国民生活に還元される。そして、この「還元」をどう配分するかがまた争点となる。たとえば、1980年代後半の補助金削減に見られるように、社会保障への「国庫負担率」の大きさをどうするかをめぐる攻防がある。

「負担」と「還元」（または「給付」）の関係は、国民経済の循環を総体としてとらえるなかでしか正確に把握することはできない。「国民負担率」とは、けっきょくは1国の経済における公共部門の比重の違いを表している。「国民負担」という名称の「公的負担」がもし低くても、国民1人1人がじっさいに生活していくためには、それ以外にもいろいろな「私的負担」（民間保険料、利用料、家族の介護労働など）が必要となる。奇妙な表現に見えるかもしれないが、「『国民負担率』を増大させないためには『国民』の『負担』を増大させることだ」という結論になる。これが政府などの主張する国民の「自立・自助」である。つまり、「還元」という公的な道筋をとるか別の私的な道筋をとるかは別として、たとえば介護にしてもそれに必要な経費や労力の提供という負担そのものが無くなるわけではない。だから、「公的負担」が低いと、低所得層にとってはむしろ負担増の圧力がかかることになる。

さらに、社会保障部門に「還元」されたあとでの利用についても、一方的な「流出」、「浪費」、「ムダ金」ではなく、新たな経済効果を生みだしている。それは、国民生活全体のなかで安定的な購買力として役立ち、また公共部門を中心として社会保障にかかわる職種での雇用をもつくりだす。

(3) 「国民負担率」

以上で検討したように、「国民負担率」という言葉は少なくとも学術用語としての使用に耐えるものではない。そういう理解を前提にしたうえで、じっさいに1990年の「国民負担率」を

見てみよう。日本39.6%，アメリカ36.2%，イギリス50.6%，旧西ドイツ50.8%，フランス61.8%（1989年），スウェーデン78.4%である。そして、社会保障給付費の対国民所得比は、日本13.7%，アメリカ16.6%，イギリス21.9%，旧西ドイツ27.5%，フランス34.1%，スウェーデン46.5%である。これでわかるように、アメリカの「国民負担率」は日本よりも低い。そして、当然であるが社会保障給付費の比率も低い。さらに、「医療」「年金」「その他」という区分をしてみれば、「医療」の部門が低い。アメリカには全国民をカバーする医療保険制度がないことの反映である。しかし、現実の医療費そのものの対国民所得比は高い。また、アメリカは「その他」の部門も低い。その理由の1つは、児童手当制度が無いことである。アメリカの例に見られるように、「国民負担率」が低い場合のほうこそ、むしろ国民生活に不安定性をもたらす。どのような国民生活と社会保障の全体図を設計するかを問うことなく、ただたんに抑制のための目標数値50%を掲げても説得力はない。

また、「国民負担率」の増大があたかも国民経済の重圧になり、そして日本経済の再生産が危機におちいるかのような主張がある。これについては、宮島洋氏の実証的な検討によれば、主要O E C D諸国の「国民負担率」と実質経済成長率には明確な相関関係は見られない⁶⁾し、「国民負担率」と家計貯蓄率、物価上昇率、失業率などの関係についても同様の状態である。

おわりに

これまでの日本の財政と社会保障のしくみをふりかえってみよう。高度経済成長優先路線のもとで社会保障への支出は抑制された。国民は自己負担・自己防衛をよぎなくされ、その結果としての高い貯蓄率は企業への資金の還流を生みだし、ふたたび資本蓄積の基金として貢献した。さらに、年金の積立方式もまた財政投融资の資金として同様の役割を演じてきた。

現在、公的介護保険の性急な導入など国民への新たな負担が実施に移されようとしているが、社会保障が私的保障化して変質すると、生活保障機構が収奪機構という反対物に転化するおそれもある。また、世代間の負担の公平など所得の階層区分を無視した水平的再分配が主張されているが、社会保障の重要な機能の1つが所得再分配という垂直的公平の実施によって平等をつくりだすことにあるのがあいまいにされてはならない。

今後の社会保障の課題の1つとしては、所得保障のライフサイクルシステムを確立することをあげておきたい。まず、児童手当をアップする。制度発足時の考え方を重視して養育費の3分の1から2分の1に当たる金額にし、ヨーロッパ諸国と同じ性格を持つ制度に変更する⁷⁾。つぎに、いわゆる現役の時代は、安定した雇用の確保と最低賃金制の確立、そして残業手当にたよらずに基本給だけで十分な生活保障額を確保する。さいごに、年金生活では、それだけで生活できる額の最低保障年金を全額国庫負担でまかなく。

さらに、国民生活全体の視野を提起したい。「社会の活力」という点では、「経済」と「効率」の偏重、突出のために、人間の生命の再生産 자체にいろいろな問題が日本で生じている。出生率の低下、いじめ、不登校、小児成人病、過労死、無年金者、「寝たきり老人」(実は「寝かせきり老人」)などである。これらは、不自由・不安定のライフサイクルである。老齢期は人生の総決算であるが、その時期だけではなくそれに至る全過程が健康で安心できる生活でなければならぬ。

ばならない。

したがって、「日本型福祉社会」とセットになっている「日本型企業社会」という「経済」に特化した国づくりの改革までも展望することが、社会保障と国民生活の今後にとって重要な課題となる。

- 1) 里見賢治「社会保障と『国民負担』——『国民負担の増大抑制』論の誘導性と操作性——」大阪府立大学『社会問題研究』第44巻第1号、1994年12月。
- 2) 川上則道『高齢化社会はこうすれば支えられる』あけび書房、1994年。
- 3) 丸尾直美「国民負担率をめぐる錯覚」『エコノミスト』1994年9月20日号。
- 4) 同上、39ページ。
- 5) 岡沢憲美「生活大国スウェーデンの理念と社会システム」福祉文化学会編『スウェーデンから何を学ぶのか』ドメス出版、1994年、188ページ参照。
- 6) 宮島洋『高齢化時代の社会経済学』岩波書店、1992年、36ページの図を参照。なお、以下についても同書参照。
- 7) 福島利夫「もうひとつの社会保障—自立と協同の福祉—」野澤正徳・木下滋・大西広編『自立と協同の経済システム』大月書店、1991年、230-233ページ、福島利夫「児童手当」坂寄俊雄編『図説 日本の社会保障』法律文化社、1996年、ならびに川上則道、前掲書、238ページおよび240ページ参照。

(ふくしま としお 所員 大阪経済法科大学)

民活福祉と社会保障の再編



YOKOYAMA Toshikazu

横山 壽一

民活福祉の推進は、いまや社会保障政策の枠内にとどまらず、経済政策においても主要な柱として位置づけられ、日本経済の構造改革の一環として展開されつつある。公的介護保険を通じた社会保障再編の特徴を、この民活福祉推進策に焦点をあてながら分析し、社会保障と国民経済をめぐる最近の議論にも触れながら、民活による社会保障の経済的效果の拡大ではなく、社会保障が主導する国民経済への方向を提起する。

はじめに

介護保険構想の急ピッチな具体化が、シルバービジネス業界を活気づかせている。「公的介護保険は5兆円市場」と業界は色めきだち、全国展開を図る企業、異業種連携でサービスの総合化を進める企業、絶好のビジネスチャンスと新規参入をねらう企業など、介護保険の実施後をにらんだ動きが目立つ¹⁾。公的介護保険という文字どおり公的な制度の拡大が、競合するはずの民間企業を勢いづかせるというのは一見奇妙な現象だが、検討されている公的介護保険が、サービス供給をもっぱら民間に委ねる内容であることを考えれば、当然のことではある。しかし、供給主体にそれなりに厳しい規制を加え、そのことで公共性を維持する姿勢をともかくも保ってきた戦後の福祉行政からすれば、民間企業の参入へ途を開く方向は質的な転換を意味す

る。公的介護保険の制度化が、介護の分野にとどまらず社会保障制度全体の再編を意図したものであることは、政策当局自身の口からも語られていることだが²⁾、営利化によるかかる質的転換が再編の主要な柱のひとつであることは明らかである。

小論では、この民活福祉をめぐる議論と政策に注目しながら、現下の社会保障再編の特質について検討したい。なお、民活福祉をここでは「営利企業を供給主体とする福祉」の意味で使用する³⁾。

I. 日本経済の構造改革と民活福祉

(1) 構造改革論の現状認識

現下の社会保障再編は、上述したように民活福祉の促進を重要なテコとしながら進行しつつあるが、その民活福祉自体がいまや社会保障政

策の枠内にとどまらず、経済政策においても主要な柱としての位置づけが与えられるという新たな局面を迎えていた。そのことを示しているのが95年12月に閣議決定された新経済計画『構造改革のための経済社会計画一活力ある経済・安心できるくらし』（以下『新経済社会計画』）および通産省の『21世紀への日本経済再建のシナリオ』（以下『シナリオ』）の2つの文書である（『新経済社会計画』の経済政策の部分は、ほぼ『シナリオ』どおりであるから、このふたつの文書はワンセットと考えてよい）。これらの文書において、民活福祉の促進は日本経済の構造改革の一環として位置づけられ一層の促進が求められている。そうであれば、現下の社会保障再編それ自体も、かかる動向を抜きにはその方向や特質を捉えきれないということになる。そこでまず上記ふたつの文書を中心に、民活福祉に対する新たな位置づけについてみておきたい。

これらがベースとしている現状認識の要点は、いま転換点にあって大きな潮流の変化（グローバリゼーション、成熟経済社会への転換、少子・高齢社会への移行、情報通信の高度化）が生じつつあるにもかかわらず、わが国の現在の経済社会構造はこれらにうまく対応できていないために様々な構造的諸問題が顕在化しているという点にある。この構造的諸問題のなかでもとりわけ重視されているのが、高コスト構造と過剰規制による空洞化への懸念である。『新経済社会計画』は次のように指摘する。

「グローバリゼーションの進展の中で、企業は最適な事業環境を求めて積極的な国際展開を進めているが、日本の高コスト構造や過剰規制の存在等により、本来であれば日本国内で国際競争力を持ち得る企業までもが海外へ生産拠点を移転することが懸念されている。」

さらに、経済発展の新しい局面に入りつつある今、わが国産業は次代を担う産業分野を開拓していくことが不可欠であるが、新しい事業展開が遅ており、わが国産業の空洞化が懸念されている。」

同じ内容についてもう少し率直に語っている

『シナリオ』の文言を交えながら現状認識のポイントを整理すると、次のようにまとめられる。ひとつは、企業の国際展開それ自体は「積極的に評価すべき」だが、「わが国の高コスト構造等にみられる市場の歪みによって、製造業の行き過ぎた国際展開が進むとすれば問題」との指摘から伺えるように、前半部分の力点はあくまで「高コスト構造や過剰規制」にあるということ。ふたつは、経済のグローバル化に伴い国際展開が加速しているのに「国内においてこれに代わるべき新産業の出現、新分野の成長は遅れている」と指摘しているように、後半部分は新しい事業展開の遅れへの一般的「懸念」ではなく、国際展開の「穴埋め」ができるないという遅れへの「懸念」に他ならないということ。

ここから、日本経済の構造改革は、高コスト構造の是正と新事業創出のための環境整備を重点とした「自由で活力ある経済社会の創造」をめざす事業として提起されてくる。そして、その中心的手段に位置づけられるのが他ならぬ「規制緩和」である。では、こうした構造改革の取り組みのなかに民活福祉の促進はどういう位置づけられているか。

(2) 構造改革における 民活福祉の位置づけ

まず高コスト構造の問題との関連からみよう。『シナリオ』は、この高コスト構造の主因を非製造業と公共サービスにおける生産性の低さに求め、それを生み出しているのが広範な公的規制の存在であるとして規制緩和の促進を唱える。高コスト構造の原因として挙げられている非製造業は、運輸、通信、金融、エネルギー、流通等であるが、問題は公共サービスである。『シナリオ』は次のように問題にする。すなわち、日本経済の高コスト構造の原因は非製造業だけではない、「医療・福祉、教育、生活・文化等の分野における公共サービスについては、公的主体が提供する場合には、コスト意識が低く、効率化のインセンティブが働きにくいものが少なくない」。したがって「公共サービスの

市場化、すなわち、民間の参入拡大を検討する必要がある」。その際、「民間のうちでも営利法人は、より競争メカニズムが働くことにより、効率化のインセンティブが高いことから、可能なかぎり営利法人の参入に向けた検討を図るべきである」。

コスト意識の低さ等を根拠として公共サービスの市場化を求めるという論法それ自体は使い古されたものだが、日本経済の構造的問題の中心に位置づけられた高コスト構造の一環としてこの問題がとりあげられたこと、営利法人の参入を真正面から持ち出して市場化を迫ってきてるところに現局面の新しさがある。

次に新事業創出の環境整備との関連についてみよう。この施策の趣旨は、企業の自由な創意工夫を引き出すことによって、新規事業を創出することにある。『新経済社会計画』は、そのための施策として、規制緩和と競争政策、ベンチャー企業への支援等を打ち出している。これ自体もとくに新しいものを含んでいるわけではないが、見落せないのは、新事業創出が一般論にとどまらず、今後高い成長が期待できる分野（成長期待分野）を7つ特定し、それらの分野での新事業の創出を具体的に求めている点であり、そのなかに、「少子・高齢化の進展等に対応した医療保健・福祉関連」として、医療・福祉分野が挙げられている点である⁴⁾。医療・福祉分野は、通産省が経済再生の第一歩を図るとの立場から、社会ニーズ対応型新規・成長分野を中心に94年に提示した「新規市場創造プログラム」（プログラム21）のなかの12分野にも、同年に出された「産業構造審議会総合部会基本問題小委員会報告書（別冊）」のなかの成長分野にもリストアップされてきたという経緯がある。その意味で、医療・福祉分野での新事業創出、つまり医療・福祉の産業化は、周到に検討されたうえで、あらためて日本経済の構造改革の一環に組み込まれたものとみなされなければならない。

以上の内容は、医療・福祉の産業化に新たな国民経済上の位置づけが与えられたことによって、民活福祉が経済政策の動きに否応なく巻き

込まれていく局面へ移ったことを示している。同時にそのことは、社会保障の再編自体が社会保障の内的な論理からだけではなく、日本経済の構造改革を進める経済政策と連動するかたちで進められる時代に移ってきたことを意味している。

II. 公的介護保険と民活福祉

(1) 介護保険の供給構造と民活福祉

こうした構図のもとで進行しつつある社会保障再編において、現在最大の焦点となっているのは周知の公的介護保険である。公的介護保険は、冒頭で触れたように、民活福祉主体のサービス供給体制を進め社会保障の質的転換を図るテコとしての役割を担わされているが、同時に、上述した日本経済の構造改革を進める方策としても位置づけられている。それは、介護保険による民活福祉の促進が公共サービスの市場化と医療・福祉の産業化への飛躍台となる可能性をもっているからである。公的制度としての介護保険が民活福祉の促進策となるというカラクリは、すでに指摘したとおり、そのサービス供給の仕組みにタネがある。そこで、その内容にやや踏み込みながら、公的介護保険と民活福祉、日本経済の構造改革との関連をみていくことにしたい。

公的介護保険における介護サービスの供給体制についてはなお議論の過程にあるが、厚生省サイドのスタンスは、民間事業者、市民参加の非営利組織などを含めた民間活力を基本とすることではほぼ固まっている。多くは供給の多様化や多元化という言い方で説明されているが、多様化・多元化の名のもとで民間事業者を組み入れ、営利・非営利を問わない供給体制を構築することが主眼である。老人保健福祉審議会の第二次報告は「介護サービスの事業主体について」と題する項目で次のように提案している。

「介護サービスの事業主体については、当面、現行の事業主体を基本とすることが適当である

が、利用者本位の効率的なサービス提供という観点から、サービス内容の性格等に応じ、できる限り多様な主体の参加を求めていくべきである。

特に、在宅介護サービスについては、夜間巡回サービス等において既に民間事業者がサービスを担っており、また、市民参加の非営利組織によるサービスが一定の役割を果していること等を踏まえて、できる限り柔軟な対応を行なうべきである」⁵⁾。

ここには、供給主体のあり方をサービスの特性を踏まえて検討することなく、現状を無批判に追認し、営利・非営利の区分なく現在の事業主体をそのまま認めようとする審議会の姿勢が示されている。かかる方向での具体化が、民間事業者を主要な担い手とするサービス供給構造の創出を意図したものであることは明らかである。

(2) 重層的システム論

こうした民活福祉中心の供給構造のベースにおかれているのが、福祉供給における「重層的システム論」である。介護保険の具体像を最初に提示した高齢者介護・自立支援システム研究会の報告書「新たな高齢者介護システムの構築を目指して」は、基本理念の7番目に「重層的な効率的なシステム」を設け、社会連帯という視点に立って、家族や行政機関、サービス提供機関、地域、企業などの様々な主体が高齢者を支えていくことが重要であるとしたうえで、行政機関は「地域のニーズに応じた介護サービスの基盤整備と提供システムづくり、サービスの質の確保、人材の養成、それらに要する費用に対する財政支援などの役割と責任を負う」、サービス提供機関は良質なサービスを提供する、地域、企業も様々な角度から支援すると、それぞれの分担の概要を描き、「各主体が役割を分担し合い、高齢者を重層的に支えていく体制が必要」と指摘した。そして、「実際の制度・事業運営にあたっては、行政の直営のみにこだわることなく、地域の特性に応じて、様々な関係

機関や組織の事業参加を求め、住民により近い場で専門家による事業が遂行される体制が最も望ましい」とした。

この議論の特徴は、行政機関とサービス提供機関を区別し、行政機関の役割と責任を制度の管理・運営に限定し、サービス提供をそこから外すところにある。同様の議論はじつは民間サイドからも持ち出されており、民間事業者の参入を正当化する議論として利用されている。たとえば、シルバーサービス振興会の「シルバーサービス振興長期構想検討事業報告書」は、「……介護の社会システム像を検討するに当っては、社会システムに関する管理運営全体とその責任を負う主体、サービス供給を行う主体、供給されるサービスに係わる費用を負担する主体というように、サービス供給プロセスの中の重要な項目に着目して、機能と主体について検討した上で、国・地方自治体、利用者、営利企業を含む民間部門の各主体が役割を分担し連携し共生する全体像をめざすことが重要である」とし、そのうえで、「社会システム全体の運営・管理主体」は、国・自治体、サービス供給主体は、「サービスの柔軟性が期待できる企業など民間部門」が相応しいとしている⁶⁾。

こうした重層的システム論および先にみた供給の多様化論は、行政の役割と責任からサービス提供を外し、そのサービス提供の主体は営利・非営利を問わないという新たな供給の枠組みを設定することによって、民間事業者の参入に最大限の途をひらく役割を果たしている。

(3) 介護保険と医療・福祉の産業化

では、この枠組みによる介護保険の制度化は、医療・福祉の産業化、新事業の創出をどのように促進することになるのか。

第1に、民間事業者自身が問題にしてきた「公」と「民」の競争条件の格差が是正され、事業展開の基盤が整えられることによって、新規参入が大規模に呼び起こされる可能性が生まれたことである。さきの「シルバーサービス振興長期構想検討事業報告書」は、介護サービス

について、様々な主体が市場機構・非市場機構を通じて供給しているが、「同一サービスにおける二重価格が存在し、それらの主体間の競争状況がシルバーサービス拡大を阻害している」と指摘し、「それら主体間の競争条件を同一化し、利用者の選別による『質の競争』を可能とするような条件整備が、シルバーサービス振興のための最大の市場基盤整備につながる」との考えを示した。介護保険が制度化されれば、供給主体の違いによる利用者側の費用負担の格差は解消され、競争条件は同一化される。民間事業者はコスト高をカバーするための高価格（高料金）とそのことによる利用者の限定という壁にぶつかっていただけに、「二重価格」の解消は、かかる事業の制約が取り払われることを意味する。このことが、介護サービス事業への新規参入を促す可能性は小さくない⁷⁾。

第2に、これまた民間介護サービス事業の悩みであったニーズの潜在化によるサービス需要者の把握の困難さが、制度化によるニーズの顕在化とサービス提供を通じた「顧客情報」の獲得によって大きく減少し、事業拡大の条件をつくりだすということである。すでに老人保健福祉計画の策定によって、自治体ごとの市場規模はほぼ把握できる状況にあるが、介護保険は生きた市場情報を提供することによって、より具体的な市場戦略の作成を可能にする。

第3に、このことが同時に介護保険が扱うサービスだけでなく、介護関連の他のサービスや商品の普及・拡大への途を開くことによって、新たな事業の創出をともないながら介護関連事業を一大産業へと押し上げていく可能性をもっているということである。保険外の介護サービス、それをカバーする民間介護保険、介護用品、福祉機器、給食サービス、緊急通報、介護型住宅建設・改造、介護情報・出版、マルチメディア関連の情報・通信機器、さらには介護型施設等、すでに動きだしているものだけでも相当な数の事業を挙げができる。医療サイドでも医療関連ビジネスの有望な領域として介護分野への関心が高まり、新たな事業化と参入が進行しており、すでに福祉サイドの動きとの合流

が始まっている⁸⁾。それが進めば、介護を中心とした医療・福祉関連産業の形成も現実化することになる。日本経済の構造改革のなかに社会保障を位置づけた論者たちがねらうのもかかる展開に他ならない。

(4) 介護保険と社会保険の変質

重層的システムをもつ介護保険は、これまでの指摘で明らかなように、公的福祉を民活福祉が担ういわば「公私連携型保険」という性格をもつ。「公私連携型保険」それ自体は、すでに医療保険で経験済みであり今回が初めてではない。しかし医療保険の場合は、内実はともかく制度上は非営利原則を基本としている。ところが介護保険の場合は、営利・非営利を問わないかたちで制度化されようとしており、同じ公私連携とはいっても中身は質的に異なる。営利・非営利をとわない「公私連携型保険」は、社会保険の変質を意味する。

しかも、ひとたびこのスタイルが導入されると、介護サービスのみならず様々な分野へこのスタイルが適用されていくことが十分考えられる。上述した介護関連サービスのうち、すでに福祉機器、住宅改修などは介護給付の対象として検討されているし、条件付きながら有料老人ホームでの介護サービスについても給付対象とする方向がうちだされている⁹⁾。介護に関するサービスは多様で相互に関連をもつものが多いだけに、施設関係も含めて保険適用が広がっていく可能性がある。そして、そのことが同時に営利組織を通じたサービス供給の領域を拡大していくことになる。

しかも重要なのは、その変化はやがて医療保険にも及んでこざるをえないということである。社会保険のもとでのサービス供給は営利・非営利を問わないという方式が定着していくば、同じ社会保険方式をとる医療保険についても、非営利原則の見直しが始まるのは必至である。すでに行政改革委員会規制緩和小委員会は、昨年12月にまとめた報告書「光輝く国をめざして—平成7年度規制緩和推進計画の見直しにつ

いて」において、企業による病院経営の是非を議論の俎上にのせるべきとの意向を明らかにしている。当面は、介護と関連する福祉に近い領域から手が付けらていく可能性が高い。規制緩和小委員会が、同じ報告書で訪問看護サービスについて、企業の参入にむけて早期に検討を進めるべきと提起したのは、その方向が現実化し始めたことを示すものに他ならない。

III. 社会保障と国民経済

(1) 社会保障充実による 経済的効果の拡大論

日本経済の構造改革へむけた経済政策の一環として医療・福祉を位置づける民活福祉推進論は、医療・福祉における産業としての発展可能性に注目し、公的セクターから民間セクターへの転換、公的セクターへの民間組織の参入などを推進することによって産業化をすすめ、医療・福祉を経済成長へ寄与する存在に変えていくとするものといってよい。これは、いわば「民活による社会保障の経済的効果拡大論」とでもいるべき議論である。注目したいのは、近年、この議論とは異なった角度から社会保障の経済的効果をとりあげるものが登場はじめたという点である。それは、産業としての側面のみならず社会保障のもつ多様な社会経済的機能に着目し、社会保障の充実が国民経済にもたらす直接間接のプラス効果を多面的に評価しようとする点で、さきの議論とは明らかに異なる。これは、さきの議論と対比していえば「社会保障充実による経済的効果拡大論」とでもいえようか。

かかる議論は、必ずしも新しいものではないが、臨調行革の10年をくぐり抜けた後に再登場してきた点に今日的な意味がある¹⁰⁾。この議論のひとつの主導役を担っているのは、1993年に設立された財団法人・医療経済研究機構である。同機構は1994年度から「福祉充実の経済的効果」に関する研究をスタートさせており、す

でにその成果は、同機構が編集協力した『平成7年度版厚生白書』の特集部分、この白書をベースに編集した『医療白書（平成7年度版）』¹¹⁾などで公表されている。「福祉充実の経済的効果」研究班のメンバーのひとりは、この研究の出発点となった問題意識が「社会保障は経済と両立する、あるいは社会保障は経済を発展させるとはいえないだろうか」という点にあったとしたうえで、社会保障が経済に寄与する面を以下の3点にまとめている。つまり、①介護・育児負担の軽減による労働力供給の増大、②所得再分配による消費の拡大、③社会保障自体の経済規模の拡大への寄与（医療・福祉サービス自体のG N Pへのカウント、家族内介護の外部化による経済の拡大、民間サービスの喚起、要介護者のA D LやQ O Lの向上による社会的負担の軽減、介護サービス労働の効率化によるネットの労働力供給へのプラス効果）である¹²⁾。

社会保障制度審議会「社会保障体制の再構築（勧告）」における「社会保障と経済」（第2章の1）も、基本線はほぼこの議論と同一とみなしてさしつかえない。「勧告」は、社会保障が経済成長を抑制するのではないかとの憂慮の声も聞かれるが、「社会保障制度の充実は医療や福祉サービスなどの分野で新たな産業と雇用機会をつくり出すとともに、高齢者や障害者などの働きやすい環境の整備を通じて労働力不足の解消にも寄与する」と述べている。

(2) 社会保障主導の国民経済へむけて

以上のふたつの議論は、後者の多様な社会経済的機能のうちに前者の産業としての側面が含まれるという点では事実上ひとつの内容であるとの見方も成り立つが、医療・福祉の産業化を求める前者は、後者の多様な側面を評価する視点とは客観的には対立する内容をもっており、単純な包含関係ではくくれない。しかしながら同時に、実際には後者も前者の議論と対立するかたちで展開されているわけではないので、必ずしも対抗する議論としては扱えない側面ももっている。たとえば「勧告」は、同じ2章で「公

私の役割分担」をとりあげ、民間活動の積極的活用と規制緩和を唱えている。

したがって、「社会保障拡充による経済的效果拡大論」が社会保障と経済を対立的にではなく両立可能な関係として捉え、社会保障の拡充に肯定的なスタンスをとるという積極面を評価しつつも、同時に、それが民活福祉に対する積極的歯止めには必ずしもならないことも見ておく必要がある。つまり、この種の議論からも、介護保険でみてきたような公的制度の枠組みで民活福祉を拡大するという方向が、公的制度の拡大という点に力点を置きながら持ち出されてくることも大いにありうるし、現に「勧告」はこうしたスタンスをとっている。この議論の別の主導役であり、新しく社会保障制度審議会会長についていた宮沢健一氏の場合もそうである¹³⁾。

現下の「社会保障拡充による経済的效果拡大論」が、こうした弱点をもたざるをえないのは、社会保障と経済の関係が依然として「経済から社会保障を評価する」という視点で論じられていて、「社会保障から経済を評価する」という視点で論じられていないからである。たとえば民活福祉のように、経済にとってプラスでも社会保障にはマイナスのことが当然あるが、前者の視点では、経済に寄与する点に力点があるために、この点に対する批判があいまいになる。社会保障の拡充を基本にすえた経済との両立論を展開するためには、社会保障に犠牲を負わせるかたちで拡大してきたこれまでの経済構造それ自体を見直し、社会保障の拡充が可能となる経済構造への転換を提起する必要があり、それは後者の視点なしには成し得ない。介護問題に即していえば、いつでも、どこでも、だれでも、十分な介護サービスが受けられるだけの条件を、それに相応しい財政資金を投入して整備するとともに、この介護サービスを直接、間接に支える経済活動を中心に新たな産業連関をつくりだす方向である。それが表題につけた「社会保障主導の国民経済」に他ならない¹⁴⁾。

おわりに

「ゴールドプラン」関連の動きをみれば、全体としては確かに拡大基調にある。しかし、その中味に踏み込んでみていくと、どこでもいわゆるビジネスチャンスを求める動きに圧倒されそうな状況がある。介護サービス、自立支援機器、バリアフリー住宅、介護型施設、交通・移動環境整備など、今後多くの需要が見込める分野では、民間企業が絶好のビジネスチャンスとばかりに参入を始め、行政は様々な優遇措置を設けて後押しをする、あるいは新たな利用制度を設けて民間に市場を提供するといった事態が進行している。かかる方法もなるほどサービスの整備・拡充ではあるが、これで果たして国民の社会保障要求に応えていくことが可能であろうか。たとえば、公的資金も投入した福祉機器の開発が、障害をもつ人の具体的要求や作業療法士など現場の声を十分に踏まえず産業化を意図した技術開発偏重に走ったために、自立度の高い生活を実現するという現場の問題解決につながっていないかという苦い経験を我々はすでに持っている¹⁵⁾。

医療・福祉の要求が、当事者の尊厳ある生活を実現するという人権の原則に沿うかたちではなく、もっぱらビジネスとしての視点から取り上げられるならば、その対応は当事者の具体的な要求からは乖離したものにならざるをえない。なぜなら、実際の問題解決に求められる内容と水準は、ビジネスが成立しうる範囲をはるかに越えざるをえないからである。民活福祉の促進を核とした社会保障の再編とその経済政策による推進は、この乖離をますます広げ、人権原則を彼方へ追いやるものと言わなければならぬ。

1) 日経ヘルスビジネス編『詳説・公的介護保険』(1995年)に、かかる動きが詳しく紹介されている。

2) 例えば、今年1月23、24日の「全国厚生関係部

局長会議」での羽田老人保健福祉局長および和田高齢者介護対策本部長の発言などでそうした趣旨が語られている（『社会保険旬報』1901号、96年2月11日）。

- 3) 以下の内容については、拙稿「『民活福祉』の現段階をどう読むか」『賃金と社会保障』1158号（95年7月下旬号）、「日本経済の構造改革と社会保障民活化の展開」『民医連医療』284号（96年3月号）をあわせて参照されたい。
- 4) 医療・福祉の外に、情報通信関連、企業活動支援関連、人材関連、余暇・生活関連、住宅関連、環境関連が挙げられている。
- 5) 4月22日に提出された老人保健福祉審議会の最終報告でも、サービス提供は民間活力を活用することが示されている。
- 6) この報告書は、同時にサービス供給主体の基準は「あくまでもサービスの質と供給における信頼性に重きを置くべきであり、営利企業を認めることが適切である」と、営利・非営利の相対化を強く求めている。
- 7) こうした競争条件の同一化要求が従来の路線からの転換であること、その転換の背後には高価格と需要停滞の悪循環があることについては、前掲拙稿を参照。
- 8) 具体的な動きについては、久野万太郎『病院周辺ビジネス』（同友館、1995年）参照。
- 9) 老人保健福祉審議会「第二次報告」は、有料老人ホームで提供される介護サービスは「適切な質的水準及び内容が確実に担保されることを前提として介護保険の給付対象とし、民間サービスとしての特性や創意工夫が生かされるよう、その振

興を図るべきである」と述べている。

- 10) 厚生省サイドでこの議論が最初にまとまったかたちで展開されたのは、厚生省創立20周年にあたる1958年に出された『厚生白書』である。その内容の検討および社会保障の経済的効果の分析については、拙稿「『福祉国家』の危機と社会保障政策の転換」『立命館経済学』第35巻第3号を参照されたい。
- 11) (財) 医療経済研究機構編集『医療白書（平成7年度版）』日本医療企画、1995年。
- 12) 西村淳「福祉充実の経済的効果について」『社会保険旬報』第1867号、95年3月11日号。
- 13) 宮沢氏は、重層的システムと類似の内容を「分担経済体制」という概念で展開し、「勧告」と同様の方向を示している（「福祉経済社会への視角」宮沢健一他編『福祉経済社会への選択』第一書林、1995年、第I部）。
- 14) 二宮厚美氏はこの点を、「社会保障の充実に沿った経済の発展は、経済成長を量的に拡大するだけではなく、その構造と質を変え、いわば『福祉主導型経済構造』の道を開くことが重要である」と指摘している（「医療・福祉の経済的効果を考える」『月刊保団連』第494号、96年2月号）。
- 15) 通産省工業技術院が主導して行なってきた「医療福祉機器技術研究開発制度」下の開発がその例である。なお、福祉機器の開発・普及の現状とあり方に関しては、筆者も参加した「福祉機器・自立支援機器の開発・流通システムの確立に関する調査」の報告書を参照されたい（『北経調季報』第36、38、43号）。

（よこやま としかず 所員 金沢大学）

公的介護保険の基本的性格と問題点

—介護サービス基盤整備と「要介護認定」の問題を中心に—

公的介護保険を検討するうえでは、介護問題の実態をふまえ「介護の社会化」、「公的介護保険」の視点から検討する必要がある。民間依存の施設整備の方針では介護サービス整備が進まず、また要介護認定のあり方は、この社会保険がすべての障害をもつ高齢者を対象としない問題点をはらんでいる。介護保険創設は老人医療費抑制策とかかわっており、厚生省が97年度導入に固執している理由の一つもここにある。



OKAZAKI Yuji
岡崎 祐司

はじめに

現在、導入にむけて検討が進められている公的介護保険は、福祉制度、医療制度の大きな改革をともなうものであり、21世紀の社会保障・福祉の方向性を定めるものである。また、だれにとっても避けがたい介護問題を対象とする制度だけに、高齢者や女性を中心として関心が高まっているが、率直にいってそうした人々はもちろん、保健・医療・福祉の関係者においても保険の具体的な内容についての理論が深まっているとはいえない状況にある。

公的介護保険については、規制緩和やサービス経済化など日本経済の構造改革との関連、生存権理念の見直しと民営化を柱とした社会保障制度改革全体における位置や保険の運営システムと市町村財政、保険料徴収と国民負担、機関・施設経営の変化と医療・福祉労働の変容な

ど、さまざまな角度から検討する必要があろう。ここではそれら全てについて論じることはできないので、現在の介護問題や高齢者福祉・医療制度の実態に即して、公的介護保険の基本的性格と、それがはたして介護問題の解決につながるものであるかどうかを検討することにする。

I. 公的介護保険の法案提出をめぐる情勢について

そもそも高齢者の介護に対応する社会保険にかんする検討は、1994年4月に厚生事務次官を本部長とする高齢者介護対策本部の設置から公式に始まり、そのもとに高齢者介護・自立支援システム研究会が設置され、現行の措置制度に対する否定的評価を前提に「介護リスクは、社会連帯を基礎とした相互扶助である『社会保険方式』に基づいたシステムによってカバーされることが望ましい」とする報告を94年12月

にまとめた。

その後、老人保健福祉審議会で検討され、95年7月に中間報告がだされ、それ以降保険の給付内容、制度設計、介護サービス基盤整備の3つの分科会が設置され審議が続けられ、96年1月31日に給付内容と介護サービス基盤整備をまとめて第二次中間報告がだされた。

2月中旬の老人保健福祉審議会において厚生省は、事務局試案として保険の基本的システムについて国営方式（国が保険者となり全国一律の給付と保険料となるが、給付事務は市町村が担う）、地域保険方式（市町村が保険者となり市町村ごとに給付内容も保険料も異なる）、老人保健方式（各医療保険者が介護保険料を徴収し、その拠出金と市町村の公費で運営する）の3案を示した。しかし、当初のスケジュールどおり2月末日で最終報告をまとめることを断念し、3月以降も継続して議論することとなり、予定されていた3月初旬の法案提出は無理という情勢になっている（脱稿後、4月22日に最終報告がだされた）。この背景には、介護現金給付の是非、介護サービス給付の内容、保険方式など保険の具体的な内容について審議が難航しているからである。

いまのところ、地域保険方式がもっとも有力とされているが、財政負担（とくに市町村負担）と財政見通しについて、さまざまな懸念がだされている。

市町村にとっては公的介護保険が「第二の国保」になりかねないとの懸念がある。国民健康保険は農民、自営業者だけではなく低所得層や高齢者の加入割合の高い医療保険であり、そもそも市町村の運営だけでは赤字に陥りやすい構造になっている。保険料は市町村ベースで7倍の格差がある。厚生省による強力な医療費抑制策と国庫負担削減の影響により、保険料（税）収納をめぐる窓口と住民の摩擦、市町村一般財源からの大幅な予算の繰り入れ、医療費削減対策の強化による医療現場の疲弊が問題となっている。さらに厚生省は、いっそうの医療費抑制と保険料（税）の格差是正を名目に「平準化」と称して均等割の比率を増やしており、保険料

（税）の引き上げが行われている。もちろん国保のありかたは各地方自治体の姿勢も問われるが、過疎など人口高齢化率が高く保険給付の需要が大きい市町村にとっては、公的介護保険は財政調整の具体的な内容や介護サービス整備の国の責任が不透明なままでは、さらに市町村財政を悪化させる保険となりかねない。

こうした情勢だが、厚生省は3月末には最終報告をまとめるとしており、第二次医療法改正の場合のように5月に法案提出という可能性もわずかだが残っている。

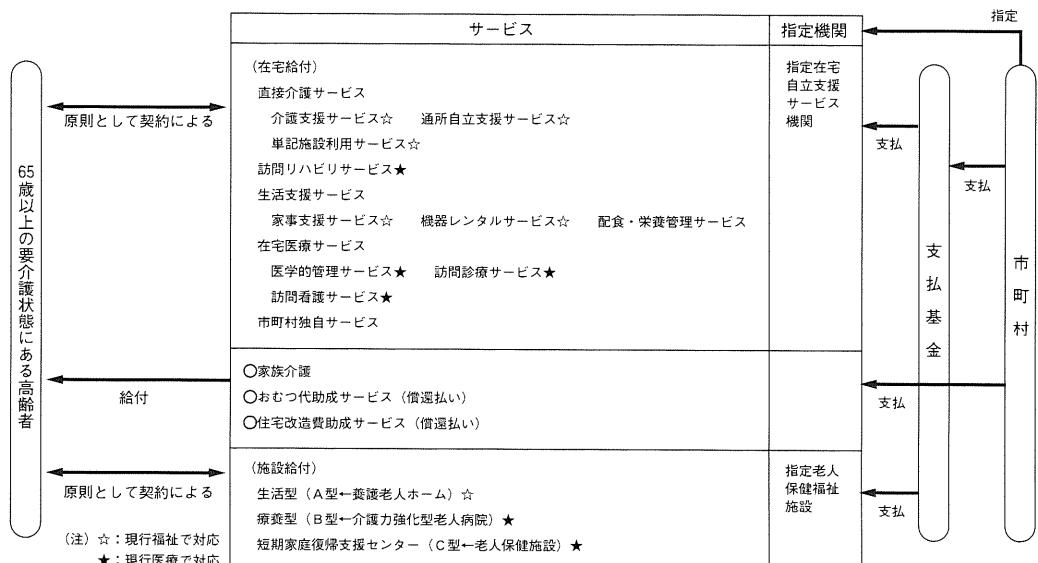
一方、連立与党福祉プロジェクトは2月中旬の会合で厚生省から保険方式案の説明を受けているが、65歳以下の国民からの保険料徴収は給付年齢に達するまでの期間が長いことや要介護状態になるリスクは個人差があることなどがから国民合意が得にくいという意見があがっている。この背景には、いまの政治状況で国民に新たな負担をもとめる話はできないという判断があるといえる。負担は保険料だけにとどまらない。公的介護保険は、消費税率の引き上げと連動しているからである。消費税率の5%への引き上げは、94年11月の税制改革法で所得税・個人住民税の減税先行させる形ですでに決定しているが、今年の9月末までに財政状況をみて税率をさらに引き上げるかどうかが政府税制調査会で検討されることになっている。95年9月10日の毎日新聞（朝刊）のインタビューで政府税調の加藤寛会長は公的介護保険創設で消費税率6%という検討の可能性があるとこたえている。また厚生省の保険局長は、95年3月に公的介護保険の公費負担分に消費税収をまわすことができれば財源が確保でき、それは1%台で十分であると明言している（〔社会保険旬報〕No.1860、95年3月）。今年の3月には公的介護保険制度の基本的な仕組みを決定したうえで、消費税率の見直しの検討を本格化させるという日程が予定されていた。しかし、住専への公的資金導入問題で消費税以上といわれる国民のオール与党政治への怒りと大蔵省批判が高まるなかで、総選挙前に国民にあらためた社会保険料負担と消費税率引き上げを求めるることは、放蕩息子

が親に金を無心するようなものであり、連立与党にとっては躊躇せざるをえないであろう。

このようにみると、はたして厚生省がもくろんでいた最終日程つまり97年度実施はずれこむ公算が強い。

高齢者介護の専門職のあいだでは、なぜ厚生省は97年度の導入にむけて急ぐのか、拙速ではないか、という見方をもつひとが多いようにおもわれる。例えば東京都社会福祉協議会が都内の福祉施設及び社会福祉協議会の職員に対して行った「公的介護保険に関するアンケート調査」の結果によれば、97年度導入にこだわらず「もっと時間をかけて十分に検討すべき」が60.6%であった。このような声がありながら、なぜ厚生省は97年度導入を目指しているのか、その理由と考えられる問題は公的介護保険の基本的性格を知るうえでもっとも重要な点であるが、それは最後に触れることとし、先に公的介護保険の基本的システムとそこで予測される問題点について指摘しておこう。

図1 公的介護保険のイメージ



(出所) 『日経ヘルスケア』 1996年1月号

1970年代終わりに打ち出された日本型福祉社会論ある。ナショナル・ミニマムの保障を放棄した日本型福祉政策のもとで、労働者は生活不安を土台として企業社会へ包摂され続けることを条件に社会保険（年金や医療保険）給付の「有利さ」を保障され、家族の中では企業社会に有利な性差別構造を固定化し、労働者が企業社会に同化することで生活の一定の安定をはかることを余儀なくさせてきた。しかし、介護を公的福祉の対象としてまともに対応してこなかった福祉政策のもとで、介護問題を抱える家族が孤立し、さらに企業社会に適応する固定的性別役割構造のもとで介護する女性が家族の中で女性が孤立し、ついには介護者が健康を害し、より深刻な場合には家族崩壊、自殺、心中といった専門職の介入によっても回復困難な事態にまで陥ってしまう危険をもつ「綱渡り介護」が国民に強制されてきたのである（もちろん、男性が介護者となるケースでも同様の問題を抱え込むのである）。これは、介護をうける高齢者の人権も介護者の人権も守られていないということである。

「介護の社会化」とは、こうした家族のなかに閉じ込められた介護を、社会的課題として引き出し公共的・協同的に対応することであり、公的な財政力に依存し法的な裏付けをもって専門職による介護を十分に供給すること、また地域住民の協同の事業の発展や地域福祉活動の振興によって高齢者や家族を支援する事業・活動を開拓し、家族も企業社会的な性別役割をこえて民主的な家族関係を基本に介護にかかわることを意味する。また、「公的な介護保障」とは憲法25条にもとづく社会保障の一環としての介護保障システムの構築をいう。つまり、ライフサイクルのなかで障害をともなうようになっても、最低限度の生活が保障されさらに人としての尊厳と発達が保障される介護サービスが整備され、その利用の普遍性、権利性が保障されることを意味するのであり、単に介護費用の社会的保障のみを指すものではない。

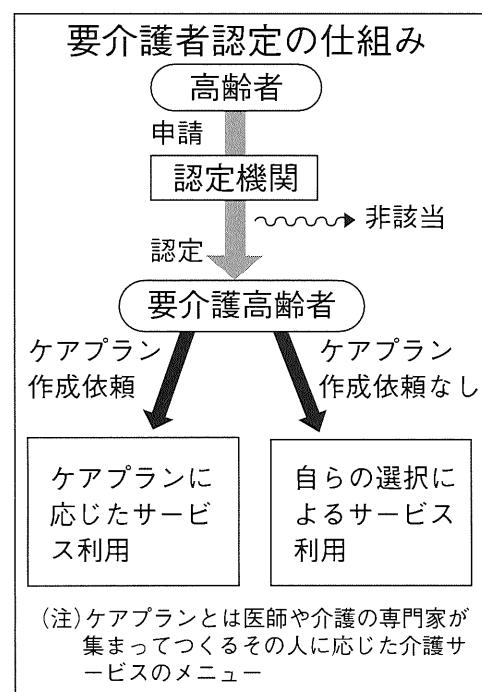
公的介護保険推進（賛成）の論拠として、いくつかのメリットをあげている論者があるが¹⁾、

深刻な介護問題をどのような方向で解決するかが重要な課題なのであって、いくつかの条件がそろわない限り成り立たないメリットを推論することで論拠にするのは、一面的であるといわざるをえない。公的介護保険が、はたして介護の社会化をすすめ、公的な介護保障を実現する（あるいはその実現につながる）ものであるのかどうかという視点から評価、判断すべきである。

(2) 公的介護保険の給付内容

さて、いま審議されている公的介護保険とは基本的にどのような給付内容となるのであろうか。図1は94年に厚生省内のプロジェクトチームが作成したものを一部修正したもので、いま議論の俎上にのぼっている保険システムの全体像を示すものである。保険給付として予定され

図2



（出所）日本経済新聞、1996年2月1日

ているのは現在老人福祉法で実施されている在宅福祉と施設福祉の特別養護老人ホームへの入所、現在は医療保険で対応している寝たきり老人在宅総合診療（医師が医学的管理のため行う定期訪問診療）、訪問診療、訪問看護などと療養型病床群、介護力強化型老人病院、老人保健施設であり、老人福祉法の養護老人ホーム以外の大部分、老人保健法でも保健事業以外で高齢者の外来医療をのぞいた大部分が公的介護保険に移る。施設給付では特別養護老人ホーム、介護力強化型老人病院、老人保健施設を指定老人保健福祉施設としている。

65歳以上の要介護状態の高齢者は、個人契約で在宅給付や施設給付（施設福祉）をサービス提供機関に申し込み、利用する場合には一部負担金（保険給付の一割が予定されている）と利用者負担を支払う。保険指定機関は社会福祉法人、医療法人以外にも民間企業も予定されている。図2は給付を受けるまでの流れである。65歳以上の高齢者が公的介護保険を利用するには、まずどの程度の介護を必要とする状態かについての認定（要介護認定）をうけたうえで給付対象とされ、原則として個人で提供施設に介護サービスを申し込み時間調整することになるが、専門職にケアプラン（1週間の午前、午後、夜間、深夜の時間帯にどのサービスを何回組み込んで行くかをプランするもの）作成を依頼する場合もでてくる（ケアプラン作成も保険給付対象となる）。

これを利用者側でみれば市町村の窓口への利用申請を通じた公的責任による福祉サービスの提供から要介護認定と個人契約によるサービス利用へのシステムの転換を意味する。福祉サービス供給側からみれば公費負担による市町村からの委託（措置委託）による事業から、サービス供給主体と個人との契約関係を基本に利用に応じた保険財政からの定額あるいは出来高による支払いへのシステムの転換を意味する。とくに公的介護保険の導入は、社会福祉サービスのナショナルミニマムを保障する制度として福祉施設サービスの最低基準維持と民間福祉施設経営の安定をはかつてきめた措置制度の解体を伴う

ものであり、高齢者福祉の公的責任の在り方が縮小することは否めない。

III. 公的介護保険は機能するか

(1) 介護サービスの整備ぬきに、 公的介護保障は実現しない

公的介護保険は、高齢者が経済的に自立をして介護サービスを個人的に購入する際に、その費用の一部を社会保険によって支払うシステムであり、公的に介護そのものを保障する保険ではない。現行の措置制度は老人福祉法にもとづき国または地方自治体の事務・事業として、障害があつて常時介護を要する高齢者に高齢者福祉サービスを提供する仕組みであるが、公的介護保険はあくまで個人の意志と選択による介護サービスの利用に対して、費用の一部を保障するシステムなのである。

先にも述べたように公的な介護保障といった場合に、必要な高齢者保健福祉施設の整備とそれを担う専門職としての保健・福祉労働者の確保が必要である。とくに、高齢者の長い地域生活と家族関係を分断せず、心理的混乱や不安を引き起こさないためには、ケアの地域性と総合性、継続性が基本原則である。そこで、その原則をふまえた介護サービス提供機関の地域配置と最低基準の確立を基礎に、施設・在宅サービスの供給そのものが整備されることが最も重要な課題である。

これまでの社会福祉施設整備では、施設建設についての国と地方自治体の補助があるが（しかし、建設単価が実態に見合っていないので、実際には設置者の負担が大きい）、人口何人あたり何施設といった最低限の地域基準さえない。福祉施設用地の公的確保もほとんどなく、高齢化率の高い都市中心部で福祉施設が不足し、地価の安い地域にしかないといった事態を生み出してきた。しかも、福祉施設整備は民間の社会福祉法人の開拓性や活力に依存するかたちで進行してきたのが現実であり、福祉施設の

増加はほとんど民間施設の増加によるものである。こうしたなかで、特別養護老人ホームへの入所待機者（入所措置が決定していながら、施設数の不足で入所できていない障害をもつ高齢者）は全国で5万5千人以上といわれている。公的介護保険を中心とした介護システムでは、こうした民間依存の方針を維持したままが転換されるわけではなく社会保険の支払いによる経営インセンティブが働くので、サービス提供施設が増大するという見通ししかない。しかし、医療保険以下の内容しか保障されないシステムで施設経営が旺盛になることは考えにくく、せいぜい都市中間層をねらった経営主体がいくつかサービスを提供できても、過疎地域では、サービスが整備されないことが予測される。例えば、過疎地域では眼科、耳鼻科、歯科など高齢者が必要とする科目の不足、救急医療体制の不備が問題になっている。これはまぎれもなく、医療保険という社会保険制度のもとでおこっている医療サービス不足の問題なのである。

確かに『ゴールドプラン』（90年から）、続いて『新ゴールドプラン』（95年度から）により在宅福祉や施設福祉などの整備目標が示されたが、整備目標数自体がそもそも低すぎる設定である。後者は94年3月までに全国の市町村が策定した市町村老人保健福祉計画の全国集計値がゴールドプランを上回ったことにより再度目標を見直したものであり、厚生省の要求案からみるとホームヘルパー3万人、デイ・サービス3千ヶ所、特別養護老人ホーム1万人分がへらされている。しかも、市町村の策定した各地の老人保健福祉計画についてのアンケート調査をみるとサービスの量的整備のたちおくれは明らかである。例えば、95年5月1日に国保中央会が発表した3県での高齢者保健福祉の行政職と専門職へのアンケートでは保健婦の8割、市町村長の過半数が計画達成が困難としており、その理由としてマンパワー不足、財源があがっている（「京都新聞」95年5月2日）。また、日経産業消費研究所による全国の市町村対象の調査によれば「目標どおり計画が達成できる」が21%、「達成することは困難」49%であり、また厚

生省の打ち出している1999年までに寝たきり老人をゼロにする計画について、「計画では寝たきり老人はなくせいない」が63%であり、財源不足、人材不足が計画達成困難の理由とされている（「日本経済新聞」95年11月19日）。

老人保健福祉審議会の第二次中間報告では、介護サービス基盤整備の重要性をうたうものの、それについての国、地方自治体の責任と財政手段について触れず、民間依存の方針を転換する提言はなされていない。目新しいことといえば、既存施設の再編によって介護施設を確保する方針をうたった点である。しかし、この方針のもとでは「保険あってサービスなし」といわれる指摘は避けられない。

(2) だれもが利用できる 社会保険となるのか

公的介護保険は、障害をもつ高齢者全てに適用される保険ではない。この保険を医療保険の介護版などと説明する場合もあるが、それは要介護認定のシステムを見落とした誤った説明である。いいかたをかえれば、要介護認定があるからこそ障害をもつ全ての高齢者に対応する保険とはならないのであり、医療保険とはちがつて保険料を支払っていても保険を利用できない層がでてくるのである。

どういうことか。再び図2にもどり、要介護認定のシステムを説明したい。65歳以上の高齢者が、公的介護保険の給付によって介護サービスを利用しようとする場合、要介護認定を受けなければならない。要介護認定とは、「保険者がその責任と権限に基づき、『高齢者が介護が必要な状態にあるかどうかを一定の基準により認定する行為』」（第二次中間報告）とされる。つまり一定の認定マニュアルに基づいて身体の障害の状態がどのレベル（例えば最重度～中軽度）にあるかを認定するのである。この認定は介護給付の質・量すなわちどの障害レベルに認定されるかによって、どの種類の介護サービスがどれくらいの頻度で利用できるかを決定することになる。

だが、どのような基準にもとづいて要介護状態の認定を行うのか、生活実態にそった認定がおこなわれるのか、高齢者や介護者家族にとって必要な給付が保障されるのかが問題となる。ドイツ介護保険では²⁾、MDK（保険の審査機構）の派遣する認定医の判定が厳しく、家族が当然最重度の認定をうけるものと考えていた重介護のケースで軽度と判定され、それまで医療保険で給付されていた介護サービス部分が介護保険に移行したので従来どおりの介護サービスが受けられず（つまり介護保険の給付が医療保険の介護給付より小さくなつたため）、これまでの介護サービス量を確保するには民間サービスを購入しなければならないという問題がおこっている。日本の場合はそもそも貧しい介護サービスの水準のもとで、どの障害レベルに認定されるかによって、どれだけの負担が家族にのしかかってくるかという問題になるのである。

公的介護保険では、高齢者の障害をどういうレベルで区分するのか、どれだけの給付になるのかは、今後具体的に検討されることになるが、「第二次中間報告」の資料参考1でモデルケースが示されている。それによると、障害レベルは「[寝返りができず日常生活に介護を要し、療養上の管理を必要とする]」、「[寝返りはできるが日常生活に介護を要し、療養上の管理を必要とする]」、「[居室内で生活し車いすを使用、入浴は困難で、療養上の管理を必要とする]」となり、それぞれに複数世代同居か高齢配偶者と生活しているかを区別して在宅生活の場合の週単位のサービスメニューが示されている。しかし、最重度のケースでも時間帯や曜日で介護サービスが空白になっており、家族介護の比重が大きくなる内容である。

日本で介護問題が深刻なのは、住環境の劣悪さや地域リハビリテーションの展開の不十分さに加えて、住居改善がなされていれば残存能力を生かし日常生活が営めた人が、またリハビリテーションを支援する体制があれば生活意欲を高めることができた人が、あるいは家族に見通しと孤立感がなければ座位を保ちベットの生活

から連れられた人が重度化し「寝たきり（寝かせきり）」となるケースが少なくなつたのである。したがって、障害レベルの認定においては身体状況、住環境、家族構成・関係、家族の介護力、経済状況など高齢者の生活を総合的に把握しなければ、その高齢者と家族にとってなにが必要か、どれだけの質と量をもった介護サービスや支援が必要なのかを判断することはできないのである。身体の状況と家族構成にもとづく認定が、同時に給付内容を決定するシステムが構想されているが、高齢者と家族の人権を守る水準の介護を保障しようとするのであれば、身体状況だけではなく上記の諸要因をふくめて利用者の生活状態を総合的に把握し判断する手法を開発し、かなり手厚い給付内容を確保しなければならない。

要介護認定については一定のマニュアル（在宅の場合、障害をもつ高齢者の排便を出発点に障害レベルを認定するフローチャート）の使用が予定されているが、その程度の基準による判定がはたして、障害をもつ高齢者にとって必要な給付内容を保障するものとなるかどうか疑問である。

もうひとつは、公的介護保険のもとでは障害があつても給付対象とならない高齢者が存在するという問題である。要介護認定は「高齢者に対する保険給付の適否の決定という性格を有する」（「第二次中間報告」）のであり、公的介護保険の適用対象の障害か、適用対象には入らない程度の障害かを見極めるという性格ももつてゐる。後者になれば図2の「非該当」「対象外の高齢者」とされ、保険料は支払っていても保険給付を受けることはできないのである。この点が、医療保険の介護版という説明が誤りだという理由である。先ほどのモデルケースによれば、「居宅で車いす使用で入浴困難】以上のレベルが適応対象となっている。もしそれに従うとすれば、例えば脳卒中などで倒れ脳血管障害をともなつて在宅で生活するケースで、リハビリの成果により車イスを離れ杖に頼る歩行が可能ではあるが、日常生活に一定の介護が必要な人は、公的介護保険適用とはならないことにな

る。仮に現在、医療機関が行っているデイ・ケアが全て公的介護保険に移行された場合、医療保険で利用していた高齢者が、公的介護保険の認定で「非該当」とされると、医療保険でも公的介護保険でもデイ・ケアを利用できないことになる。つまり、給付対象となる障害レベルはどの程度以上かを決定することで、障害があつても公的介護保険からはもちろん医療保険からも閉め出される膨大なボーダー層ができることが考えられるのである³⁾。

結局、公的介護保険は介護問題の全てに対応するものではなく、政策主体によって設定された障害レベル以上の高齢者がかかる介護問題の、しかもその一部に対応するシステムであるといわざるをえない。要介護認定の具体的な内容と障害レベルごとに保障される給付水準についての情報は、国民が公的介護保険をその名称から評価する次元から、具体的な内容に踏み込んで検討するうえで必要なものなのである。しかし、これまでその内容は明らかにされていないのである。

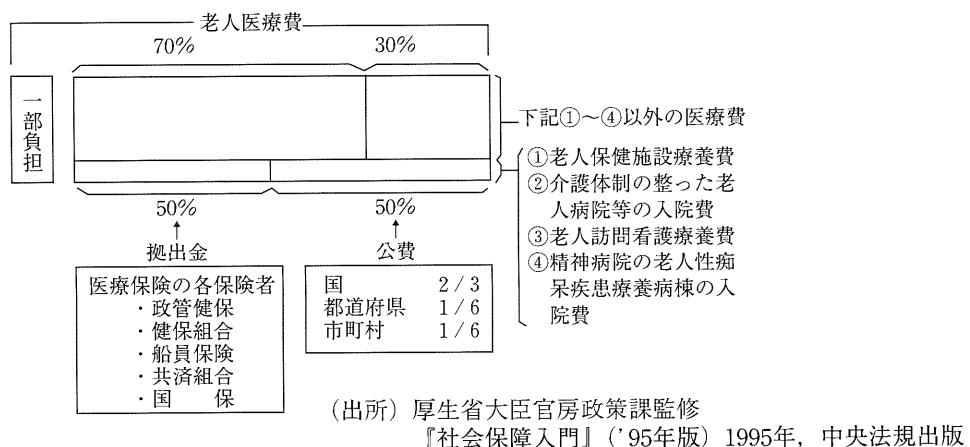
IV. 公的介護保険と老人医療費

ところで厚生省はなぜ1997年度導入にこだわ

っているのであろうか。その理由は、介護問題ではなく老人医療費の扱いにある。93年度の国民医療費24.4兆円のうち老人医療費は7.5兆円(30.6%)、94年度(見込み)同25.7兆円のうち同7.9兆円(30.9%)であり、対前年度の伸び率でみて老人医療費が国民医療費の伸びを上回っている⁴⁾。老人保健法により老人医療費は各保険者で公平に負担するという趣旨にもとづいて国、都道府県、市町村の公費負担と国民健康保険、政府管掌健康保険、健康保険の各保険者の支払う拠出金から財源が構成されている(図3)。

実際には高齢者の加入率が高いのは退職者が加入し高齢化した過疎の市町村をかかえた国保であるが、実績按分により拠出金をだすと国保の負担が大きくなり不均衡となるため、各保険者の老人加入割合を全国平均とみなす加入者按分による財政調整をおこなっている。老人保健法の86年改正により89年度から加入者按分が100%となり、さらに95年改正により拠出金の算定に用いられる老人加入率の上限を20%から22%に引き上げ、96年度は24%にまで引き上げられる予定になっている。この仕組みは結局、国の老人医療費負担の伸びを抑制し、患者負担や現役労働者の負担を大きくするものである。老人医療費のそれぞれの負担の推移を指数でみ

図3 老人医療費の負担の仕組み



ると83年を100とした場合に、94年では国、都道府県、市町村は254、被用者保険は307、国保は161、患者負担は722であり、94年度の財源構成は国20%、都道府県5%，市町村5%，患者46%，保険拠出金64%である⁵⁾。

ところが、政管健保はもちろんが健康保険組合も赤字（健保組合は94年度で過去最大の815億円の赤字を計上）をかかえており、老人医療費拠出金は不合理との認識が強い。事実、健保組合連合会は95年12月の全国大会で「老人医療費拠出金の不合理の早期実施」を柱に「現行拠出金方式に依存しない公費重点の公的介護システムの確立」を含んだ5項目の決議を探査している。健保組合にしてみれば不況による被保険者数の減少、賃下げにともなう保険料収入の低下、医療費の増加とならんで、老人医療費拠出金の伸びが赤字の構造的要因となっているということなのである。

おおまかにいって厚生省の医療費抑制策は、患者負担を重くし医療保険の利用を抑制しつつ、医療保険を短期給付に限定すること、医療における介護や生活部分を医療保険の対象からはずし患者負担にすること、定額制を導入し医療内容を強力にコントールすることとおしてすすめられてきた。とくに老人医療費には「社会的入院」、つまり（厚生省の理屈で）本来の医療保険の対象外の費用を含んでおり、高齢者の長期入院を医療保険、老人保健制度の範囲から外したいが、その費用の受け皿としてあらたな費用調達システム＝公的介護保険を必要とした事情があるのである。今年年2月の「全国国民健康保険主管（部）課長会議」の席上、厚生省の保険企画課長が老人医療費（95年度予算ベース）のうち、ポイントは3カ月あるいは6カ月以上の入院であり、前者でみて1.5兆円、後者でみて1兆円を占めるが、1カ月あたり一般病院の長期入院50万円、老健施設32万円、特養老人ホーム26万円で、福祉的ケアは費用も低く在宅ケアならさらに低くてすむのであり、医療保険サイドから見れば介護保険導入で費用は安定すると説明していることが（『週刊社会保障』No.1875、96年2月）、この思惑をもっとも

端的に示しているといえるだろう。

95年の老人保健法改正に先立ち厚生大臣は老人保健福祉審議会に、施行後3年以内（98年までに）に老人医療費拠出金の算定方法について根本的に検討することを諮問し、了承を得ている。また政官保も96年度で積立金をほぼ使いはたすことが確実である。つまり、97年度公的介護保険導入という当初の日程は、老人医療費への公費負担の増大を避けながら、同時に保険拠出金の不合理批判をかわすために、タイムリミットまでに長期入院部分を中心に老人医療費から一定の部分をはずし、その受け皿を用意しておかなければならなかつたからである。しかも、この構想は介護サービスを個人契約で購入する形式にすることで、臨調行革型「社会保障」への変質をより促進する役割をもつ。公的介護保険構想になぜはじめから障害児、障害者の介護への対応が含まれていなかつたのかという理由もここにあるといってよい。つまり、老人医療費抑制策という任務を背負つた社会保障構想という性格が、初めから付与されていたからである。

おわりに

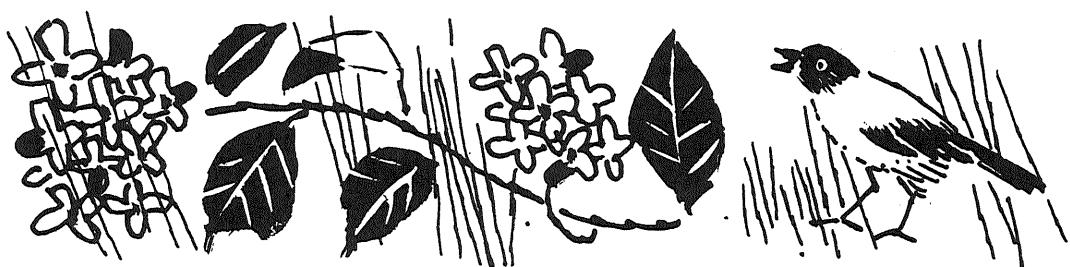
以上の検討は、公的介護保険の基本的問題の一端を指摘したにすぎないが、その限りでもこの保険構想が介護の社会化や公的な介護保障を実現するものではないというのが、ここでの結論である。

ところで、95年版の『厚生白書』のタイトルは、「医療－『質』『情報』『選択』そして『納得』」であった。しかし、これまでの公的介護保険構想の審議過程における厚生省の姿勢は、問題の重要性にもかかわらず限定された情報と官僚の描いた選択肢の提示に止まっている。今後の介護システムを議論するうえで、まさに国民から厚生省に『質』『情報』『選択』そして『納得』を要求しなければならないことを、最後に指摘しておこう。

1) たとえば岡本祐三監修『公的介護保険のすべて』朝日カルチャーセンター、1995年。このなかで、厚生省高齢者介護対策本部の伊原和人氏は公的介護保険のメリットとして利用者とサービス提供機関との契約によるためサービスの選択ができる、①保険料を支払う見返りとしてサービス利用ができる権利的性格が強まる、②毎年度の予算の制約をうけることなく、ニーズに応じてサービス供給がふえる、③受益と負担の関係が明確で 負担する国民の理解がえやすいとしている（『同書』、37ページ）。

- 2) 「どこまで有効？ ドイツ介護保険」（「日本経済新聞」95年6月26日）
- 3) 本間照光「保険制度からみた『公的介護保険』創設の問題点・上」（『賃金と社会保障』No.1154、95年5月）を参照。
- 4) 医療経済研究機構『医療白書1996年版』日本医療企画、96年、30～31ページ
- 5) 『保険と年金の動向』及び『国民の福祉の動向』（厚生統計協会）各年版に掲載の「老人医療費の負担の状況」から筆者が試算。

（おかげ ゆうじ 所員 佛教大学）



医療経営の変容と 健康・医療保障論の課題



OMATSU Mikio
大松美樹雄

いま従来の「医療」の枠組みがゆれうごいている。医療経営のデータをみると、90年代に入り厳しさを増し、民間中小病院では新規投資の余裕もなくなっており、地域では医療機能の遍在化がおこっている。医師など各職種のなかでの競争が激化し、医療経営が福祉経営を包摂していく可能性が高まっている。それら現場の変容と変貌する経済社会との関係で深めるべき論点がうかびあがっており、新しい健康・医療保障論の構築に向けて共同作業が必要である。

I. はじめに

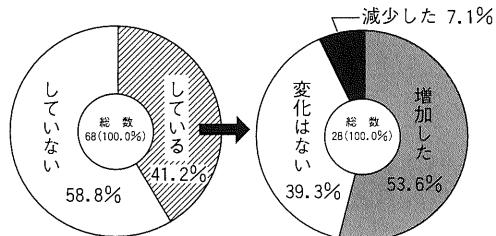
公的介護保険構想を軸に戦後の社会保障の枠組みが大きく変わろうとしているが、「医療」もある意味では「福祉」以上に激動の中にいる。この介護保険導入を強く主張した社会保障制度審議会95年7月勧告は同時に、「医療資源の適正な配分を図るため、医療保険の給付の内容や範囲の見通しが必要である。医療サービス及び関連サービスの質を高め、これに対する適正な給付をするためには、応分の利用者負担はさけられない」とし、医療施設の介護施設への転換、「かかりつけ医機能の確認」、医学教育の改革など具体的な医療問題を詳細に論じたが、これらは80年代からの医療行政の流れがさらに加速されようとしている現実の反映であろう。

医療現場の変化をあげれば、大阪府下でこの5年間に廃止となった病院は18、病院をやめ診

療所に変更したところが、この1年間に10件など¹⁾、医療機関の運営と経営が大変な危機に直面していることが指摘される。大阪府保険医協会「1995年会員意見調査」をみると、往診・訪問看護が中小病院で急速に取り組まれており(図1参照)、病院給食の外部委託なども年々着実に増加している²⁾。本稿では、診療報酬改定、法制度の改変、行政指導などによって起きていく、この医療経営の動向そのものをまず分析し、マンパワー政策とその「競争状態」をスケッチする。そのうえで、次世紀を見通した「医療保障論」の論点を提示したい。

おりしも日本労働組合総連合と日本経営者団体連盟は95年10月に共同研究「新産業・雇用創出共同研究会報告」を明らかにし、①住宅、②情報通信、③環境、④福祉・医療、を有望な新規産業分野とし、それらと共にニューディール的巨大プロジェクトの推進によって、わが国経済社会の構造転換を実現させると主張している。産業社会のダイナミックな変化のなかに

図1 往診・訪問診療、訪問看護の状況



出所：大阪府保険医新聞、95年11月付。

「医療」をおき、多面的に分析することが住民サイドから今必要になっている。そのための共同作業を呼びかける「現場からの発信」としても本稿を位置づけたい。

II. 医療経営の動向変化とその計数分析

まず全国公私病院連盟の『病院経営実態報告』を使い、この数年間の病院の損益（收支）状況をみていこう。一般病院の病床規模別の損益の推移を表1に示したが、産業の効率を示す医業利益（一般企業でいう営業利益にあたる）を見ると、とりわけ199床以下の中小病院においてマイナスが大きくなっている。それがそのまま反映し、医業利益を基礎に財務状態をふまえて総合的な業績を示す経常利益においても、199床以下のグループが医業収益（一般企業でいう売上高）比10%以上の赤字を出している。ただ、どの病床規模においても89年と94年を比べれば、経常利益でのマイナスが2～3倍に拡大しているのは共通である。

この調査対象は94年でいえば自治体病院が684、その他公的病院が211、民間病院が219となっているため、自治体の一般会計などからの繰入金（補助金等）の収入にしめる比重が高く、当期純利益では何とか赤黒トントンとなっている。ではその種の補助金がほとんどあてにできない民間病院はどうであろうか。

表2は同じ公私病院連盟の資料を使って作成

した民間病院（医療法人、公益法人、社会福祉法人等）の損益の推移であるが、91年あたりを境にして医業利益、経常利益、当期純利益は2.5%を維持し、人件費、減価償却費もおさえているが、費用全体がじりじり伸び、事業活動の効率がそのままストレートに当期純利益に反映している。民間病院の損益構造の厳しさをよりたぢいって分析するために、中央社会保険医療協議会「医療経済実態調査報告」より、一病院あたりの資産、負債、資本額を表3に示した。91年6月のデータのため少し古いが、傾向としてはここ数年変わっていないようである。自己資本比率は28.5%，総資本回転率は1を割って0.95回転、借入金月商倍率は4.8ヶ月となっている。

一般に投下資本に対する利益率、資本利益率は、売上高利益率と総資本回転率とに分解される。

$$\text{利益} / \text{総資本} = (\text{利益} / \text{売上高}) \\ \times (\text{売上高} / \text{総資本})$$

このどちらも低いということは、投資効率が悪いということであり、表2に示されている減価償却費の低下傾向とあわせて考えると、医療活動の幅を広げる新規投資も十分にはできていないことを示している。なお、借入金月商倍率は、現預金をのぞいて計算すれば6.6ヶ月となり、一般の中小企業でいう危険領域にはいってくる。

以上をふまえ、冒頭で若干触れたが病院規模別にみた病院数及び構成割合の推移をみてみると（表4）病院総数は90年をピークにして減少に転じているが、これは主に中小病院の減少によるものであり、大病院は逆に増加している。損益に関するデータとあわせて考えると地域に密着した小病院が消えている（または福祉施設などに転化）事実の反映であろう³⁾。この点を医療ソーシャルワーカー（MSW）たちは共通してこう言う。

「何年か前までは、市内にそれなりに長期療養ができて、医師も看護婦もいる普通の民間病院が一定数あったが、いまは『医療』の期待できない施設と脳外科など高度医療に特

化した病院の二極に分かれてしまった。転院先に本当に苦労する」。

介護保険構想の議論の中でもっと強調されるべきことは、介護、生活援助、家事援助、医療サービス、住宅施策などさまざまなベクトルでの課題をどう総合化するのかという点であり、療養すべき場所とるべきサービスの内容は個々のケースごとの多様性をもって決められる必要があるが（図2参照），現在の厚生行政の中で地域社会における医療機能は偏在化しつつある。この点は次節で視点を変えてさらに深めるとして、本節の最後に、本来開業医の「営業

利益」を守るべき日本医師会幹部の発言を引用しておこう。

「多くの中小病院はこれからどう生きていかが問題で、将来に不安をもっている。大資本を投入して高度な医療設備をしても大病院にはかないません。そうすると、これからの中病院の生きる方向をどこに求めるかというと、老人収容施設として入院、ショートステイやデイケア、あるいはリハビリといったところに地の利を生かした小回りの利く転換が必要で、そうしないと生きてゆけないと思いますね」⁴⁾。

表1 一般病院の損益状況 病床規模別

(単位：%)

	~99床			~199床			~299床			~399床		
	89年	91年	94年									
1. 医業収益	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1) 入院収益	45.1	43.4	43.1	56.4	54.5	54.0	58.3	57.3	57.5	58.5	56.8	57.9
2) 室料差額収益	0.9	0.8	0.8	1.1	1.3	1.2	1.4	1.4	1.2	1.1	1.1	1.1
3) 外来収益	51.4	53.5	53.5	40.2	42.1	42.2	38.0	38.6	38.3	38.2	39.7	38.5
4) その他の収益	2.6	2.3	2.6	2.3	2.1	2.6	2.3	2.7	3.0	2.2	2.4	2.5
2. 医業費用	106.0	112.0	116.4	101.7	107.2	108.2	100.9	104.5	107.4	101.0	105.6	106.1
1) 人件費	53.5	56.5	60.0	51.7	55.5	56.0	50.9	54.1	55.2	50.1	54.0	52.9
2) 材料費	33.3	36.5	35.9	32.4	32.3	32.9	32.2	32.0	32.7	33.5	32.9	33.8
3) 経費	12.0	13.5	14.7	11.9	13.1	13.5	11.4	12.5	12.9	10.9	11.9	12.6
4) 減価償却費	5.4	4.4	4.4	4.6	5.2	4.6	5.1	4.8	5.2	5.3	5.5	5.6
5) その他の費用	1.8	1.1	1.4	1.1	1.1	1.2	1.3	1.1	1.4	1.2	1.3	1.2
〈医業利益〉	△6.0	△12.0	△16.4	△1.7	△7.2	△8.2	△0.9	△4.5	△7.4	△1.0	△5.6	△6.1
3. 医業外収益	1.5	2.7	1.6	1.7	2.0	1.9	1.6	1.8	1.6	1.4	1.8	1.5
4. 医業外費用	3.6	3.7	3.4	3.5	4.3	3.9	3.7	3.9	4.1	3.8	3.8	3.8
(うち支払利息)	3.2	3.3	2.7	3.1	3.5	3.1	3.0	3.2	3.4	3.2	2.9	2.9
〈経常利益〉	△8.2	△13.0	△18.2	△3.5	△9.5	△10.2	△3.0	△6.6	△9.9	△3.4	△7.6	△8.4
5. 特別利益	8.3	12.5	15.5	5.8	7.5	9.2	6.3	6.5	8.7	6.4	7.2	8.2
(うち補助金等)	7.9	12.3	15.2	5.6	7.4	8.8	6.0	6.4	8.6	6.3	7.0	8.1
6. 特別損失	0.1	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.5	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
〈当期純利益〉	0.0	△0.7	△2.8	2.1	△2.2	△1.2	3.1	△0.3	△1.4	2.8	△0.6	△0.4

	~499床			~500床			全 体		
	89年	91年	94年	89年	91年	94年	89年	91年	94年
1. 医業収益	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1) 入院収益	58.6	57.1	57.9	61.1	59.1	60.9	58.6	57.0	58.0
2) 室料差額収益	1.1	1.1	1.2	1.3	1.5	1.4	1.2	1.3	1.3
3) 外来収益	38.5	39.5	38.0	35.8	37.5	35.4	38.1	39.4	38.2
4) その他の収益	1.8	2.3	2.9	1.8	1.9	2.3	2.1	2.3	2.5
2. 医業費用	99.5	105.2	103.0	100.0	104.7	104.3	100.7	105.4	105.7
1) 人件費	49.0	52.7	51.3	49.2	52.6	51.5	50.0	53.5	53.1
2) 材料費	33.5	33.5	34.3	33.6	33.9	34.6	33.3	33.3	34.0
3) 経費	10.8	12.2	11.7	10.4	11.4	11.7	11.0	12.0	12.3
4) 減価償却費	5.1	5.7	4.7	5.8	5.7	5.7	5.3	5.4	5.2
5) その他の費用	1.1	1.1	1.0	1.0	1.1	0.8	1.1	1.2	1.1
〈医業利益〉	0.5	△5.2	△3.0	0.0	△4.7	△4.3	△0.7	△5.4	△5.7
3. 医業外収益	1.6	1.9	1.5	1.7	2.2	1.6	1.6	2.0	1.6
4. 医業外費用	3.7	4.1	3.9	4.2	4.3	3.8	3.9	4.1	3.8
(うち支払利息)	3.0	3.4	3.0	3.2	3.3	2.7	3.1	3.2	2.9
〈経常利益〉	△1.6	△7.4	△5.4	△2.5	△6.8	△6.5	△3.0	△7.5	△7.9
5. 特別利益	5.0	6.5	6.7	5.4	6.6	8.1	5.8	7.0	8.3
(うち補助金等)	4.8	6.3	6.4	5.0	6.4	7.8	5.5	6.8	8.1
6. 特別損失	0.1	0.2	0.4	0.3	0.2	0.3	0.2	0.2	0.3
〈当期純利益〉	3.3	△1.1	0.9	2.6	△0.4	1.3	2.6	△0.7	0.1

注：調査対象の内訳は、
自治体、国立、その他公的、民間がそれぞれ89年、
635、179、184、91年、
672、202、210、94年、
684、211、219、となっ
ている。

出所：全国公私病院連盟
『病院経営実態調査報告』
各年度より作成

表2 民間病院の損益状況の推移

(単位：%)

	87年	89年	91年	93年	94年
1. 医業収益	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1) 入院収益	62.1	60.2	58.4	60.0	59.0
2) 室料差額収益	2.5	2.4	2.6	2.4	2.3
3) 外来収益	32.2	34.4	35.2	34.3	34.7
4) その他の収益	3.2	3.0	3.8	3.3	4.0
2. 医業費用	96.6	97.1	102.9	102.4	100.2
1) 人件費	50.0	49.2	52.2	51.0	50.0
2) 材料費	27.8	29.0	28.7	30.2	28.4
3) 経費	13.6	13.4	16.4	16.1	16.5
4) 減価償却費	4.6	4.4	4.4	3.9	3.9
5) その他の費用	0.6	1.1	1.2	1.2	1.4
〈医業利益〉	3.4	2.9	△2.9	△2.4	△0.2
3. 医業外収益	2.3	2.2	2.5	2.5	2.1
4. 医業外費用	3.8	3.1	3.3	3.3	2.9
(うち支払利息)	2.2	2.0	2.5	2.1	1.9
〈経常利益〉	1.9	2.0	△3.7	△3.2	△1.0
5. 特別利益	0.4	0.6	0.7	0.8	0.8
(うち補助金等)	0.3	0.3	0.4	0.5	0.5
6. 特別損失	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3
〈当期純利益〉	2.0	2.4	△3.2	△2.7	△0.5

出所：表1と同じ

III. マンパワー政策の特徴と「競争」の激化

次に医療を支える各職種をめぐる動向を分析し、その面から医療現場の変化をみていく。

まずとりあげるべきものは、医師の卒後研修義務化・保険医インターーン制への動きである。厚生省は96年の通常国会に向けて、第3次医療法「改正」の検討作業の中で卒後研修義務化を盛り込んだ医師法「改正」をセットで準備しているが、この直接の出発点は87年の厚生省・国民医療総合対策本部の「中間報告」であった。「中間報告」は第2部「良質で効率的な国民医療をめざして」の項で、①老人医療の今後のあり方、②長期入院のは是正、③大学病院等における医療と研修の見直し、④患者サービス等の向上、等をかかげ、医師研修のあり方を高齢者医療の「効率的」なあり方とセットで論じた。これによって、とりあえずのねらいが、高齢者医療をはじめとする国民医療費コントロールにあることは自明であろう。

具体的に述べれば、毎年8千名の医学部卒業

表3 一病院あたりの資産、負債、資本額
(医療法人)

(単位 千円、 %)

I. 流動資金	455,767	40.6
1. 現金・預金	159,229	14.1
2. 医業未収金	164,255	14.6
3. 有価証券	37,657	3.3
4. 医薬品	14,335	1.3
5. その他	80,291	7.2
II. 固定資産	660,450	58.9
1. 有形固定資産	582,249	51.9
①土地	126,422	11.3
②建物	379,041	33.8
③医療用器具備品	42,859	3.8
④その他の資産	33,927	3.0
2. 無形固定資産	6,553	0.6
3. その他の資産	71,649	6.4
III. 繙延資産	5,965	0.5
資産の部合計	1,122,182	100.0
IV. 流動負債	254,713	22.7
1. 買掛金	71,731	6.4
2. 支払手形	37,593	3.3
3. 短期借入金	75,781	6.8
4. その他の流動負債	69,609	6.2
V. 固定負債	547,215	48.8
1. 長期借入金	507,258	45.2
2. その他の固定負債	39,956	3.6
負債の部合計	801,929	71.5
VI. 資本合計	320,253	28.5
資本の部合計	320,253	28.5
負債の部、資本の部合計	1,122,182	100.0

注：91年6月のデータである。

出所：中央社会保険医療協議会「平成3年度医療経済実態調査報告」より作成

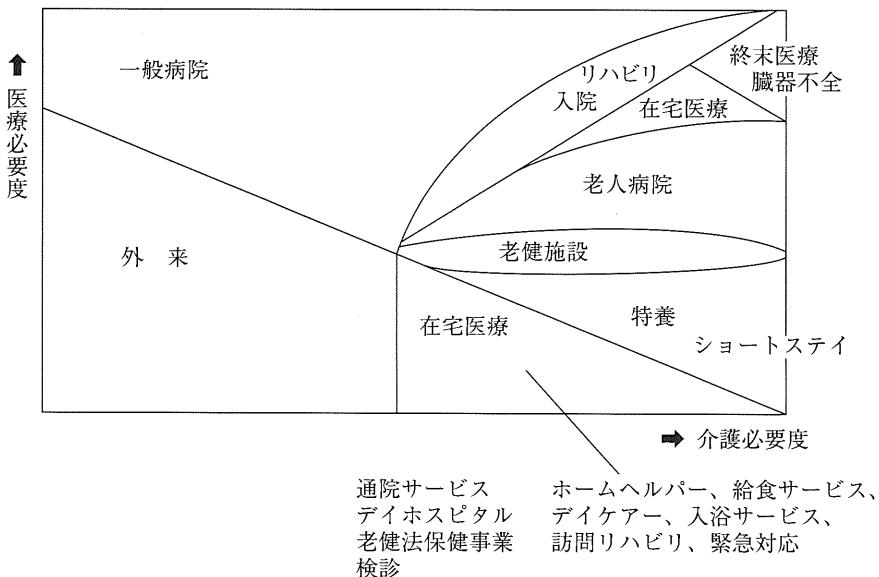
生（現在は70%は大学病院で、20%程度が研修指定病院、10数%が他の民間病院で研修を行っている）の主な研修場所を大学病院から厚生省の研修指定病院にシフトさせ、のために地域医療計画の2次医療圏に最低1カ所の臨床研修指定病院をおくというものである。定員が大幅に縮小されるであろう大学か指定病院での研修を終えなくては保険医の資格がえられないという中身であり、若手医師の地域の中小病院への流れはストップし、中小病院の弱体化と指定病院となった少数の大民間病院などへのマンパワーの集中を加速させるであろう⁵⁾。と同時にこの研修義務化はさらに長期のスパンでのねらい

表4 病床規模別にみた病院数及び構成割合の推移

	1980年	1985年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年
総数	9,055 (100.0)	9,608 (100.0)	10,096 (100.0)	10,066 (100.0)	9,963 (100.0)	9,844 (100.0)	9,731 (100.0)
20～49床	2,598 (28.7)	2,296 (23.9)	2,015 (20.0)	1,962 (19.5)	1,862 (18.7)	1,772 (18.0)	1,687 (17.3)
50～99床	2,291 (25.3)	2,467 (25.7)	2,524 (25.0)	2,503 (24.9)	2,504 (25.1)	2,487 (25.3)	2,491 (25.6)
100～199 床	1,999 (22.1)	2,331 (24.3)	2,634 (26.1)	2,647 (26.3)	2,640 (26.5)	2,639 (26.8)	2,637 (27.1)
200～299 床	1,003 (11.1)	1,182 (12.3)	1,361 (13.5)	1,375 (13.6)	1,366 (13.7)	1,359 (13.8)	1,325 (13.6)
300～399 床	559 (6.2)	616 (6.4)	721 (7.1)	730 (7.3)	733 (7.4)	733 (7.4)	733 (7.5)
400～499 床	242 (2.7)	292 (3.0)	352 (3.5)	351 (3.5)	354 (3.6)	350 (3.6)	350 (3.6)
500～699 床	226 (2.5)	267 (2.8)	308 (3.1)	317 (3.1)	323 (3.2)	326 (3.3)	330 (3.4)
700～899 床	74 (0.8)	91 (0.9)	109 (1.1)	109 (1.1)	107 (1.1)	103 (1.0)	102 (1.0)
900～床	63 (0.7)	66 (0.7)	72 (0.7)	72 (0.7)	74 (0.7)	75 (0.8)	76 (0.8)

出所：厚生省大臣官房統計
情報部
「医療私設調査・病院報告」各年度より
作成。

図2 医療・介護の必要度と施設体系



出所：池田信明「高齢者医療——医療の現場から」、井上英夫他編著『高齢者医療保障——日本と先進諸国』労働旬報社、95年、86ページ。

もある。

介護保険をめぐる議論の中で大きな争点の1つとなっている「ケアマネジメント」に関して日本医師会・糸氏常任理事は、厚生省からいくつかの県医師会に依頼されているケアマネジメントのモデル調査事業に関わって、「マネジメントのノウハウの開発は、医師会が主導権を持つ必要がある。調査事業はそのための橋頭堡だ」⁶⁾と各医師会に発破をかけている。また、厚生省・老人保健福祉審議会が95年9月に明らかにした「主な論点と議論の概要」は、高齢者介護サービスのあり方における介護サービスの利用方法について、「高齢者介護では、かかりつけ医師の果たすべき役割は大きい。かかりつけ医師を含む保険・医療・福祉の関係スタッフからなるケアチームと『高齢者介護調整機構』（仮称）を中心とした高齢者介護体制の整備が必要である」と論じた。

周知の通り老人福祉計画は2次医療圏にほぼ重なる形で設定されており、そこにおいて医療からはじき出された高齢者を福祉によって肩代わりしようとする動きが急だが⁷⁾、それらによって急増する介護費用、福祉費用のコントロールにとって医師の果たす役割はまさにキーパーソンそのものである。医師の卒後研修義務化、また「生涯研修」、「保険医資格の更新制」などの動きは、次世紀の社会保障費用をソフト面で統括しようとするねらいを根底に含んでいるのである（一方、老人保健福祉計画実行のハード面での国・自治体責任は、介護保険によって保険原理、つまり民間責任に解消されようとしている）。

次に分析する必要があるのは、医師について医療の中心にならう看護職の動向であり、ここでは訪問介護ステーションについてとりあげよう。

92年より老人訪問看護事業が制度化され、今全国で約900カ所の訪問看護ステーションが動いている。ステーションは在宅医療・看護をになう施設として位置づけられているが、その業務内容は非常に多面的であり、地域の福祉・医療のネットワークの拠点ともなりうるものであ

る⁸⁾。今、「24時間ケア」などが強調されているなか、ホームヘルパーなどの介護スタッフがステーションに所属し、活動を行う動きも出てきている⁹⁾。

今後のステーションをはじめとする、いわゆる「看護婦の開業」は拡大すると予想されるが、そのことは深刻な住民要求の反映であることはまぎれもない事実だが、もう1つの側面として、研修指定病院など大病院への「医療」の集中のなかで、地域社会において厚生省のいう「かかりつけ医」とともに、生活援助機能とあわせて相対的に安上がりの「医療機能」を果たしていくことを期待されているのではないか。「より良いサービスの競争。より求めやすい価格に向けての競争。そうした自由競争をしながら切磋琢磨」¹⁰⁾といった耳ざわりのよい言葉に無批判に流れようとする動きが看護界のなかに大きくあるが¹¹⁾、問題の二面性をしっかりとみえることが必要である。

本節の最後に医療経営と福祉経営の「競争問題」についてみてみよう。95年9月の日本医療法人学会において、中垣英明・厚生省健康政策局指導課長補佐は、いま、保健・医療・福祉が近似化していることを具体的に強調し、「今後、新介護制度ができて保健・医療・福祉の垣根が非常に低くなっているときに、実施主体の社会福祉法人と医療法人の間の垣根も壊れていかざるをえないだろう」¹²⁾と「予測」し、同学会の神尾友和会長は、医療法人と社会福祉法人の相似化により公益法人「医療福祉法人」が創設されるべき気運にあるということを日本医師会などの了解を得て医療審議会に文章提出した、と表明している¹³⁾。

昨今、財務的に余力のある、相対的に大きな医療法人などが各地で老人保健施設、訪問看護ステーション等を設立し、また同じ敷地内に別法人によって特別養護老人ホームを作るといったコングロマリット化がめだってきているが¹⁴⁾、一方、特養などを経営する社会福祉法人の側でも介護保険の動向をにらんで個室の設置などアメニティを重視した「契約制特養」などの動きが急であり、痴呆ケアへの取り組みも強化され

つつある¹⁵⁾。医療経営と福祉経営をめぐる「競争」が地域社会でさらに激化し、法制度の改変が行われていくとすれば、財務力、企業経営のノウハウの蓄積、各種医療スタッフ管理の経験、等々などからいって、コングロマリット化した大医療法人が優位に立つことは自明ではなかろうか。医療経営原理が福祉経営原理を包摂していく可能性を直視しなくてはならない。

IV. 健康・医療保障論のいくつかの論点とその構図

医療現場の変容をいくつかの視点から論じてきたが、次にそれらをとりまくマクロレベルの経済社会・産業社会との関連で今深化すべき論点をいくつか提示したい。

(1) 「行革」路線の「修正」か「全面化」か

社会保障と経済社会との関連を先駆的に論じてきた里見賢治氏¹⁶⁾は94年12月に、社会保障制度審議会・社会保障将来像委員会第2次報告からは、社会保障が国民経済の安定、発展に貢献する側面を積極的に位置づけていこうとする姿勢が基本的に読みとれる¹⁷⁾、と論じた。そして氏はこの第2次報告や93年3月の「21世紀福祉ビジョン」によって、「介護政策の軸足は従来の『家族介護支援』から『高齢者の自立支援』へ移ることになった。これまで十分な介護を受けられなかった高齢者や、長期間の介護に心身ともに疲弊している家族にとって大きな福音といえよう」¹⁸⁾と主張している。

またジェンダー問題に取り組む大沢真理氏は、「『福祉見直し』の政策路線は、1980年代の『日本型福祉社会』の政策から生活大国5カ年計画の施策へ、そして21世紀福祉ビジョンへとひきつがれている。それをようやく『見直し』の対象にしたのが、社会保障制度審議会の95年勧告だったのである」¹⁹⁾と評している。

たしかに昨今の政府文書の表現には、福祉・医療は経済にとってある意味でプラスになると

いう主旨のものを一定数みることができ、官僚層のなかにも新ゴールドプランの景気浮揚効果を詳細に論ずる論者も出てきているが²⁰⁾、そのような変化をもって80年代の「行政改革」路線がはたして「修正」されたとみるのか、または住民生活の危機をある程度反映しつつ「拡大深化」、「全面化」したとみるのかは、今明確にしなければならない一大争点である。筆者はもちろん後者の立場だが、ここを鮮明にし、それらをのりこえる住民の側からの中長期の見通しを明らかにしなければ、例えば公的介護保険構想の種々の問題点を医療保険の現状と対比させ、克明に批判しながら、結論として、代替案の可能性が現状ではほとんどないと認識し、修正の提案を行う二木立氏²¹⁾のような「現実的」な論調が、それなりに「流通」する危険性があろう。

(2) 医療・福祉の産業連関分析

以上に深く関連しているが、次の論点は医療・福祉の産業連関分析である。先に若干ふれたが、宇野裕氏はこれを用いて新ゴールドプランの景気浮揚効果を分析し、生産誘発額は30兆円に達し、これに伴い増加する国民所得（粗付加価値）を17兆円と推計した²²⁾。また95年度版『厚生白書』は、「医療サービス生産のための他産業からの投入」、「医療部門の生産1単位が他産業に与える影響」の分析を行い、雇用の創出、医薬品産業、医療関連サービス、民間医療保険などを論じている。

『白書』の印象としては、本来の争点がずらされ、ひたすら新しいビジネスチャンスをいかに拡大するかにポイントがおかれているようだが、これらの点を早い時期から指摘したのが尾内康彦氏（大阪府保険医協会）であった。氏は、厚生省は医療関連ビジネスの育成も含めて産業政策官庁（産業保護・育成官庁）に様変わりしてきており、保健医療官僚機構と医療関連産業の融合と癒着、医療供給団体との利害調整のうえに「医療産業複合体」がうちたてられつつある²³⁾、と論じた。

そもそも「産業連関表は国民所得統計と同様

に、経済の恒常的な生産活動をとらえるものだが、後者が純正産物の価値、あるいは最終生産物の流れを追うのに限定するのにたいし、前者は生産物が産業別にいかなる原材料（中間生産物）を使用してつくりだされるかを明らかにする」²⁴⁾ ものであり、今後、『厚生白書』などで毎年産業連関分析が行われるであろうことは自明であり、それに対置した住民視点の共同作業が必要である。マクロとしての医療・福祉を組み込んだ産業連関表づくりと政策的な争点の明確化、地域産業政策確立のための連関分析、いわゆる付加価値の還流する「福祉のまちづくり」、雇用の確保と福祉、保健・医療などの理論的かつ実践的課題にどう取り組むかが問われている。その際、川上則道氏などが強調するように、原理論的には医療機関などの「サービス生産は生産→消費という一般的流れに介在し、その流れを伸立ちするものであり、本質として消費の内容をもつものであるが、形態的には生産としてあらわれる」²⁵⁾ という点をしっかりとおさえることが必要である。

(3) 医療・福祉の財源問題

最後に医療・福祉の財源問題をとりあげたい。公財政の構造を民主的に大転換し、医療保障、社会保障を住民本位に抜本的に拡充しようとするとき、その財源は何に求めるべきなのか。いうまでもなくその大きな1つは独占大企業の存在であり、そこにストックされた膨大な国富である。しかし、福祉・医療関係者によって各種引当金、準備金など、いわゆる「内部留保」の存在が批判的に指摘されるとき²⁶⁾、そこでは日本の法人企業の圧倒的多数を占める中小零細企業の実体をリアルに認識し、その人達とどう連携を強めるかという視点が弱いように思われる。特定の大企業において各種引当金制度などが損益操作（利益かくし）の道具にされていることを正確にみなければならないが、中小零細企業においては減価償却以外の貸倒引当金、退職給与引当金、賞与引当金などの制度活用はきわめて低いのが特徴であり、資本金が小さくな

るほど欠損法人の割合が高くなるという事実とも合わせて考えると、むしろ利益の過大表示（粉飾決算）という事例の多さが考えられる、と指摘されている²⁷⁾。

企業会計原則などに定められている「引当金」の主旨を正確にふまえ、独占大企業と中小企業を明確に区別した形での総合的な制度改革を視野におくことが必要であろう。同時に一方、94年11月政府税制調査会「平成7年度税制改正に対する答申」は、製造業等の生産拠点の海外へのシフト、「産業空洞化」についてふれ、それをふせぐためにも法人所得課税においてどう税率を引き下げるかを論じている。これらの動きをふまえれば、福祉・医療の財源問題は単なる貨幣の量の問題だけの議論は不十分であり、これもまた、日本の産業社会の本当の意味での「内需型」、「分権型」経済への転換、膨大な税金を使った大型プロジェクト頼みから自立・自律型への脱却の見通しのなかにしっかりと位置づけることが不可欠である。

V. 新しい「健康・医療保障論」をどうつくりあげるのか

以上述べてきた医療保障、社会保障のフレームワークの激震、言葉をかえれば「医療・福祉のきりすて」の中身の充実を求める患者・住民と医療従事者との共同運動は着実に前進をしている。先に論じた訪問看護ステーションの看護婦集団は、病棟のなかにおいては充分にもちえなかったさまざまな視点（患者を地域生活者として全面的にとらえるM S W的視点など）をもち始めているように思える。

「医療」偏在化に抗し、このような地域医療の流れをさらに前に進めるために、中小医療経営は正しい意味で保健・医療・福祉を統合した（きちんとした医療機能、診療機能を軸に、老健施設、訪問看護ステーション、デイケア、健康診断部門、ケアハウス、等々を統合した）地域密着型のコングロマリット的存在を、経営単位をこえた共同関係も検討しながら、めざす必

要があろう。と同時にマクロの面でいえば、先に述べたように、日本の産業社会のあり方と厚生行政の流れを大転換していく見通しを住民とともにどうもっていくかが問われている。「健康なまちづくり、職場づくり」、住民主体の地域医療・地域福祉の確立、それを支える新しい健康・医療保障論の構築に向けて、政治経済学に多くのものが課せられている。本稿はその一步であった。

- 1) 大阪保険医新聞、1995年10月15日号を参照。
- 2) 同上、1995年11月5日号を参照。
- 3) 池田信明「高齢者医療——医療の現場から」(井上英夫他編著『高齢者医療保障——日本と先進諸国』労働旬報社、1995年)を参照。
- 4) 糸氏英吉「対談シリーズ 新しい介護システムの土壤づくり」、『病院』54巻10号、1995年10月、984ページ。
- 5) 岩崎榮他「座談会 21世紀の小子・高齢社会に向けて病院の歩む道」、『病院』54巻1号、1995年1月、を参照。
- 6) 『日本医事新報』No.3710、1995年6月3日、107ページ。
- 7) 二宮厚美『21世紀への構図を読む』自治体研究社、1992年、132-136ページ参照。
- 8) 植田章「高齢期を安心して過ごすために——大阪府老人保健福祉計画の検討を中心に」、大阪自治体問題研究所編『大阪の国際化とリストラ』東方出版、1995年、133ページ参照。
- 9) 『日経ヘルスケア』第73号、1995年11月、49ページ参照。
- 10) 榎本真一「地域における新たなネットワークづくりの構築を——(株)ダスキンヘルスケア・ホームヘルプ城西のとりくみ」、『看護』Vol.47、No.12、1995年10月、105ページ。
- 11) 例えば、川島みどり「看護婦の開業を成立させる社会的環境はできているか」、『看護展望』Vol.20、No.9、1995年8月、などを参照。
- 12) 『社会保険旬報』No.1889、1995年10月11日、37

ページ。

- 13) 同上、36ページ参照。
 - 14) 植田、前掲論文、131-132ページ参照。
 - 15) 『日経ヘルスケア』第67号、1995年5月、などを参照。
 - 16) 里見賢治「国民経済と福祉財政」(里見他編『福祉財政論』ミネルヴァ書房、1989年)を参照。
 - 17) 里見「社会保障と『国民負担』——『国民負担の増大抑制』論の誘導性と操作性——」(『社会問題研究』44巻第1号、1994年12月)。
 - 18) 「朝日新聞」、1995年6月1日付、「論壇」。
 - 19) 大沢真理「社会保障制度審議会の勧告をジェンダーで読む」、『賃金と社会保障』No.1164、1995年10月上旬号、18ページ。ただし氏はこの後に、今後の政策見通しとして95年勧告から従来の路線に合致する部分が「つまみ食い」される「危険性」を指摘している。
 - 20) 宇野裕(総理府公害等調整委員会審査官、前長寿社会開発センター企画振興部長)「介護の社会化は日本経済を救う(1)(2)」「社会保険旬報』No.1892・1893、1995年11月11日・21日号、などを参照。
 - 21) 二木立「公的介護保険一辺倒の議論に異議あり上・下」『社会保険旬報』No.1867・1868、1995年3月11日・21日号、などを参照。
 - 22) 宇野、前掲論文、No.1892、11ページを参照。
 - 23) 尾内康彦「進む医療営利化拡大の現局面」『経済』346号、1993年2月、を参照。
 - 24) 川上則道『国民所得論』新日本出版社、1973年、134-135ページ。
 - 25) 川上正道『高齢化社会はこうすれば支えられる』あけび書房、1994年、176ページ。
 - 26) 例えば、芝田英昭「『公的介護保険構想』と社会保障の財源」『賃金と社会保障』No.1139、1994年10月上旬号、などを参照。
 - 27) 大島範彦「中小企業と経営危機の兆候」(野村秀和編著『企業分析』青木書店、1990年)183-188ページ参照。
- (おおまつ みきお 所友 (財)淀川労働者厚生協会)

人間発達の社会福祉理論の構想



TAKEMOTO Isao
武本 勲

「人間発達の社会福祉理論」とはなにか。戦後日本の社会福祉理論の基軸をなした孝橋理論とその対抗理論の代表でもある真田理論の検討から「人間発達の社会福祉理論」の構想を明らかにして、諸家の討論の素材とするものである。



NAKAI Kenichi
中井 健一

起点ともなった孝橋理論の検討から始めたのである。

「社会事業とは、資本主義制度の構造的（機構的）必然の所産である社会的問題にむけられた合目的・補充的な公私の社会的方策施設の総称であって、その本質の現象的表現は、労働者（階級の所属員）における生活上の社会的必要な不充足ないし不完全充足、したがって福祉の侵害と便宜の欠如に対応する精神的・物質的な救済、保護および福祉の供与と増進を、一定の社会的手段を通じて、組織的に行うところに存する」¹⁾。

この有名な定義のキーワードは、社会福祉の「合目的」性と「補充」性である。

ここでいう、合目的とは社会事業（1950年代頃まで使用された用語、社会福祉とほぼ同じ概念）が「資本主義制度の恒久持続性」の前提と目的をもっており、それを実現するために国家が展開する政策である。これこそが個別資本と総資本（国家）にとって、構造的に合目的なの

I. 社会福祉の本質探究

一般に社会福祉政策とよばれるものは、いついかなる目的で現代国家の政策の一部として展開されるのか、なにゆえに社会福祉という国家による政策現象が必然化してくるのか、そもそも「社会福祉」とはなにか。これらの課題にせまっていくのが社会福祉の本質探究である。

現在、本質の探究を欠くプラグマティックな「社会福祉」理論が横行しているのであるが、人間発達の社会福祉理論は、社会福祉の本質を究明することなしに成り立ち得ないと考えている。

戦後最初に、社会福祉の本質探究を研究の俎上に乗せたのが孝橋教授である。したがって、数年前私達が人間発達の社会福祉理論を構想するにあたって、まず社会福祉の社会科学理論の

である。非常に荒っぽい言い方をすれば、現代の社会福祉は体制＝資本主義国家を維持、存続するために存在する、これが社会福祉の本質である、というものである。社会福祉の本質をこのように規定した孝橋理論は、その後社会福祉は階級闘争の結果、資本のやむをえざる譲歩の結果として展開される側面を見落とした一面的な政策論であるとして批判を受けるようになる²⁾。

これら論者は一般に運動論（者）といわれているが、今ここにその代表的論者である真田教授の諸論を紹介し、本質をめぐる理論課題がどのように切り結ばれた論争であったかを示しておきたい。論争自体は大変エキサイティングなものであり、孝橋・真田論争としてまとめるには一章を必要とするが、ここでは「合目的」をめぐる論争に限定している。

上のような孝橋理論の規定にたいして、真田教授は次のように批判している。「孝橋氏が社会福祉の『合目的性』ということで盛り込んでいる意味内容は、『それが体制側の用意するある種の社会的装置』であり、資本主義制度が内在的論理として社会的諸問題を『緩和・解決するためには必要な社会的諸施策を要請し、成立・発展させる』ということであり、社会福祉が『基本的に体制の安定と利潤の確保・増大をめざす資本の論理』だということである。このような意味内容は、（中略）大河内理論の継承であり社会福祉分野での祖述にはほかならない」³⁾。真田教授はさらに解説をくわえて、大河内理論が「とくに生産関係を価値増殖過程とそのまま等置して、その基底にある歴史的に規定された人ととの関係を見失ったために経済主義＝生産力説となって階級関係・階級闘争をとりこめないものになった」。孝橋氏が「社会政策についての大河内氏のとらえ方を社会福祉にまで充当していると見ることができる」とのべている⁴⁾。

これに対して、孝橋教授は晩年の労作、「『社会福祉』運動論への再批判——主として真田体系、宮田論文への反批判——」⁵⁾で次のようにのべている。「私は決して大河内のように『労働力の再生産』とは言わず、かならず『賃金労

働の再生産』と言っているのである。それは大河内流の生産力説的誤りを侵さないための根本的に重要な措置である。すなわちこの場合、単なる労働力ではなく、賃金労働と表現することによって、生産関係の中にはめこまれて機能する労働者を予定しているのである。読者の多くはこの区別を見逃して、私の理解を生産力説であると読み誤っている場合が多い」。

このような孝橋教授の反批判に遭遇して、私たちはもう一度文献の検証にせまられた。孝橋理論のベーシックな文献『新訂・社会事業の基本問題』1958年によると次のようにべられている。「社会政策の本質がその経済的必然性（資本主義経済の内在的合法則性）にあるか、あるいはまた社会的必然性（階級闘争）にもとめなければならないかの理論闘争にはきわめて興味深いものがあるが、ここではこのことにふかくたちいる。しかし資本主義社会における労働者がその存在の根底において、商品としての労働力と人格としての労働者との矛盾的な自己同一性においてのみ存在することができるということを前提とするかぎり、社会政策の本質理解は、経済的必然と社会的必然との矛盾的統一において認識把握することが真実への接近の唯一の道であるということだけを結論的に提示しておこう」⁶⁾。

もし孝橋理論が社会福祉の必然化を運動、階級闘争をも視野にいれた二元論的立場とするならば、これは戦後論争史に重要な修正をせまられるものである。しかし、なお孝橋理論には詳細な検討を要する課題が残っている。それは、孝橋教授が運動論者への批判にたいして、運動、階級闘争の概念範疇は本質とは別次元の問題であると主張しているからである⁷⁾。そしていささかも、冒頭の定義を変えてはいないからである。

実は私たちが社会福祉の本質を討論していたとき、孝橋理論の評価をめぐって意見がわかれた（中井＝大河内理論説、武元＝むしろ服部英太郎説に近いと主張）。今日現在、文献をあたってさしあたり明らかになったのは以上のとおりである。ところで、私たちが共通して確認し

た社会福祉の本質理解はほぼつぎの説に集約されている。「資本主義社会が必然的・構造的に生み落とした社会問題に対する対策として、自らの体制を維持・発展さす限りにおいて、合目的的に打ち出した譲歩の形式としての政策の一つである」⁸⁾。このように社会福祉の本質を経済的必然と社会的必然との結果として二元的に把握することは人間発達の社会福祉理論の構築にとって非常に重要な論点なのである。なぜならば爆発する社会問題は国民の運動、階級闘争をつうじて政策化される。この過程はまた、人間発達にとっての過程でもあることは、私たちは日常的に目撃しているところである。しかし、現代の社会福祉が人間を発達させる契機になるということは、必ずしも社会福祉の運動ばかりではない。もうひとつ重要な概念が媒介されねばならないが、それは後ほど（Ⅲの(4), (5)）のべるであろう（以上は武元と中井の討論を中井がまとめた）。

II. 現代社会福祉の構造

さて、順序が逆になったが、前節でのべた孝橋教授と運動論（者）との論争に先立つこと約20年も前に、戦後の社会福祉理論状況を確定する重要な論争があった。これが「社会福祉本質論争」とよばれてものである。この論争をつうじて社会福祉の政策論的系譜の基礎が定められたといえよう⁹⁾。

孝橋教授によって運動論とよばれた一連の理論的系譜も含めて、社会福祉の政策論の核心部分は、社会福祉を資本主義国家が展開する政策として把握することである。したがって、前資本主義社会の施与・慈善等と本質的に区別される。社会福祉を人間社会一般の普遍的現象として超歴史的に把握しようとする理論からは、福祉国家の政策の独自的な意義の研究は不可能であり、現代社会福祉の本質探究は全く困難となる。

社会福祉の政策論はいわば社会福祉を歴史的概念として把握するものであるが、これによっ

てはじめて社会福祉研究が社会科学の水準までひきあげられたといえよう。この政策論的視点は、戦後、孝橋理論を中心とする論争をつうじて確立された。本稿は、本質論争を全面的に検討することを目的としているわけではないので、必要な範囲にかぎって以下に概略する。

戦後、占領政策とも結びついて、アメリカで発達したソーシアル・ワーク理論が、日本の現実をまったく捨象するような形で、直輸入された。ソーシアル・ワーク理論とは、ワーカー（福祉労働者）がクライエント（対象者＝当事者）に向かって働きかける援助の技術体系である。竹内愛二教授はこの理論体系自体を社会福祉事業の一分野、一体系として社会事業と呼んで、人間関係を調整し、社会集団を再組織するための技術と定義した¹⁰⁾。孝橋教授はこれをとりあげ、竹内教授は技術論的体系を社会事業の本質であると理解し、そこに科学的社会事業の成立を主張とするものと断定して、原理的な批判を加えた。

現代社会福祉の本質を技術的体系でもって規定しようとした潮流にたいし、社会福祉とは資本主義社会が構造的に生み出す社会問題に対応する政策である、との観点を確立した意義は大きいといえよう。この論争は、「戦前、戦時中の天皇制的社会事業を止揚して、それにかわってどのような社会福祉をつくりだしていくのかということにあった」、一種の社会事業近代化論争という性格をもっていた¹¹⁾。その後の現実化過程で、竹内教授の主張（「社会事業」こそ社会福祉の本質である）はしりぞけられ、現在は社会福祉援助の方法として、体系づけられている。

実は、この政策と技術をめぐる論点は1970年代の福祉労働論創造の契機のひとつとなったものである。福祉労働論の構想の中から、社会福祉の政策論に、「本質」を科学的にとらえるとともに、「総体」を構造的に把握することを「社会事業本質論争」をうけて取り組むべき課題として提起された¹²⁾。

「二つの逆の方向の理論上の偏向があらわれる。一方は本質のみで現実を解明しきろうとす

ることで総体を事実上放棄するものであり、他方は、本質とは無縁の総体を展開しようとするプラグマティックな社会と人間の二元論による処理となる」¹³⁾。

ところで社会福祉の総体つまり社会福祉を構造的にとらえるとは、どういうことなのであろうか。孝橋理論では、①対象、②主体（国家およびその他の公、私の主体、③方法（ソーシアルワークの技術体系を意味するものではない¹⁴⁾）、④機関（立法体と行政体、組織体、施設または事業所、人的要素）と、ここでは上の4点が並列されており、その相互関係はどうなっているのか明確ではないが、このようにきりとて構成されている。

すると運動論は社会福祉の構造をどのように規定したのであろうか。ここでは、1970年代に提起された「福祉労働の視点」と「社会福祉の三元構造」にふれておきたい。

真田教授は、社会福祉理論体系化の基軸に「福祉労働」をすえている。「福祉労働」こそは「社会問題」「政策」「運動」など社会福祉の構造をなす要に位置するとして、その相互関係をつぎのように規定している。社会問題に触発された政策主体の政策と勤労者の運動の力動的関係に規定されて社会福祉は現実化する。この社会福祉は政策理念として枠はめられた労働を媒介にして現実化する。したがって「社会福祉を政策としてとらえるということは、福祉労働の観点にまでいたらなくては完成せず、福祉労働の観点は社会福祉を政策としての一般的性格と特殊的性格およびその現実過程での特殊性とを視野に收めうる視点である」¹⁵⁾。

ここでは社会福祉の構造を①社会問題、②政策および事業主体、③運動として切り取っており、福祉労働がこの3つの構造の扇の要の位置に座るという相互関連の理論構造となっている。そして「社会福祉の近代的な構造というときは、社会福祉を要求する運動が社会的に定着したこと、つまり社会福祉が三元構造をとったかどうかを基本指標とすると考える」¹⁶⁾。ここでいう三元構造とは「社会問題」「政策および事業主体」「運動」をさしている。

三元構造における「社会問題」と、孝橋理論の構造把握における「対象」とは、社会福祉の対象が社会が構造的に生み出す社会問題を背負った人々であるという意味で、ほぼ同意語である。「政策および事業主体」は、孝橋理論における「主体」と「機関」に照応するものとみられる。問題は「運動」である、この課題は前節の本質把握の所でも検討したが、構造的把握においても決定的な相違点であり、真田理論が運動論だといわれるゆえんである。

さて、「人間発達の社会福祉理論」を構想するとき、現実の社会、社会福祉をめぐるもろもろの現象をどのように切り取って構成するかが問題である。この課題は社会福祉の構造的把握をどうするかにかかわっている課題でもある。福祉国家と福祉社会との関係を考えてみると、「対象」「主体」という構造把握が適切か、社会福祉の主体とは、従来「対象」の枠組みでとらえてきたものこそ「主体」ではないか、そうするとこれは本質把握の変更をもせまる課題ではないか、等々深く検討しなければならない問題がここには残されている。

このような理論枠組みについては、本稿執筆の時点ではまだ提示することはできない。さしあたりは、「社会問題」「運動」「制度と政策」「労働」という枠組を設定して何が研究課題になるかを以下に素写してみたい。なおこの4つの相互関連は次のように理解している。

資本の活動の対極に生み出される社会問題は、やがて労働者階級を中心とする社会問題を背負わされたあらゆる階層の人々の、人間らしく生きたいという発達要求（単なるニードではない）を呼びざまして社会福祉の運動が発展する。国家はその一部をやむを得ざる譲歩として政策化する。こうして積み上げられたものが社会福祉の制度体系である。この政策、制度体系は福祉労働をとおして現実化する。その際、福祉労働は社会福祉の本質をつらぬく政策の枠にはめ込まれて貧困化するが、同時に国民の発達要求と運動に触発されて貧困化から脱却する契機もつかみとりうるのである。

一方、政策の限界から国民の発達要求はその

多くが政策の枠外にとり残されたままとなる。ここにさまざまなレベルの、実に多彩な社会福祉運動が発展するのである。

人間発達の社会福祉理論は、現代社会福祉の本質がどのようにして社会福祉の構造をつらぬいていくか、その過程で人々はいかにして発達の契機をつかみとて、社会を変革する主人公として登場するのか。社会福祉の本質を縦糸に、そして構造を横糸にして両者が織りなす現代社会福祉の実像を解明していきたいと思う。以下に社会福祉の構造にそって分析視点の概略をのべてみたい。

III. 社会福祉の分析視点

(1) 社会問題

「だから、一方の極での富の蓄積は、同時に反対の極での、すなわち自分の生産物を資本として生産する階級の側での、貧困、労働苦、奴隸状態、無知、粗暴、道徳的墮落の蓄積なのである」¹⁷⁾。この有名な一節は、初期の粗暴な発展期の資本主義的時代に書かれたものであるが、現代社会でもなお光彩をはなっている。

一家総働きをしないと維持できない家計、超過密労働・長時間労働、職場での資本の専制支配と女性差別、精神障害の増大、生活の局面で増大しつつあるアルコホリック、チャイルドアビュース、シルバーハラスメント等は、富の蓄積の対極に蓄積される貧困化の姿ではないだろうか。

とりわけ強調しておかなければならぬのは、後半の問題、アルコホリック等の社会病理現象は一見資本の活動と関係ないようにみえるが、そうではない。「妻たちの思秋期」にみる台所ドリンカーの妻たちは、企業戦士を支えた犠牲者ではないか。まさに資本の活動が産み落とした社会問題といえよう。

人間発達の社会福祉理論は、社会病理現象を家族間の人間関係や夫婦関係に還元してしまう社会病理学的手法をとらない。社会福祉の対象

に広がっている、生活の局面での社会問題を、資本の活動の結果として社会的に分析する。このような視点に立ってこそ、現代社会が人間の発達をいかに阻害しているかを明らかにできるであろう。

私たちはまず、社会に広範に広がっている社会問題を掘り起こして、その姿を明らかにし、そこで人間が直面している発達阻害状況を解明したいと思う。

(2) 運動

資本の運動が構造的に生み出す社会問題が、しばしば生活の局面では、生活の困難と人間の発達阻害として現れることを指摘したが、ここから生まれる人間の発達要求が¹⁸⁾、数々の社会福祉運動を生みだすのである。しばしばそれは、かつての朝日訴訟闘争のように階級闘争の性格をおびて発展することさえある。

社会福祉運動とは、権利擁護の運動ばかりではない、保育所・障害者共同作業所づくり運動のような共同性をもったもの、当事者や家族のセルフヘルプグループ、ボランティアセクター¹⁹⁾も含む幅広い分野を想定している。

運動一般がもつ人間発達機能は広く認められるものであるが、人間発達の社会福祉理論は社会福祉運動がもつこの人間発達機能に着目するのである。運動を通じて多くの人が社会の発展法則を確信して、社会変革への自覚を獲得する地点まで発達する。

1960年代、日本社会の大変動が、労働力の価値分割をおしすすめ、保育問題が重大な社会問題として浮上した時、保育運動が輩出した「全き人間」（エンゲルス）の例もその一つである。朝日茂氏を始め、権利擁護の運動が生み出した人間像や、かつては家に閉じこもっていた障害者が社会に出てきたのも、障害者運動の結果である。このように見てくると、人間発達の社会福祉理論にとって運動論は欠くことはできないものである。

これまでの社会福祉理論は、運動が社会福祉を発展させる原動力であるとの視点は提起して

きたけれども、運動がもつ人間発達の視点は着目されなかった。さしあたり、社会問題・社会福祉政策と制度・運動の相互関連の中で人間は発達の契機をいかにつかみとるか、どのような発達の過程をたどるのか、現実の社会福祉運動が人間発達視点に裏づけられて発展する道筋を解明することが必要である。

(3) 制度と政策

社会福祉政策を論じているが、奇妙な理論潮流についてふれなければならない。1973年に始まる福祉国家の世界的規模での危機を反映して、福祉国家の再編、リストラをねらう、いわゆる「小さな政府」をめざす政治潮流が現れた。これに乗って福祉分野で現れた理論動向が「社会福祉改革論」である。

「社会福祉改革論」は、人権とか権利とかのタームで社会福祉理論を立てるのは意味がないとしりぞける。また、政策論が重視した社会福祉の本質探求もあっさりしりぞけてしまう。資本主義国家が取るべき政策をもっぱら、公共経済学の知見を取り入れながら経済合理性から説明して、「改革」の政策提言を行うのである。いかにしたら財政的に合理的な政策をとれるか、その政策手段の方法論的体系ともいえる。したがって社会福祉の産業化、有料化を通じて国民の権利と国家の義務の関係を解体するところまでいきつくのである。「改革」は社会福祉のあらゆる分野に及んでいるが、「社会福祉改革論」の特徴は、人間と人間の生活をまったく視野にいれないことにおいてすべての論者が共通している。人間発達の社会福祉理論は、人間の生活と発達を視野にいれて、権利視点から制度・政策を批判的に検討すると共に、同じ視点から制度・政策のありかたを考える。当然、「社会福祉改革論」批判を含むものである。

(4) 労働

政策と運動をつなぐ環は、福祉労働である。福祉労働は政策からの規定を不斷に受けている

と同時に、国民の運動の影響下にある。

社会福祉の本質が、国民の運動の結果のやむをえざる譲歩として展開される資本主義国家の政策であるかぎり、それは理念的に最大限の福祉を実現するものではありえない。社会福祉のもつこの限界が、しばしば福祉労働を反国民的労働におしやるのである。

「労働が人間をつくった」という有名な命題のとおり、もともと労働は人間を発達させるものである。しかし、社会福祉の本質が上のようなものであるかぎり、福祉労働はみずから人間の貧困化に直面する。しかしながらまた福祉労働は福祉運動の影響をうけて、自らの労働の自己点検をよぎなくされる。ここに福祉労働者が貧困化の中から発達の契機をつかみとるカギがある。

そして、労働が人間を発達させてきたものであるかぎり、福祉労働そのものに内在する労働者の発達の道筋があるはずである。するとそれはいかなるものかを解明しなければならない。また、福祉労働の労働対象である、社会問題を一身に背負った人々への援助という人間発達労働はいかなる労働なのかを明らかにしなければならない。(以上Ⅱの(1)からⅡの(4)までは中井執筆)。

(5) 福祉労働に関する補足

人間発達の社会福祉理論の構築をめざす基礎作業のひとつとして、社会福祉の労働をとりあげる。

I節でも整理しているように、私たちは、孝橋理論の検討からはいったが、福祉労働の領域では孝橋・真田に一致点がある。

まず第一期「本質論争」の評価をめぐっては「社会福祉の暴露＝階級性の明確化」と、現行福祉活動の「現実的、実際的な指針」の統一は「福祉労働の視点」であると真田氏はいうが、孝橋氏は、それ（統一理論を樹立すること）は、社会福祉政策それ自身のなかで解決をはかることがオーソドックスであり、福祉労働にもとめることは、論点を一つずらすことになる²⁰⁾と

のべている。

しかし、「福祉労働そのもの、その位置、性格、任務に関する氏の認識と把握は基本的に正しい」という。I節にのべたように両論者の論点を克明に追いつづける検討の必要を認め、ひきつづき課題とすべきことを承知したうえで、当面この一致点から論述を出発することにする。

両者の福祉労働に関する共通認識とは、福祉労働は「支配階級がその規制を福祉労働を通して実現するという側面」と「勤労者の生活と健康を守り前進させようとする要求に立って社会福祉を押し進め変革しようとする観点」にはさまられているが、「これらの対立し合う諸力のどれに福祉労働者は基本的に依拠していくべきか」を引き出すことが重要である。社会福祉を押し進める場合、一つは「福祉労働がクライエントを通して福祉効果をより大きく發揮していく」場合と、いま一つは「勤労者の運動を強めることを通して実現する型」「具体的には労働運動、農民運動、住民運動に福祉の観点を持ち込んでいくこと」²¹⁾が考えられる。

かって、私は「公的扶助労働論」のなかで、社会福祉労働を「住民にとっての有用性をどう発展させるかは、社会福祉労働者の課題である」とのべた。それは、細川氏がいうところの福祉労働の定義、つまり、「社会の構成員である一人ひとりの社会生活上の基本的最低限を、社会的責任において保障することによって、自らの人間としての全面発達をはかるようにするための組織的援助活動である」²²⁾という論拠に拠っていたのである。

この場合、福祉政策そのものには、人間発達を促進させるという意図はないが、福祉労働のレベルでは可能になる、という前提がある。それは、「社会事業における政策や制度の発展は、それ自身資本主義の構造的合目的性の実現にはかならぬものでありながら、資本主義を克服するエネルギーを蓄積するために貢献している」²³⁾のである。つまり、先にのべた、福祉労働がクライエントを通して福祉効果をたかめることと、労働運動との良い意味での結合がある場合に「資本主義制度にとっての構造的に合目的な

社会的施策としての社会事業の望まれた目的から思われない結果」を生ずるのである。福祉労働論はこの見地を堅持しなければならない。

福祉労働の過程全体を「社会福祉の方法」と押さえるならば、その体系は図1のようになる。普通、福祉労働という場合、技術的手段から右に揚げた組織的手段と保護形態を指す。これらの福祉労働の技術過程である社会福祉援助過程のは中井氏が評価している。

一方、「労働運動との結合」を考える場合、私が「公的扶助労働論」(『経済科学通信』第22号)でのべた、労働条件概念を検討してほしい。つまり、労働条件には、2つの側面があり、1つは、賃金・労働条件、複利厚生など、いわゆる「労働する場合の条件」と他の1つは、たとえば生活保護労働といえば、保護基準の問題や、社会資源の質量の問題など「労働そのものの内容を規定する条件」を統一して考えることである。

また、福祉労働の労働対象である、社会問題を一身に背負った人々への援助を通じて相手を発達させ労働といった場合の着眼は「対象者」の発達の法則性とともに福祉労働の法則性を発見する視点を持つべきだと考える。「発達保障における三つの系の統一的発展」(田中昌人氏の提起)では、個人の系、集団の系、社会の系の発展のうち、集団の系の発展が他の二つの系の発展を媒介するものとされている。対象者の生活場面は基本的に家族と地域である(労働場面での発達の系はいうまでもない)。家族という集団の発展と地域社会における人間発達にとっての中心的集団、つまり恒常的な住民組織やアソシエーションナルな諸集団における個人としての対象把握を前提にしなければならない。

これらの領域での研究の深化がもとめられるのである。(本節、武元執筆)

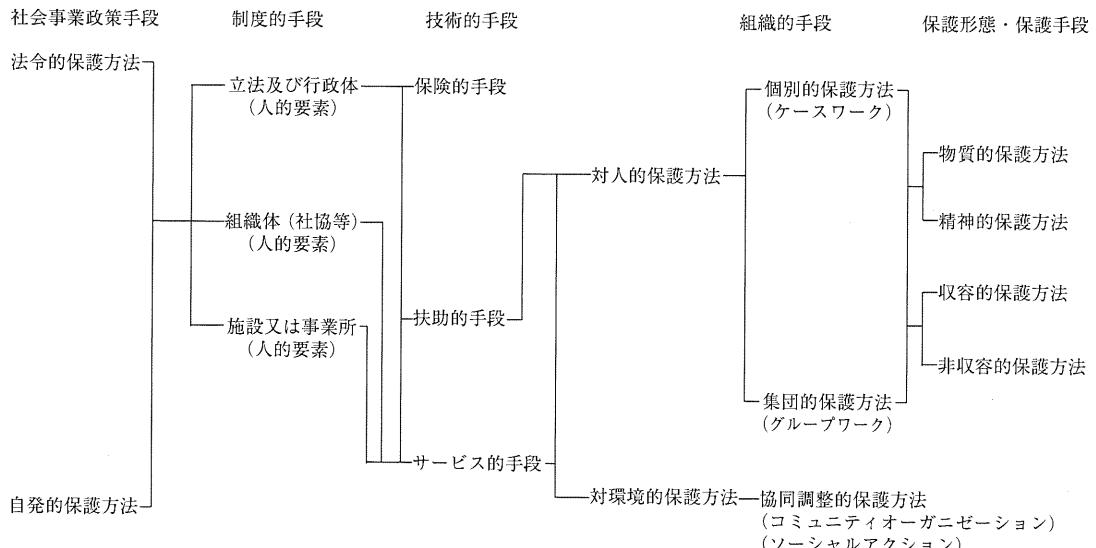
1) 孝橋正一『新訂・社会事業の基本問題』ミネルヴァ書房、1957年、28ページ。

2) 宮田和明、真田、高島進各氏の一連の論文を参考。

3) 真田是編『戦後日本社会福祉論争』法律文化社、

- 1979年, 233ページ。
- 4) 同前掲書, 334ページ。
 - 5) 孝橋正一編『現代「社会福祉」政策論』ミネルヴァ書房, 1982年, 354ページ。
 - 6) 孝橋正一『新訂・社会事業の基本問題』ミネルヴァ書房, 1957年, 61ページ。
 - 7) 孝橋正一『統・社会事業の基本問題』ミネルヴァ書房, 1973年, 262ページ。
 - 8) 細川純正「社会福祉労働論」70ページ（一番ヶ瀬康子・真田編『社会福祉論』有斐閣, 1988年）。
 - 9) 社会福祉本質論争に加わった論者と論文一覧は真田編『戦後日本社会福祉論争史』法律文化社1979年, 6ページを参照。なお当文献「1社会福祉本質論争」は論争の全体像に言及したものではない。
 - 10) 竹内愛二著『ケースワーカーの理論と実際』巣松堂書店, 1975年, 第2章。
 - 11) 真田は編『社会福祉労働』法律文化社, 1975年, 15ページ。
 - 12) 同前掲書, 16ページ。
 - 13) 同前掲書, 36ページの注8。
 - 14) 孝橋理論における方法の体系は7節図1参照。
 - 15) 真田は編『社会福祉理論研究の課題』13ページ（『社会福祉研究』9号, 1971年）。
 - 16) 同前掲書, 11ページ。
 - 17) K・マルクス（岡崎次郎訳）『資本論』③241ページ。
 - 18) これは今までの社会福祉理論では一般に「ニーズ」として把握されてきたものである。しかし、「ニーズ」論はニーズの背後にある社会問題視点を欠く、超歴史的、普遍的人間一般がもつ欲求として把握されるため、複合して現れる生活の困難と人間の発達阻害が、実は資本制社会が構造的に生み出す社会問題であるとの本質探究を研究課題から欠落させてきた。
 - 19) ボランティアの先進地、イギリスではボランティアセクターは運動性を神髄とする。Pat Young, Mastering Social Welfare, Macmillan Education, 1985, Chap.13参照。
 - 20) 孝橋正一『統・社会事業の基本問題』ミネルヴァ書房, 1973年, 259ページ。
 - 21) 同前掲書, 259-260ページ。
 - 22) 細川純正「社会福祉労働論」74ページ（一番ヶ瀬康子・真田編『社会福祉論』有斐閣, 1988年）。
 - 23) 孝橋正一著『全訂・社会事業の基本問題』ミネルヴァ書房, 1957年, 342ページ。
- (たけもと いさお 所員
なかい けんいち 所員)

図1 孝橋理論における方法論体系図



(考橋正一著『全訂・社会事業の基本問題』より武元が作成)

社会福祉の技術論体系の再検討

——人間発達の社会福祉理論の構想覚書 I ——

社会福祉の技術論体系であるソーシアル・ワーク理論を、戦後日本で発展した福祉労働論の観点から検証して、この理論が社会福祉労働過程にもつ意義を検討した。人間発達の社会福祉理論は、福祉労働を重要な研究分野とみなしており、本稿は人間発達の社会福祉理論構築の覚書その1である。

NAKAI Kenichi
中井 健一

I. はじめに

社会福祉労働過程においては、福祉労働者（ワーカー）がその労働対象（クライエント）に働きかける際の合理的手続を体系化したソーシアル・ワークの理論がある。

ソーシアル・ワーク理論の体系は、常に戦後日本の社会福祉論争の中核に座ってきた。

まず技術体系自体が社会福祉の本質であるかどうか、また公的扶助や医療社会事業の現場でソーシアル・ワークをいかに位置づけるか、そもそもソーシアル・ワークの体系が実践的意味を持ちうるのか、日本の現実はソーシアル・ワーク実践よりも社会改革などの運動が重要ではないか等をめぐつて展開されたものである¹⁾。

ところで、人間発達の社会福祉理論構築の構想は、別稿の共同論文でもふれておいたように、福祉労働を現代社会福祉の重要な構造のひとつ

とみなしている。ここで、ソーシアル・ワークの体系の他、日本で独自に発達した福祉労働論の理論的系譜についてふれておかなければならない。

本格的な福祉労働論の展開は、1960年代後半からである。本格的な福祉労働論とは「ソーシャル・ワーク論のような“処遇”概念に理論的に対抗するもの」²⁾である。また、“処遇”概念は「形式合理的または機能合理的な過程、手順の追求になることによって、目的・課題・思想を欠いた、その意味では指針なき専門主義の実践に方向づけられる事になる」³⁾との批判のもとに、“処遇”概念が欠落させている社会的な広がりを持った課題を射程に入れて構成されてきた（V節）。しかしながら福祉労働論の系譜の弱点は、労働過程のうち技術過程の分析を視野に入れなかったため、ソーシナル・ワーク理論の対抗理論に完全にはなりえないまま、80年代以降理論的発展をみるとなく現在にいたっている。

本稿は、労働過程における技術諸過程を福祉労働論の中に位置づけるにあたって、ソーシアル・ワーク理論の有効性とこの理論のもつ問題点と積極面を検討することを目的にしている。あわせて、人間発達の社会福祉理論がとりあげるべき福祉労働論は、なにを課題にどのように構想されるべきか、その概要を素写してみたいとも思う。

II. ソーアル・ワーク理論の成立過程

ソーアル・ワーク理論の成立過程を一瞥しておくことは、この理論体系の性格を知る上で重要な作業である。

19世紀はエンゲルスが「イギリスにおける労働者階級の状態」にえがいたように、資本主義の発展が未曾有の社会問題を生み出し、労働者階級が最も過酷な運命に遭遇した時代であった。他方、この時代の資本主義を支えたイデオロギーは、「自由放任」であって、これまたまさに過酷なものだった。人間の生存は彼個人の自助の原則にゆだねられており、資本主義国家が社会福祉の政策主体として登場する以前の「夜警国家」の時代であった。この時代は、社会問題の爆発と「夜警国家」の無策の対極にキリスト教博愛主義があつて、この2つの条件が結びついて実に多彩な慈善の時代を到来させたのである。イギリス各地に無秩序に乱立した慈善団体がもたらす濫給は「職業乞食」を増大させ、他方、真に救済が必要な人々に対する漏給が生じていた。このような時代背景のもと、1869年ロンドンに「慈善的救済の組織化および乞食阻止のための協会」が設立され、翌年「慈善組織協会」(The Charity Organization Society・COSと略称する)と改称されたのである。このCOSがソーシアル・ケース・ワークおよびコミュニティ・オーガニゼーションの源流だといわれている。

COS運動がアメリカに渡ったのは、牧師ガーデン(S.H.Gurteen)がロンドンのCOS運動に参加して1877年バッハローに持ちかえった

時だといわれている。20世紀初頭、アメリカのCOS運動は職業としての専従社会事業家を生み出すとともに、科学の進歩がもたらした「生活上の困難の原因が特定できれば、それに対応する措置が公式として適用可能である」⁴⁾との確信、この二つが相まってニューヨーク博愛学校(今のコロンビア大学社会事業学校・大学院)が設立され専門教育が開始された(1904年)。

ソーシアル・ワーク理論のうちソーシアル・ケース・ワーク理論の最初の体系化がCOSの常任書記でニューヨーク社会事業学校の教官であったリッチモンド(Mary Richmond)の今では古典的名著となった「社会診断Social Diagnosis」(1917年)である。リッチモンドによって初めて慈善事業から専門職業への方向づけへ一歩ふみだしたのである(なお、COS運動はコミュニティ・オーガニゼーションの体系化にも影響を与えたが、本稿は紙幅の関係で、ソーシアル・ケース・ワーク理論のみを検討の素材にしている)。

以下に、ソーシアル・ケース・ワークの理論体系を見ておきたい。

III. ソーシアル・ケース・ワークの理論体系

ソーシナル・ケース・ワーク理論は、リッチモンド以降、心理学的、精神医学的傾斜へ、とりわけフロイド学派の影響をうけて心理内界へ関心をむけていく。リッチモンドのパーソナリティへの診断が発達して、「社会診断」「社会治療」の概念から「社会」が欠落していくのであるが、この流れを診断学派と呼んでいる。以下ではこの学派の代表的研究者の一人と見なされているG・ハミルトン(Gordon Hamilton)の理論を検討してみる(診断学派に対して、1920年代後半にペンシルバニア大学を中心に台頭してきたのが機能学派である⁵⁾)。

まずソーシナル・ケース・ワークの理論体系をおおまかに素写しておきたい。ハミルトンによるとソーシナル・ケース・ワークは、ワーカ

ーとクライエント関係を意識的、もしくは統制しつつ活用して、人間は変化し、発達することをクライエントに自覚させる技術である。クライエントはこの自覚によって自己という資源、地域社会の資源を活用しながらみずから問題解決をはかるのである。

一般にワーカーとクライエントの関係をケース・ワーク関係 (Case Work Relationship) と呼ぶのであるが、その中心概念がラポート (rapport) であり、そしてその基礎的技術が傾聴である。ワーカーは傾聴を通じてクライエントに「意図的な感情の表出」⁶⁾をおこなわせるのであるが、これを通じてクライエントは自己の覚醒に進む。この面接過程で精神分析学説の概念「転移」「逆転移」「抵抗」⁷⁾の知見が必要となる。

つぎに、このような技術過程を規定するいくつかの原理が存在する。ハミルトンは本稿でとりあげた著書において⁸⁾、全文のあちこちに重要な原理をちりばめているのであるが、必ずしも体系的とはいえない記述の中からいくつかを拾い集めてみる。

第1の原理：「ケース・ワーク上の責任には、人格としての、また人間としてのクライエントの尊重と受け入れということが含まれている。このことはいうならば、クライエントは「問題」ではなくて、「問題をもった人」なのだとということを意味する」(p.58)。この記述は対象認識の基礎をなす考え方である。さしあたりこれを「人格尊重の原理」と呼んでおこう。

第2の原理：「個人の独自性とその存在意義こそ基本的な価値である」(p.6)。これは近代西欧の普遍的価値観を代表するものであるが、ソーシアル・ケース・ワークはこのような価値観に立って、クライエントがかかる問題はいかなるものでも、その人にとって意義ある課題であり、個別化して考えなくてはならないとするものである。ここにのべられている原理は、教科書等で一般に「個別化の原理」といわれているものと同一である。

第3の原理：「適格性（文脈から各種給付の受給資格をさす—筆者注）が決定される過程へ

関与すること、それは民主主義における人間の権利と相互の責任についての説明を含む」(p.144)「適格性を決定するにあたって、ワーカーは、権利および機能の本質を説明する義務をもっている」(p.126)。第3のこの原理は「参加の原理」である。

第4の原理：「ワーカーというものは、自分自身の行動目標とか、行動基準とか、自分自身の解決策やモラルなどをクライエントに押しつけるようなことをしてはならないのであって、逆に、クライエントといえどもおのれを持し、みずから決定もし、計画を立てる権利をもっているのだということを認めてからねばならない」(p.17)。これらの記述は、クライエントの自己決定を尊重する観点である。ワーカーの側には側面的な援助者に役割を限定するもので、この原理はすべてのケース・ワーク理論が必ずふれる最も基底的な原理、「自己決定の原理」と呼ばれているものである。

第5の原理：「他の人間をそのあるがままに——いかなる境遇にあろうとも、どれほど面接者にとって不愉快で性分にあわなくとも、またどのような行動や攻撃心や敵意や依存状態や率直さの欠如などをその人が示そうとも——受け入れることを意味している」(p.82)。この原理はこれまで「受容の原理」といわれてきたもので、これだけの記述ならば単なるお題目である。問題は、ワーカーはいかにして無条件の受容的態度をつらぬけるか、この解説が必要となる。ハミルトンは別の箇所で次のように述べている。「他人を受け入れるためにには自分自身を知ることが重要なのであり、自己または自己の感情をみつめていく能力こそ、他人の感情を理解しうるためには重要なのである」(p.62)。筆者は「受容の原理」が単なるお題目にならないためには、ワーカーの自己知覚と一体化した原理として把握することが重要であると考えるので「受容と自己覚知の原理」として把握する。

第6の原理：「クライエントの個人的な問題は絶対にゴシップとか公私の座談とかの種に供すべきではない」(p.59)。この原理は一般にプロフェッショナル（医師、法律家、聖職者）の倫

理基準としてのべられてきたものである。しかし、ワーカー・クライエント関係では、人が腹蔵なく自分自身をゆだねるためには機密の擁護が不可欠であるとハミルトンがのべているように、これこそラポート確立の基礎であることを示している。第6の原理は、「機密保持の原理」である。

さて、ソーシアル・ケース・ワーク理論への評価の分かれ道は、いみじくもハミルトンがいったように「問題＝社会問題」なのか、「問題をもった人」なのかにある。そもそも労働者階級に体現される「問題」は、資本の運動によってもたらされる結果であり、この社会が構造的に生み出すのであって、社会的性格を帯びたものである。たまたまそれが個人の属性として現れても、それは決して個人のパーソナリティに還元されるべきものではなく、社会的に解決されるべきものである。ソーシアル・ケース・ワーク理論に対するこのような根源的批判は、いまだ解決されえないままになっている。それはまさにこの理論が、「社会福祉技術がいかなる社会的要因によって規定された性格をもつものであるのか、また国民のための技術として発展するためには、社会福祉労働の基本的性格がなにか」⁹⁾を欠落させた「指針なき専門主義」の体系に他ならないからであろう。

ところで、このような根源的批判にこたえられるほどのものではないが、社会改革の志向性をもった新しい概念がソーシアル・ワーク理論にあらわれてきている。次節で若干ふれておくこととする。

IV. エンパワメントの概念

エンパワメントEmpowermentについては、1995年第4回世界女性会議以降一般にも広く普及し始めているのであるが、アメリカでは、フェミニストやマイノリティの実践と運動、また障害者自立運動の概念として使われてきた。

ソーシアル・ワークの理論としては、すでに1972年この概念が現れてくる¹⁰⁾。以降1980年代

を通じて多くの論文が出て注目を集めようになってきているので、ソーシアル・ワーク理論の新動向として紹介しておきたい。

「エンパワメントは、人間、組織、コミュニティが彼ら自身の生活全体を通して自分自身で決めて行動する力を獲得する方法である」(Rapoport, 1984)¹¹⁾ ラポポートによると、エンパワメントは個人が問題解決の力を高めるという心理的意味の他、政治的な力、法律上の権利等社会的な力を高めることもある。エンパワメントは人が自分には価値があり、能力があると感じること、自己の能力や自己指南力を認めること等と共に、社会の改革を通じて社会的力の再配分にもかかわることである、と指摘している。

したがって、ソーシアル・ワーカーは社会構造をエンパワリングすることを通して、エンパワーされた社会システムを達成するために、エンパワメントな志向性をもって実践するのである。同時に、個人に対するソーシナル・ワーク実践は、人が自分の運命をコントロールし、自らの生活に影響を与え、周囲に影響をあたえる能力を身につけていくことを主眼におく。

ここに見られるエンパワメント概念の特徴は、第1にクライエントの概念を拡大していることである。この場合、クライエントとは、個人の他、隣人、コミュニティ、あらゆる組織までを包含した幅広い概念として使われている。

第2に、社会をエンパワリングすること、つまり社会改革の志向性が大変強いことである。

第3にワーカー・クライエント関係が協同的なプロセスとして遂行されなければならないということである。つまりクライエントはワーカーからの一方的なサービスの受け手ではなくて、ワーカー・クライエントのパートナーシップが大切なのである。デューボイスとミレイはクライエントの能力や力を増進させるためにワーカーが留意すべき原理を4つの系と16項目に分類してのべているが、省略せざるを得ない¹²⁾。

エンパワメントの概念にみる、発達志向は社会的な広がりをもったものであり、社会の発展とか、社会の改革に言及していること、またワ

ーカー・クライエント関係を、専門家（ワーカー）がクライエントに向かう一方通行から、相互のパートナーシップに改革することめざしていることは前節で見た古典的理論よりすぐれた点である。

しかしながら、ソーシアル・ワーク理論の限界もまた見えてくる。それは「指針なき専門主義」のもつ限界であって、「力を獲得する」とはいったいどのような力なのか、人間の発達や社会の改革の方向性がはっきりしないのである。

「社会福祉対象となる人間・個人を社会構造に規定されて存在するという側面のみから把握するのではなく、逆に社会のあり方を規定し、ついにはそれを変革していく力量を備えた主体として対象をとらえることにはかならない」¹³⁾。この対象認識は、日本の福祉労働論が到達したものであるが、単なる「力を獲得する」とは異なる次元の、より積極的な意味がこめられている。このような対象把握の視点は、ワーカーやクライエントがどのような力を獲得していくかなければならないかその指向性を示すものである。

しかし、後に述べるように、ソーシアル・ケース・ワーク理論体系が確立してきた知見には学ぶべきものも多い。この知見を批判的に検討して、福祉労働論の体系のなかに練り上げていくことは福祉労働の発展にとって必要なことである。すると福祉労働論の体系とはいいったい何か、戦後日本の福祉労働論が創りあげてきた到達点を整理しておきたい。

V. 戦後日本の福祉労働論

戦後日本の福祉労働論が解明した論点はおよそ次のとおりである。

(1) 福祉労働の社会的意味の追求

現代資本主義社会の中で福祉労働がどのような意味をもっているのか、社会福祉の本質にか

かわって追求すること。社会福祉の本質が資本主義体制を維持するための総資本（国家）の合目的的な政策体系だとした孝橋理論からは、福祉労働は体制を維持するための労働との結論が必然化する。この理論に対する批判的検討を通じて70年代労働論は次のような観点を確立した。

社会福祉労働の社会的機能を弁証法的に統一して理解する視点である。社会的機能とは第1は体制を維持、補強させるという機能であり、第2は社会問題が人々に与える影響を軽減、緩和し社会進歩に貢献するという機能である。この2つの機能は相互に依存しあい前提をもつている。社会福祉は人々の生活を改善しながら、同時にこの社会のつっこい棒として機能するのである。しかし、社会運動の結果、階級間の力関係が大きく変化すると労働者階級の影響力がそれだけ強まって、福祉労働の第2の機能、すなわち社会問題の軽減、緩和機能が飛躍的に拡大し、結局このことが、労働者階級と勤労諸階級、階層の社会的力を育て発展させることになるのである¹⁵⁾。

70年代福祉労働論は、「福祉労働」概念を中心としつゝ、社会運動の意義を強調して、機能論的に福祉労働の二面性を解明した。これによって、福祉労働者が行う労働の結果について、積極的な意義を引き出したといえよう。福祉労働の意義と労働者のアイデンティティを確立したのである。

(2) 福祉労働の内容と水準の決定要因

第2に福祉労働の内容や水準がいかなる要因によって決定されるか、その力動関係と構造を明らかにしたことである。これは従来の主觀的「あるべき論」を乗り越え、福祉労働を客觀的に分析する視点と方法を確立したと言う点で一つの成果である。同時に、社会的な力動関係においてとらえる視点と方法によって、現実の福祉労働をダイナミックに分析する分析枠組みをわれわれに提供してくれる。

ひとつは、福祉労働者は自らの中に二重性を

内包しており、国家の政策目標と国民の組織的運動とに規定されている。福祉労働を内在的に規定する力動関係の中に位置づけて分析しようとする理論枠組みといえる¹⁵⁾。

また、この視点と方法を発展させたものとして、規定要因を社会問題、民主主義、政策主体の三つ措定して、それぞれの要因が社会の発展とともに変動し、相互にダイナミックな関係を結んだところに福祉労働の内容と水準が決定される。労働の質、量が拡大していく発展法則を解明したもの等々がある¹⁶⁾。

(3) 福祉労働の特殊性を分析する視点の確立

第3に、福祉労働の特殊性を分析する視点を確立したことである。この視点は70年代労働論で重要なテーマとなった。この分析的視点は、目的的活動としての労働を発展させる大切な視座を提供するものである。同時に労働者の権利意識や自覚を高めるのに必要な視点でもある。これに関する論点は、およそ4つの系統にまとめることができるが、省略せざるを得ない¹⁷⁾。

(4) 政策と技術の相互規定関係の解明

第4に、戦後本質論争が政策か技術か、どちらかに一面化した論争だった点を克服し、論争の止揚を意図したものとして政策と技術（福祉労働過程）の相互規定関係の解明の論点が提出された¹⁸⁾。

以上明らかにしたように、福祉労働論は福祉労働を社会的視野の中でとらえようとしている。しかし、ひとつの弱点はさきにのべてきたように労働過程の技術過程研究を欠落させてきたことである。このことが福祉労働論がソーシャル・ケース・ワーク理論に対抗するものになりえなかつた理由である。人間発達の社会福祉理論は、労働過程研究の中に技術過程を重視してとりくまなければならない。その際、ソーシャル・ワーク理論をどのように評価すべきか。木に竹を接ぐような愚は現につつしまなければ

ならないが、この際、原理的および実践的に評価できるものは何かを以下に明らかにしておきたい。

VI. ソーシャル・ケース・ワーク理論の評価

ソーシャル・ケース・ワークは、ハミルトンの定義にみると、どちらかというと個人が環境へいかに適応するかを志向する理論である。したがって、既存の社会が所与の前提になっていて、社会の改革志向はどうしても二次的になるのである。

ソーシャル・ケース・ワーク理論が出発点からもっていたこの性格は、第1次大戦時のアメリカの社会状況、すなわち「砲弾衝撃 Shell shock」などの戦争神経症にソーシャル・ケース・ワークが動員されたこと、フロイド学説が移入されて大きな影響を与えたこと等によって人間の心理内界にいっそう関心をむけていくこととなる¹⁹⁾。社会福祉の対象が背負う苦悩は、前に述べたように社会的性格をもつものであるから、心理内界に傾斜した技術体系は社会福祉援助技術としては当然限界をもっている。

この点をふくめ、ソーシャル・ケース・ワーク理論の前述してきたいくつかの弱点（指針なき専門主義、対象認識における変革志向のあいまいさ等）を前提にしても、この体系がもつ原理は、後進的な現実日本の福祉労働現場において、なお積極的意味をもつようと思われる。

(1) 「個」を尊重する価値観

第1に、「個」の尊重に最大の価値をおく価値観が背骨に流れていることである。人間個々人の人生は、それ自体一回かぎりのもので、かけがえのないものである。それ故、人間は自由および幸福を追求する権利を有する。この視点がソーシャル・ケース・ワーク理論に見られる。これは、ロック（John Locke）にはじまる近代西欧市民社会の原理である。イギリス市

民革命のただ中で形成された自然法の理性=万人は自由、平等で独立しているものであること、何人もこれをおかすことはできないこと、この自然法はフランス啓蒙思想として受けつがれて「人権宣言」に結実しており、またトマス・ペイン（Thomas Paine）の影響のもとに書かれたアメリカ独立宣言にも結実している。

「人格尊重の原理」「個別化の原理」「自己決定の原理」はまさに、西欧市民社会の社会的、思想的背景から理解する必要がある。上からの官治的近代化をへて、軍国主義へ暴走した日本社会は、西欧的意味での「個」の価値が確立しなかったといわれる。また、戦後民主主義も不徹底で、企業戦士を生み出すような集団主義のもとで独特的の企業社会を出現させた。

このような社会を背景とする福祉労働の現場では、「個」の尊重が希薄である。福祉施設は大部分大部屋であり、特別養護老人ホームではオムツ交換もカーテンを閉めないでおこなわれる等、プライバシーが尊重されない状況がまだ数多く見受けられる。あるいは、福祉事務所の現場では、「生活指導」の名によるワーカーの行動基準やモラルが押しつけられており、ここでは自己決定の原理はほとんど形骸化していると見られる。このような日本の福祉労働現場では、「個」の尊重を重視するソーシアル・ケース・ワークの諸原理の活用がなお進歩的な意義を有するのである。

(2) 福祉労働者の対象認識

第2に、福祉労働者の対象認識のありように重要な問題を提起していることである。社会福祉の対象を社会福祉サービスの一方的、受動的な受け手としてのみ把握するのではなくて、変化し発達する人間、そのような潜勢力をもった人間として認識する視点をこの体系は潜在的にもっていた。もともとCOS運動は、篤志家の感化力で相手の人格と能力をえていくこうとするものであった。またリッチモンドの主要な関心も「パーソナリティの発達」だった。適応理論の限界をもちながらも、対象を変化し、発達

する主体的人間としてみる視点はソーシアル・ケース・ワークの源流から続いてきた視点である。ハミルトンが提示した「参加の原理」から最近のエンパワメントの概念にいたるまで、この視点は一貫して続いていると見られるのである。

社会福祉が権利であること、権利行使しながら主体的に問題解決にあたる責任をもつこと、活用できる施策や施設とその限界等々、これらもろもろを説明することはいわば社会福祉におけるインフォームドコンセントである。保護決定過程への対象者=当事者の「参加」をすすめるような福祉労働過程を追求することは、対象者=当事者が一方的な受給者から脱皮して、現行制度の限界を認識し、権利にめざめた主体として、まさに社会福祉の対象者から当事者への変革主体として発達する上でカギとなるものである。こう見ると、ソーシアル・ケース・ワーク理論が生み出した「参加の原理」は、これもまた日本の現実にてらして積極的な意味をもつものといえよう。

しかしソーシアル・ケース・ワーク理論の対象認識には、われわれが志向する人間発達の社会福祉理論からみると、なお大きな限界をみると。さきに引用したように（注13参照）社会福祉対象がただ単に社会構造に規定された存在ではなく、逆に社会のあり方を規定する変革の主体としてとらえる視点には「パーソナリティの発達」とは異なる次元のより積極的な意味がこめられているからである。

(3) 技術的有効性について

第3に、ソーシアル・ケース・ワーク理論が、果して日本の福祉現場で技術的有効性をもちうるのかという、長い間の議論についてである。わたしの実践的結論は、面接過程におけるフロイド学説の援用などは、ある種の特定の問題をもった人の相談活動には有効であろうと思う。しかし、日本の社会が生み出す社会問題としての生活問題は、複雑多彩であってソーシアル・ケース・ワークの面接過程における諸技術は限

定されたものとならざるをえないであろう。しかしながらソーシャル・ケース・ワークが定立してきた原理自体は、日本の現実に則し発展させることによって、かなりの可能性をひめているものと思われる。一例をあげておきたい。

特別養護老人ホームの玄関に、痴呆のおばあさんが大きな荷物を背負って座りこんでいた。「ワテもうこんなとこかないまへんワ、家へ帰いらせてもらいまっさ」、ワーカーはあわてて玄関の鍵をかけたり、思いとどまるよう説得したりしない。「さよか、ほな氣イつけて帰りなはれ」。おばあさんが玄関を出ていくと、事務所にいた別の事務職員が先回りして、途中おばあさんとばったり出会う手はずとなっている。「やあ、ばっちゃんひさしぶりやなあ」「あんさんどなたさんでしたかいなあ」「ほら隣の○○の息子の△△でんがな」「ああそうか、久ぶりやなあ」「ワシも家に帰るとこやさかい一緒にかえろ」などとやりとりがあって、一緒に周辺を歩き回る。そのうちおばあさんが疲れてくる、「ばっちゃん家についたで」こうしておばあさんは自然に老人ホームの玄関から「家」に入っていくのである。

ここに見られる痴呆老人にたいする労働過程の特徴は、福祉労働者が全面的、無条件の「受容」をしていることである。熟練した福祉労働者は「受容と自己覚知の原理」をこのように変化自在に活用できる。近年の経験科学的結論は、痴呆処遇の基本について「説得よりも納得」にあることを明らかにしてきたのであるが、「受容と自己覚知の原理」は、相手の人権を抑圧したり、自己決定を阻害したりすることに対抗できる原理的意味をもつばかりではなく、労働過程において普遍性をもった合理的な技術的手段ともなりうる。ここでいう普遍性の意味は、もともとソーシャル・ケース・ワーク理論が施設でのケア・ワークの技術的手段となり得ないとみられてきたのであるが、しかし、ケア・ワークにとっても有効な手段となりうることを意味している。

VII. おわりに ——人間発達の社会福祉理論と福祉労働論——

人間発達の社会福祉理論は、現代の社会福祉を社会問題、運動、政策、労働の構造の中でとらえようとしている。労働過程はつきのような福祉労働の構造の中に位置づけられる必要がある。福祉労働の社会的性格、福祉労働の特殊性、福祉労働の規定要因、以上は福祉労働の歴史的規定性であるが、さらに福祉労働の本源的意味の追求が必要である。例えば人間労働が目的的であることは本源的な意味の一つであるが、では目的的な福祉労働とは何か、また人間は労働対象に働きかけることによって自分自身の天性を変化さすならば、福祉労働者は自分自身をどの様に変化さすであろうか、これを労働対象の特質から解明すること等々である。

福祉労働過程研究は、労働目的、労働対象、労働手段、労働そのものを研究対象とするが²⁰⁾、技術諸過程は労働そのものの研究範疇である。援助技術がだれのために、何のために必要かという根本命題は、この中でこそ明らかにされるであろう。

人間発達の社会福祉理論の援助技術論は、単なる「パーソナリティの発達」という抽象化された労働目的ではなくて、まず第1に、福祉労働が対象とする人々の人権と生存が確保される労働過程のあり方を確立する。次に、対象とする人々が自らの天性を変化させ、社会を変革していく能動的な主体として発達することを援助する技術体系の諸原理を確立したいと思う。また、単なる社会への適応ではなくて人間の潜勢力をひきだす技術的基礎は何かを解明しなければならない。

1) 真田是編『戦後日本社会福祉論争』法律文化社、1979年、2・3・4章参照。

2) 処遇、実践概念とソーシャル・ワーク概念の相違については、真田是「福祉労働と専門性」(『社

会福祉研究』30号、1982年)が詳しく分析している。

- 3) 真田是、同前。
- 4) 岡本民夫『ケースワーク研究』ミネルヴァ書房、1973年、30-31ページ。なお、この項執筆にあたって、本研究書を相当参考にした。
- 5) 機能学派：診断学派がフロイドの学説を基礎として発展してのに対し、その弟子ランクの学説によっている。自我は他人からの力によって変化させられるものではなく、人間には生来的にそなわっているとの仮説のもとに、ワーカーの役割が決定される。すなわちワーカーはクライエントに目標の設定を試みたりせず、彼の自我力が發揮できる場を整備すること、ワーカーはクライエントに働きかける存在から、活用される存在にその役割を転換することが求められる。
- 6) 意図的な感情の表出：心理的緊張と葛藤が続くと、人間の行動は感情に支配されやすい。そこで自由な感情表出によって、感情と理性のバランスをとり、自己を客観視する力を回復する。普通、ソーシアル・ケース・ワークの原理として説明されてきたが、私はむしろ面接過程の技術として位置づけている。
- 7) 転移と逆転移：転移とは面接場面でクライエントがしめす反応のうち、幼少期に情緒的にかかわった人々に抱いていた感情が再現して現れる反応をいう。面接場面が直接的に生起する反応とは区別される。逆転移とは、ワーカーがクライエントに対して示す同様の反応をいう。抵抗とは、ワーカーの働きかけに対する、批判、否定、拒否等をさす。
- 8) Gordon Hamilton, *Theory and Practice of Social Case Work*, (三浦賜朗訳「ケースワークの理論と実際」有斐閣、1960年)。以下同書からの引用は本文中に表示している。
- 9) 加藤園子「社会福祉技術の目的と機能」83ページ(真田是『社会福祉労働』法律文化社、1975年所収)。
- 10) Anthony J. Vattano, Power to the people: self-help Groups, *Social Work*, 17(4), 1972.
- 11) Brendo L Du-bois, Karla Krogsud Miley, *Social Work An Empowering Profession*, Allyn And Bacon 1992, p.209.
- 12) 同前掲書, p.211, TABLE8.1およびp.212, BOX8.1.
- 13) 加藤園子「政策と技術」249ページ(真田編『現代の福祉』有斐閣、1977年所収)。
- 14) 真田是『社会福祉労働』法律文化社、1975年。234-243ページ。
- 15) 細川順正「社会福祉労働(者)論」(一番ヶ瀬康子・真田是編『社会福祉論』、有斐閣1968年、68ページ)。
- 16) 真田前掲書226-234ページ。
- 17) たとえば、細川前掲書、74ページ。島田豊「福祉労働の理念」(鷺谷善教監修『社会福祉労働』、1973年、17ページ)。浦辺史「社会福祉労働の現状」(同前、78ページ)。真田是「福祉労働の意味と現状」52ページ(『ジュリスト』特集号、1974年)などを参照。
- 18) 真田是編『現代の福祉』有斐閣、1977年、12章 加藤論文。
- 19) 岡本前掲書、37ページ。
- 20) 労働過程はマルクスの有名な規定があるように、合目的的な活動と対象、手段を契機としているから、労働過程を技術過程だけから説明するのは不十分である。

(なかい けんいち 所員)

追悼 島恭彦先生

島恭彦先生と基礎研

YANAGASE Kouzou

柳ヶ瀬孝三

昨年、9月28日、島恭彦先生は肺炎のため85歳の生涯を終えられた。

島先生は基礎研創立以来のあたたかい支援者であった。基礎研が『講座・現代経済学』全6巻にまとめて青木書店から刊行したとき、先生は全体の監修者として「『講座・現代経済学』の読者へ」という文章を書かれ、次のような基礎研への期待と共に述べられた。

「この講座の執筆者の多くは、かつて大学院生として私とともに大学紛争の時代をすごした人たちである。彼らは暴力と退廃の雰囲気のなかでも、精力的に研究会、学習会活動に、大学改革と研究・教育組織の改革にとりくんだ人たちであった。彼らが大学を去り、『研究・教育労働者』として自立した現在も、彼らは生活の困難とたたかい、家庭と職場のあいだをいそがしく往復するかたわら、『基礎経済科学研究所』に結集して研究者と労働者の共同の研究・学習の場をつくろうと奮闘している。」

そして、さらに彼らはまだ少数であるが、「全国の同学・同窓の士」がこの「自治体づくり」に参加するならば、「私はそのような『自治体』のうえに、貨幣と権力とのゆうわくに屈しない『大学の自治』がよみがえるであろう」と思っている」と述べられた。

以来、基礎研は先生の支援を受けて、今では300名余の所員・所友1000名を超える経済科学通信読者、そして、昨年秋までに81名の通信研究科の修了論文合格者を生み出した。

基礎研は1960年代末から70年代にかけての世界の民主主義諸運動の高揚期に生まれた組織として、「憲法を暮らしのなかに生かす」運動を自らの3つの源泉のひとつに数えているが、現実社会の「政治と経済との矛盾」を直視し、人権と民主主義、地方自治の運動を政治経済学研究のなかにしっかりと据えるべきであることを

学んだのも島先生からであった。

先生は、『地域の政治と経済』(自治体研究社、1976年)が野呂榮太郎賞を受賞したとき、賞金全額を基礎研に寄付された。私たちは先生の意志を最もよく表せるものとして労働者研究者の成長を支える島文庫を事務所に整備した。先生が宇治のお家から高野住宅に引っ越されると、先生の貴重な蔵書の一部をさらにいただき、いっそうの充実をはかった。

島先生が『経済科学通信』インタビュー(1973年)のなかで1950年代の「国民のための科学」の運動の教訓として、「研究者の組織ができるいないから、すぐに息切れがする。運動の前に研究者の組織が必要であるということを痛感しました」と語られている言葉は、池上先生が基礎研活動の意義について語られるときに繰り返し、繰り返し、私たちに強調されることでもあった。基礎研が長い歴史を積み重ねることができているのも、こうした教訓を受けて、労働者と研究者との自主的協同の組織をつくりだし、資金を出し合って自らで運営してきたからであることは疑いがない。

先生は3年前の基礎研の25周年の記念パーティに奥さんが押された車椅子に乗って参加された。懐かしい思い出である。25周年の記念に寄せられた文章では、戦前に滝川事件がおこった当時、「学問の自由」を守る闘いに参加したことを見回しながら、「『学問の自由』は国民大衆の参加なくしてはありえない」と述懐されている。先生の教訓はまた基礎研の教訓でもある。私たちは島恭彦先生のご冥福をお祈りするとともに、地球上のすべての人々が人類の進歩的で確かな知的資産を手にし、人権と民主主義をくらしのなかに根づかせるために、いっそうの奮闘を誓いたい。

(やながせ こうぞう 所員 立命館大学)

追悼 島恭彦先生

島恭彦先生の思い出

SHIGEMORI Akira
重森 曜

島恭彦先生は、1910年6月、ハレー彗星とともにこの世に出現し、1995年9月、忽然としてこの世を去られた。

島先生は、僕にとってほんとうに恩師であった。

僕が大学院に入ったとき、当時の指導教員から「自由にしてよろしい」と言われ、路頭に迷ったことがある。そのとき、池上惇助教授（当時）のとりはからいもあって、島先生が「二つ返事」で僕の指導をひきうけてくれたのである。島先生のこののはからいがなければ、僕の人生はかなり違ったものになっていたであろう。

僕は、島先生の博士論文『日本資本主義と国有鉄道』をベースに、昭和初期の国鉄合理化問題について修士論文を書いた。

高知大学の財政学担当として就職の話がもちあがって、西沢弘順教授が高知からやってこられたとき、島先生は、「国鉄問題は財政学ですから」と何度も強調してくださった。おかげで、僕は高知大学に赴任することができた。

西沢先生が島先生の研究室を訪れたとき、僕は横で神妙にお二人の話を聞いていたのだが、その中で、「研究所・・・研究所」という話題がしきりに出てくる。僕が「その研究所で何ですか」と聞くと、「君は島先生の指導を受けていて、自治体問題研究所もしらないのか」と言わされた。島先生が理事長であった自治体問題研究所の存在を、その時まで僕は知らなかったのである。

高知に行ってから、西沢先生（当時高知自治体問題研究所理事長）に導かれて、僕は自治体問題研究所の活動に参加するようになった。

先輩諸氏に聞くと、島先生はたいへんこわい先生で、研究室を訪ねるにもすごく緊張するといったことであったらしい。しかし、われわれ

が教えを受けるころには、そんなことは全く感じられず、きわめて優しい先生であった。丹後や小豆島での楽しい合宿の思い出があるばかりである。

ここ数年、西堀君などとはじめた「島著作集を読む会」のメンバーと、正月やお二人の結婚記念日などにかこつけて、先生のお宅を訪れ、楽しいひとときを過ごすのが、年中行事の一つとなっていた。しかし、一昨年一年は僕のイタリア留学で、昨年3月末に帰国してからも「大震災と地方自治」研究のしごとに忙殺され、長い間先生のお宅を訪ねることができなかつた。8月に「入院」の知らせを聞いたときは、もう面会謝絶であった。そのように、僕にとって先生は忽然と逝ってしまった。

奥さんにうかがうと、先生は去年の5・6月頃、「重森はもうイタリアから帰ってきたはずだなー」と言っておられたそうである。1972年にイタリア・フランスの革新自治体の調査にいかれたことのある先生は、イタリアのことにはずいぶん関心がおありのようであった。僕の拙い経験話でも、その後イタリアの地方自治や労働運動がどうなっているのか、話をしてみたかったのかもしれない。震災のことでどうにも時間がとれなかつたとはいえ、帰国後すぐ報告にうかがえなかつた、先生にお会いできなかつたことが、僕にとって痛恨のきわみである。

先生は、こんどはどんな彗星にのっていかれたのであろうか。僕たちもいずれそのうち、一人一人先生のところに逝くことになるであろう。みんな集まつたら、また海辺のお寺かどこかで合宿でもして、楽しいゼミを開きたいものだと思う。

(しげもり あきら 所員 大阪経済大学)

書評

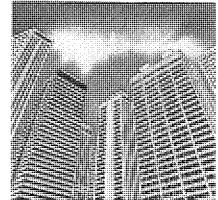
森岡孝二編

『激論！企業社会』

岩波書店、1995年9月。税込400円

(学生フォーラム)
激論！企業社会
 ……過労死と働き方を考える…

岩波ブックレット NO.303 森岡孝二編



学生生活と過労死——現代日本のライフサイクルのなかで最も自由時間があるはずの若者たちに、日本の企業社会の全体的せわしさを端的に象徴する過労死という事象を討論させてできあがったのが、本書である。評者自身も、ここ数年比較政治学の講義で同じ問題を学生たちに話してきたが、大学での社会科学入門の教材に格好の書物である。

本書は、1994年11月23日に大阪府立労働センターで開かれた「過労死問題を考える関西学生フォーラム」の記録をもとにしている。それを「第一部　過労死の現場から」として椿本精工葛城工場班長平岡事件、エース証券営業マン亀井事件、藤田記念病院看護婦吉田事件、読売新聞育英奨学生上村事件の各遺族が事例を紹介し、「第二部　激論！　企業社会」「第三部　会場からの発言——私もひとこと」で会場に集った学生・市民が討論するかたちで構成されている。臨場感あふれるドキュメントである。

第一部の遺族の話は、それぞれに胸をうつ。1988-90年というバブル全盛時の話ではあるが、平岡事件犠牲者の24歳の長男、亀井事件で残された若い妻、22歳で死んだ看護婦の父、18歳で倒れた新聞配達青年の妹という顔ぶれの報告で、会場の学生たちにも他人事ではなかったにちがいない。日本型企業社会の問題を学生たちに伝えるさいに重要なことは、日本の経営の搾取のメカニズムや連合型労働運動の限界を説く前に、それが自分たちがまもなく直面する身近な問題であることを感じとつてもらうことであるから、このシナリオは成功している。

第二部の冒頭に、日本生産性本部「働くことの意識調査」の質問項目である「デートの約束があったとき、残業を命じられたらあなたはどうしますか」というアンケートの答えにそって、「デート決行派」と「残業やむなし派」の学生たちが討論する模擬ゼミナールを配したのは、論点を深めていく導入とし

て秀逸である。もっともオウム真理教事件発覚の前に行われたとはいえ、多分に「ああいえば上祐」風ディベート方式が採用されており、特に「残業やむなし派」の演技が見え見えなのは残念である。当世学生気質からして、やむをえなかったのであろうが。

「デートの約束があった時、残業を命じられたら、あなたはどうしますか」という質問に対する、立命館大学現代労働法ゼミが94年11月に実施した213名の回答は、裏表紙に載っている。全体では「デート決行派」28.2%、「残業やむなし派」71.7%とある。特に立命館大調査で、男子学生が「デートをやめて仕事」66.1%対「断ってデート」33.8%に対し、デートの相手たるべき女子が「残業やむなし派」86.7%、「デート決行派」13.2%であることには驚いた。サンプル数は少ないが、雇用機会均等法10年の女子学生の就業意欲の現れであろうか、それともバブル崩壊後の超氷河期といわれる女子学生の就職戦線・企業社会参入競争への順応であろうか？

実はこのアンケート項目は、私も一橋大学その他で1984年以来実施している学生意識調査で、93・95年の調査項目に採用している。もともと日本生産性本部が新入社員対象の「働くことの意識調査」で1972年以来聞いているもので、72年「残業やむなし派」69%対「デート決行派」30%、75年71%対29%，80年73%対27%，85年77%対23%，90年69%対31%，93年67%対33%と推移してきたものである。

欧米との比較可能なデータがないため評価は難しいが、私はこれを「日本の企業帰属意識・勤労観」を示す、相対的に時系列変化の少ない項目と解釈してきた。つまり生産性本部調査の他の項目、たとえば「日本社会は資本主義社会といわれていますが、あなたはどういう社会を望みますか」においては、「社会主義体制」という回答が70年7%，73年10%から80年4%，85年2%，90年1%と劇的に減少し、

逆に「現体制支持」が70年24%，74年17%から80年37%，85年50%，90年42%と倍増していく。これは日本の青年意識の歴史的变化を示す有意な指標と考え拙著『社会主義と組織原理』（窓社）や『ソ連崩壊と社会主義』（花伝社）などでも紹介してきたが、「残業かデートか」の項目の推移では有意な变化を見出しきれいなかった。そこでこの「企業への忠誠・仕事への執着」意識は、戦後経済復興から今日まで続く日本の経済成長主義・生産力主義の関数、逆にいえば人権意識やゆとり意識の逆関数であると解釈した。だからこそ、これに対する批判は日本的近代・欲望自由主義そのものの再検討でなければと考え、『社会と国家』（岩波書店）、『現代市民社会と企業国家』（平田清明らと共著、御茶の水書房）や「日本人の『勤勉神話』ができるまで」（『エコノミスト』94年9月13日）の執筆にあたっては、江戸時代までさかのぼって企業社会のエトスとは無縁な時代があったことを論じてきた。

詳しくは拙著『現代日本のリズムとストレス』（花伝社、1996年）にデータを収録したが、評者が93年・95年に行った全国学生意識調査では、むしろ大学別・地域別の回答差があった。つまり93年調査（総サンプル908名）では、一橋大「残業やむなし派」62%対「デート決行派」38%に対し、三重市立短大73%対27%，名古屋市立女子短大57%対43%，松阪大学50%対50%となり、95年調査（総サンプル942名）でも、一橋大55%対45%，大阪大54%対46%，埼玉大53%対48%，工学院大55%対45%に対し、久留米大63%対37%，明治大67%対33%，帝広畜産大69%対31%と、生産性本部調査の新社会人平均と現役学生平均との差よりも、大学・学部・学年間に有意の差がみられた（おおざっぱにいえば、理工系ほど、都会ほど、高学年ほど「残業やむなし派」が多くなる）。

ところが本書の立命館大データは、新社会人平均（93年残業やむなし派67%）よりも、私が調査したいずれの大学よりも、「残業やむなし派」が高い比率を示している。それもかつては人権教育・平和教育で有名だった立命館において。私たちの調査には男女

別集計はないが、女子短大生は相対的に「デート決行派」が多いとでていたが、立命館大調査では逆に女子学生に「デート決行派」が13%と極端に少なかった。

そんな関心で、本書第二・三部のディベートと討論を読むと、「労働組合は必要か、不要か」というもう一つの論点が重なり、「残業やむなし派」が組合不要派、「デート決行派」が組合必要派の役割でのパフォーマンスがおこなわれている。論点は明快になるが、これではきれいすぎるというのが、率直な印象である。

私がプロデューサーなら、ここは徹底的に国際比較にもっていって、そもそも所定内労働時間よりも実労働時間が少ない（つまり休暇を権利として全面取得し残業などほとんどない）北欧諸国の事例や、逆に「日本に学べ」で膨大な過労死予備軍を生み出しつつある中国や南アジアに対する「戦後責任」の観点から、「日本の企業社会」の相対化の道筋を考えたところである。

本書の成立事情からして、これ以上の内容的批評は意味がないだろう。だから評者も、さっそく本書を学生教材に使ってみるつもりである。なんといってもレンタルビデオなみに安価で、コミック本より薄くて、いまどきの学生でも必修文献に指定すればなんとか読み通してくれるだろうから。

そして、第一部の遺族の話を、小学校の教室風に音読する実験講義をしてみたい。「いのちの重み」こそが、阪神大震災にもオウム事件にも通じる過労死問題の原点であり、平凡だが了解可能な人権擁護と企業社会批判の源泉であるから。

さらにいえば、現代日本が外国語に翻訳不能な「企業社会」や「会社主義」と特徴づけられ、こどものいじめや自殺がいっこうに後を絶たないのも、「平和と民主主義」を掲げた戦後半世紀の全体が、「いのちの重み」や自然生態系・人間動態系の限界を忘れての「あふれるばかりの富」と消費欲求の歯止めなき開発であったためではないかと考えるから。

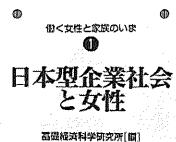
（加藤哲郎 一橋大学）

書評

基礎経済科学研究所編

日本型企業社会と女性（働く女性と家族のいま①）

青木書店、1995年9月。税込2884円



I

10月中旬の頃、森岡孝二さんより「中川スミ氏との共編著を書評されたい」との電話を頂戴し、書物の内容も良く分からず引き受けてしまった。その後、青木書店より書物が送付され、コンパクトではあるがその壮大な内容（論点整理・現状分析・変革戦略）と執筆者の多彩な顔ぶれを見て途方にくれてしまった。とてもこの書物を「書評」する能力はないと痛感し、いつもの安請け合いをすぐに後悔した。どうしたものかと頭を抱えたが、基礎研事務局の石上さんより、たたみ掛けるように公式依頼状が送付され、もはやこれまでと腹をくくった。

私見によれば「書評」とは、該当する書物の内容について、学会レベルの研究の到達点をふまえつつ、その到達点との関係で今後の研究の発展方向・課題を示すべく、生産的コメントをすることである。つねづね「書評」とはそのようなものだと考えている。したがって今回のような壮大多岐多彩な内容の「書評」は、その全ての領域の到達点をふまえていない小生には能力の限界を越えている。しかも執筆者は各界でご活躍中の論客ばかりで、大半の方々は日頃より親しくご教示をいただいている。浅学の小生には生産的コメントなどは出来もしないが、本書を読んだ感想の断片を記してお許しを請いたい。

II

「書評」の慣例に従い、まずは本書の全体を紹介しよう。

本書は、基礎研のこれまでの取組みを反省しつつ「ジェンダー視点に立った日本型企業社会論の最初の集団的試みとして刊行」されたもので、「意見の相違」があっても「変革を展望する」点で一致した9論文

から構成されている。本書は同時に刊行された『日本型企業社会と家族』との姉妹編もある。目次（執筆者）を示せば下記のようになる。

- 序 章「日本型企業社会における女性労働と家族をめぐる研究状況」（中川スミ）
- 第1章「日本の経営と女性労働」（熊沢誠）
- 第2章「均等法後の女性雇用の現状」（久米弘子）
- 第3章「女性労働と賃金体系・価値理論」
（下山房雄）
- 第4章「男女賃金格差と人事考課…コンパラブルワース論争によせて」（黒田兼一）
- 第5章「企業中心社会を超える」（大沢真理）
- 第6章「企業社会を超える戦略と女性の位置」
（木下武男）
- 第7章「男女雇用機会均等法の限界」（北川清子）
- 第8章「職場における男女平等をめざすネットワーク」（越堂静子）

まず序章では「性別賃金格差と家族賃金思想、労働力の価値とその分割論、同一価値労働同一賃金論争、家事労働の無償性、家父長制概念」などの論点が検討される。第1章では、日本の労務管理が「一方で会社の多様な要請にフレキシブルに応じる男たちの競争を組織し、他方でこれを支える単純労働、景気調整、家族責任の担い手として女性を動員する」性別管理であることを解明する。第2章は「バブル崩壊後の不況とともに均等法の無力さが急速に露呈され女性差別が拡大」していることを「諸側面から例証し、実効性ある均等法への法改正を提言」している。第3章は、日本の年功賃金体系が職種の階層制に応じて異なる賃金表と年功カーブをもち、カーブが立った形の上位職には男性が、寝た形の下位職には女性が配置されるなど性別賃金管理の実態を分析する。第4章では、人事考課制度の役割りを重視し賃金格差縮小を目指すコンパラブルワースの考え方

を人事考課の規制の形で応用することを提言している。第5章は、「日本の企業中心社会の基軸に強固なジェンダー関係」があり、それは「政府の家族だのみ、大企業本位、男性本位のジェンダーバイアスな政策がこの社会の形成に寄与したこと」を分析し、この関係克服には「社会保障・税制の個人単位への転換と差別を禁止する雇用平等政策からなる新社会政策システムが必要である」と提言する。第6章は、「企業本位の競争と格差・分断の原理に支配される日本の企業社会型産業社会」を、ヨーロッパ型産業社会と比較し「性差別をもたらす年功賃金制度を克服しうる新しい福祉国家の戦略を提唱し女性がその中心的な担い手」になりうると言う。第7章は、均等法の調停制度の限界について、住友系メーカーの調停申請の経過をふまえ、申請者の立場から発言する。第8章は、女性差別是正をめざして粘りづよい活動を続けてきた「総合商社に働く女性の会」の取組みを紹介し、幅広いネットワークの形成を強調する。

III

細部の論評は出来ないが、ここでは本書全体についての読後感を思いつくままに記しておきたい。

本書は全体として「ジェンダー視点に立った日本型企業社会論の研究状況を概観」して「主要論点を整理」し、さらに「女性労働の現状を多方面から分析」するとともに「変革への提言」「戦略」を展開している。均等法10年の節目の年に、また北京会議において女性問題が世界史的スケールで議論された折り、きわめて時宜にかなった書物である。学界内外において広く好意的に受け止められるだろう。「展望」が一筋縄で切り開かぬ以上、本書のように異なる意見をセッカチに排除しない態度に敬意を表したい。異なる意見はかえって思索を刺激しているし、各章とも読み応えは十分で、特に研究概況や主要論点の整理は明快であり、全体として本書から学ぶことは多かった。

ただ経済学中心の論点整理を前提にすれば、「日本型企業社会」に対する認識も、「変革への提言」「戦略」も、一面化の恐れがないともいえない。たとえ

ば法廷で争われている女性の人権・雇用・賃金をめぐる「法律や政治に関する論点整理」も必要であろう。それがなければ、第2章や5～8章との関係も深部において見えてこない。また「経営学の分野」でも「日本型企業社会と女性労働」の分析が追求されており（藤井治枝氏の近著など）、「主要」でないのかもしれないが「経営学からの提起」も検討すべき一つの「論点」であろう。いわゆる「受容の論理」などの解説は、私見によれば組織行動論（マネジメント論）の理解を不可欠にしている。誤解を恐れずに言えば、「労働」を「賃労働」として「のみ」見れば、変革「主体」の側の「活動」「生活」「欲求」が一面化されるだろう。ともあれ「変革への提言」を想定する以上は、それに導かれるような、さらに幅広い視点からの実証分析と、それにもとづく論点整理・相互批判のフォーラムが必要なのであろうし、続編を期待したい。「評者」も女性労働に関心をもち、その断片の研究に従事してはいるが、「超ミクロ的な実証分析」に取り組んでいるせいか、このような「壮大」な本に接すると、「細部」のコトがあまりにも気になってしまう。しかし、本書は全体として「論者と読者の相互討論」が効果的になることを意図した優れた「問題提起の書」と受け止めるべきなのだろう。

第7～8章の北川清子氏や越堂静子氏たちの「運動」に根差した真摯な発言には敬意を表したい。このような女性たちの力強いネットワークのパワーこそが、確かな「変革への提言」をもたらすものと確信している。それだけにまた本書のような書物が、今後、多数刊行されることが求められているのだろう。

ともあれ「ジェンダー視点に立った日本型企業社会論の最初の集団的試み」が、多くの読者を獲得されることを期待したい。そして本書の提起した多種多彩な貴重な論点の研究が、今後いっそう多面的に深化することを願ってやまない。

編者である中川スミ・森岡孝二両教授のご尽力に改めて敬意を表したい。

(渡辺 峻 立命館大学)

書評

基礎経済科学研究所編

日本型企業社会と家族（働く女性と家族のいま②）

青木書店、1995年9月。税込2369円



本書は基礎研が集団的に試みた、ジェンダー視点に立つ日本型企業社会論の最初の成果（2分冊）の1つである。第1冊が女性労働に焦点を当てて日本型企業社会をあぶりだそうとしているのに対し、第2冊の本書は家族に目を向け、そこから現代日本社会の特質と変革の方向を探ろうとしている。基礎研内外の多彩なメンバー8人が、テーマにふさわしく多様な視点から切り込んで興味深い内容となっている。

私自身は家族関係学を専門としているが、日本の家族関係を見ていくとそこに現代日本の社会が色濃く写しだされていることを日頃強く感じただけに、本書に深い関心を持った。ただし、私の専門が上述のようなものであることから、その範囲でのコメントになることをあらかじめお断りしておきたい。

まず、本書の構成と焦点となる内容は次のようである。

序章「戦後日本の社会変動と家族」（森岡孝二）は、戦後改革と高度成長をへて企業中心社会が形成されるなかで、「企業家父長制」がそれと切り離しがたく関わっていることを明らかにしている。

第1章「日本の雇用慣行と家族生活」（本多淳亮）は、日本の雇用慣行が縮小、解体に向かっているなかで、こうした慣行に労働者家族が生活の安定を期待することはむつかしくなってきていること、さらに長時間労働や単身赴任が家族の生活にもたらした困難を明らかにするなかで、企業からの自立がこれからの労働者家族の最も重要な課題であることを提起している。

第2章「日本型企業社会と家族の現在」（木本喜美子）は、これまでの議論、すなわち企業社会に一方的に犠牲を強いられ崩壊の淵に立っている家族という議論に疑問を呈し、労働者調査を踏まえながら、

家族の側は相当したたかに状況を受容し、独自の対応力をもって適応しているとしている。また、家族共同体vs社会・経済構造という二元論に立つ家族論を批判し、ジェンダー・アプローチの必要性、具体的には「家族賃金」観念に着目している。

第3章「日本の労働者の人権と家族」（宮地光子）は、単身赴任裁判や過労死被災者の手記などを素材にして、これら日本の企業社会の歪みは女の労働権が非常に軽く扱われていることと表裏一体のものであり、女の労働権のこのような扱いが夫婦・家族の関係をも阻害する要因となっていることを明らかにしている。

4章「『日本型福祉社会』と家族」（佐藤卓利）では、「日本型福祉社会」が「日本型企業社会」と表裏の関係にあり、共に「安定した家族」とそれを支える女性の無償労働を期待しているが、近年「日本型福祉社会」論は破綻し、公的扶養、高齢者介護の社会化にこそ家族の豊かな関係が期待されるとし、具体的に展望している。

第5章「現代日本の家族政策と共働き家族の福祉」（二宮厚美）は、近年の政府の家族政策をたどり、それが「家庭基盤充実」をいいつつ家庭生活基盤の掘り崩しに結果せざるをえなかったことを確認し、21世紀に向けて保育・介護の社会制度化を進め性別役割分業を克服していくうえで、共働き核家族のもつ可能性を論証している。

第6章「国際家族年と労働者家族」（伊藤セツ）は、国際家族年の理念が日本においてどのように受けとめられさまざまな議論となっていたかを見るなかで、労働者が日本型企業社会を超るために、国際家族年の理念をどのように活用するか、その際、ジェンダー・エクイティが1つの重要な視点となることを主張している。

補論「アメリカの労働時間と消費生活」（ジュリエ

ット・ショアー）は、近年のアメリカにおける労働時間の増大の諸要因を述べ、時短の障害が経営者側の抵抗にあるだけでなく、労働者側の消費様式にあることを指摘し、消費主義からの決別を説いている。

各章とも豊富な内容と論点をもっており、上述のような短い整理でカバーできるものではないが、いずれも日本型企業社会を克服していく道筋を探るという点では共通の問題意識を持っている。ただ、その際、企業社会と家族との関係についての現状認識については、論者の間に一定の違いも見られる。

木本氏は、先にも要約したように、日本の家族が企業社会に巻き込まれ、一方的な犠牲者となって崩壊の淵に立っているという把握にはアリアリティーがなく、「現代日本は他の先進諸国に比して『家族崩壊』が進行しているとは決して言えず、むしろ相対的に安定している」と主張している。その論拠は次の2点にある。1つは欧米先進諸国のドラスチックな家族変動（近代家族の変動）＝「家族の危機」が日本では見られず、離婚率にせよ、婚外子出生率にせよ先進諸国に比べ低い数値を保っていること、2つにはトヨタ自動車の労働者調査においても、夫＝父親たちが自らの家庭不在状況をそれほど問題とは思っておらず、家族の方も結局は豊かな生活の保障さえあれば「相当したたかに状況を受容し順応している」という点である。しかしこうした判断には疑問を感じる。なぜなら、日本では外見上近代家族の変動に直結していないような家族の問題状況がいくらでもあるからである。たとえば家庭内離婚や夫婦の疎遠な関係、父親の希薄な存在等。木本氏が批判した渡辺治氏も、家族の崩壊を近代家族の形としてではなくむしろ関係の質に目を向けて、「極めて潜在的な格好で家族崩壊が進行」していると捉えている。また、2つめの点について言うなら、最近の家庭教育に関する国際比較調査で問題になっていたことと重なるところがある。そこでは日本の父親たちは他の国々に比べ子供との交流が最も少ないにもかかわらず、そのことを悩みとしている父親は逆に少ないことが指摘されていた。つまり、客観的には問題を含んでいるにもかかわらず、それが本人にも他の家族にも自覚されなかったり期待されなかったりという状況は、決して問題がない状況とは言えないのです

はないか。まして「父親不在とひきかえに成り立つ豊かな生活の保障がありさえすれば」とする発想は、とても「したたかに状況を受容し」「独自の対応力をもって」いる姿とは言えないものではないか。そこには、補章でショアーが指摘した消費主義に陥っている家族の姿をかいだ見る思いがする。私達が日本型企業社会を克服していく上で、この消費主義とどう対置し、人間らしい生活様式・生活文化を築いていくかは、今後私たちにとって欠くことのできない大きな課題になると思われる。それはまた近代家族が、生活保障という役割と心理的・人格的な支えあいという2つの役割の間で生じている矛盾・葛藤をどう止揚していくのかという問題にも関わってくる。日本型企業社会は、この2つのうちの前者、つまり、家族の生活保障という役割を目いっぱい活用し、それをテコとして労働者を企業の論理に見事に組み込んだシステムといえる。とするなら、家族の生活保障機能をできるだけ企業・会社から自立させていくことが、日本型企業社会を克服していくうえで重要なポイントになるとを考えられる。その意味でも佐藤氏が4章で指摘した「日本型福祉社会」と「日本型企業社会」は表裏の関係にあるとする認識は注目される。つまり、扶養、介護、育児を私的なものとして家族の基本的責任とする「日本型福祉社会」は、結局のところその経済的支えを各自が企業に求めざるをえず、家族が企業の支配から脱していくことをむづかしくする。その点で、「福祉の私事化」の動きに対する二宮氏の批判的見解は、日本型企業社会の克服に通ずる重要な指摘だと考える。

最後に、ジェンダーという視点は、社会や家族をリアルに捉え、これからの方針を模索するうえで非常に大きな意味をもつことをあらためて考えさせられた。企業の労働者支配、賃金、労働権、福祉、家族等、本書で扱われていたこれらキーワードが、いずれもジェンダーという視点をくぐらせていくことによって、その構造を明確に浮かび上がらせている。近代は、ジェンダー関係を深く組み込んだ時代であり、とりわけ日本型企業社会はそれを積極的に活用しているからだと思う。基礎研の研究に今後ともジェンダー視点が生かされていくことを期待している。

（木田淳子 大阪教育大学）

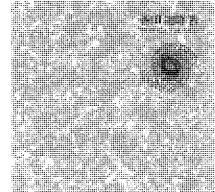
書評

西田達昭著

『日米電話事業におけるユニバーサル・サービス』

法律文化社, 1995年10月。2900円

日米電話事業
における
ユニバーサル・サービス



I. はじめに

筆者の理論的帰結は、日本における「ユニバーサル・サービス」を維持・発展させるために、その「電話先進国であるアメリカ電話事業の長所」(p.171)を日本に摂取することである（以下、ページは例示的に示す）。その論拠は、「公共性をいかに確保していくのか、本来の意味での公的規制をどう保障していくのか」「[日本の] 1985年の制度改革で採用されあまり他の諸国で例をみない『電気通信設備の設置の有無』による区分ではなく、『基本通信サービス』と『高度サービス』との区分による規制方式を採用し、『基本通信サービス』は『公的規制』の下に、『高度サービス』は競争原理にとの政策提言である」(p.16)。

こうした「基本通信サービス」は、「ユニバーサル・サービス」として、全国普遍的に保障すべきという。「ユニバーサル・サービス」とは、「日本全国あまねくどこでも一僻地であろうが離島であろうが一低料金で電話サービスを享受できること」(p.58), 「すべての地域に、低価格で電気通信を用いたコミュニケーションの権利」を保障する(p.133)ことである。

こうした人権思想としての電話サービス論には、これまでわが国ではほとんど顧みられるところのなかった主張であり、ここに筆者の真骨頂が發揮されている。すなわち、電話サービスによる「規制の本来の目的であるべき国民生活の質への影響、つまり、コミュニケーションのためのソーシャル・ミニマムの確保とその水準」を維持し、「国民が生活していく上での必需品は『公的規制』の下において国民に利用の機会を保障しうるネットワークを提供し、低所得者層にもアクセス可能な価格や、補助制度を採用してゆく」こと(p.7), 「この『消費者』の中の「社会的弱者」といわれる階層に視点を据え、その生存権=人権を保障する立場から考察」(p.54)がなされている。

筆者が意欲的に展開するこれらの基本的な論点には、幾多の示唆的内容が盛り込まれており、それについて評者自身肯定的に学ぶべきものが多い。とりわけ、人権思想としての電話サービスの位置づけなど。それらが、積極的に掘り下げられ、説得的に提起されている。ところで、このコメントでは、こうした優れた幾多の着眼点を逐一列挙したり、理論構成それ自体を紹介するなど、通り一遍の批評を行うことはあえてしない、それらをさらに発展深化させるべく、以下、著者のいわばキー概念とも言うべき、「基本通信サービス」、「ユニバーサル・サービス」、「公的規制」を中心に、むしろあえて若干のボレミックなコメントを評者なりに試みてみたいと思う。この点であるいは礼を失しているとの謗りを受けるかと懸念する。ご寛容とご了解をあらかじめお願いしておきたい。

II. 基本通信サービス論

筆者は、アメリカにおける「基本通信サービス」論が、大きなヒントであるという。「この第2次コンピュータ調査〔1976-80年〕で裁定された区分が、『基本通信サービス』(Basic Service)と『高度サービス』(Enhanced Service)であり、前者を規制分野、後者を非規制分野とする」(p.18)。

ところで、この両者を区別するクライテリオンは何か。必ずしも具体的に明確でない。「基本通信サービス」は、一方では、いわゆる付加価値通信の範疇に入るともいう。「第2次裁定の内容は、付加価値通信として提供されるデータ処理サービスは、通信サービスと」とし、「付加価値サービスのうち基本サービスは、電話会社本体で提供できることとし、規制の対象とする、高度サービスおよび機器は非規制とする」(p.18)。他方では、それは電話サービス(=住宅用加入電話サービス)ともいう(p.25)。それに対

して、「高度サービス」(VAN・ISDN等)は自由競争で料金規制を差し控える(p.25)とされている。「電話サービス」とは、どのような基準によって区別され、具体的にどのような内容をいうのか。また、この「基本通信サービス」と「高度サービス」とは、なにによって線引きされるべきか。

III. ユニバーサル・サービス論

「ユニバーサル・サービス」とは、基本電話サービスの地域的・社会的普遍性の外延的拡張のことと示唆している。それは、筆者も述べているように、非常に多岐的に用いられている。アメリカの概念に依拠するというが、実質的には市内電話と等値されているようにも響く。すなわち、「市内電話料金の上昇(アクセスチャージの徴収)によって『ユニバーサル・サービス』が後退するのではないか」「『日本におけるユニバーサル・サービス基金』を創設して、僻地・離島を含む高いコストがかかる地域への電話サービスの引き継ぎ維持のために利用してはどうか……、このことがひいては日本における電話事業の『電気通信を用いたコミュニケーションの権利』を維持しつつ全体的な発展を図る、すなわち日本における電話事業の『ユニバーサル・サービス』になる」(p.115)と提言する。また、こうした観点から、「NTTは『分割』すべきではない」というのが筆者の結論である(p.120)。

IV. 公的規制論

経済的規制からではなく社会的規制の立場を優先すべきというのが、筆者の基本的立論である。「社会的規制を重視する考えによれば、国民が生活していく上での必需品は『公的規制』の下において国民に利用の機会を保障しうるネットワークを提供し、低所得者層にもアクセス可能な価格や、補助制度を採用してゆく」べきである(p.7)。『基本通信サービス』…の分野は上ののような意味での『公的規制』の下におき、かかる社会的規制のルールを認めた上で、参入しうる企業には自由な参入を」、さらに「[高度サービス] = ISDN等の分野は『競争』にまかせてもよい」(同上)とする。

経済的規制の前に社会的規制を、それに「消費者の利益」よりも「社会的弱者」の視点を重ねる。「電話事業における消費者保護といった場合、『競争の導入によって価格が下がる』ということではなく、

経済状態の悪い消費者や障害をもつ消費者等に対しても、その生存権の一部として通話(対話)を保障すること」である。

V. おわりに

社会的弱者云々ということになれば、なおさら、電話サービス(音声通話)のみでなく、多様な付加価値的内容をともなったネットワーク・システムなどを通じた社会的弱者や障害者の支援、医療診断や地域福祉施策を日常的に必要とするような社会的生活水準も、そう遠くない将来に普遍化されなければならないであろう。その場合、「基本通信サービス」は、どのような内容から構成されるべきであろうか。

今や、時代はマルチメディアだといわれている。それとユニバーサル・サービスとの関連性をどう見据えるべきか。「『情報スーパーハイウェイ』構想に基づく日本におけるマルチメディア論も21世紀に向けてスタートを切ったばかりである。このような中で今後とも「『ユニバーサル・サービス』についての議論が積み重ねられていく必要がある」(p.173)。その重要性とは具体的にはどういうことか、さらなる展開が期待される。

「国民が生活していく上での必需品は『公的規制』の下に…、低所得者層にもアクセス可能な価格や、補助制度を」(p.7)という場合、筆者は無意識的に、事実上、公的規制=料金規制に限定していると思われる。しかし、公的規制は、あまりに狭く解されるべきではない。サービス内容、基本的人権の保障、消費者や中小商工業者などの生活や営業権、環境、教育、民主主義、道徳などの国民的生活の全面的な保護や保全、国家主権や民族の独立性など、広範な問題にかかわるべきであり、こうした立場からとりわけ独占資本や世界多国籍企業の反社会的行為や責任問題を看過することは、許されないといえよう。社会的規制論の深化が望まれる。

最後に、電話先進国アメリカとの比較研究の意義は何人も否定すべきではない。その先進性から学ばなければならぬ点は、たくさんある。それを認めたうえで、なお日本のおかれている電気通信の規模や経済社会状況などの相違を考えれば、アメリカ以外の国々、例えば西欧諸国とりわけイギリス等との比較考察も、これに続くべき研究課題のひとつといえようか。

(佐中忠司 所員 広島大学)

書評

溝端佐登史著

『ロシア経済・経営システム研究 —ソ連邦・ロシア企業・産業分析—』

法律文化社、1996年2月。税込3399円



I. 本書の特長

本書は、社会主义のソ連邦から体制転換期のロシアにおける経済・経営システムを、企業論、産業論のフィールドから多角的に実証分析をした注目すべき著作である。15年間にわたる著者の研究生活の中間総括に位置する本書は、400ページを超える大著となって我々読者の前に現われた。本書を一読してまず読者の印象に刻まれるのは、著者の研究スタイルであろう。つまり、理論問題（たとえば「本来の社会主义とは何か」とか「社会主义の現実可能性」などといった抽象的な理論モデルの探求および提示）には徹底的かつ意識的に禁欲し、旧ソ連邦の社会主义経済システムと移行期ロシアの経済システムを実証的に素描することで、第1次的接近をおこなっている点である。本書のメリットは、この著者の一貫した研究スタイルにあるといえよう。

II. 本書の構成

本書は、本論全V部19章から構成されている。これだけの大著の内容紹介を簡潔におこなうのは至難の業である。ここでは、本書の骨子をできるかぎりコンパクトに要約し、読者に提供していこう。

第I部「経済システムの様式」では、本書の支柱をなす大概念（「社会主义システム」と「計画経済システム」）の定義がなされる。1章「社会主义システムの形成」では「企業レベルからのソ連社会主义システムの解剖によりその実像を明らかにする」ために、次のようにソ連社会主义システムを定義している。つまり、「市場・私的所有・資本・賃労働関係に立脚する資本主義経済と区別して、歴史的条件下で形成された社会主义システム」を「一党独裁、国有下で工業化を指向する中央集権的計画経済」として定義している。さらに、企業、産業レベルからの分析の概念的準備作業として、2章「計画経済のメカ

ニズム」では「計画経済システム」を情報処理能力、所有制、計画外経済、コメコン分業の視角から定義している。

第II部「計画経済の企業構造と行動」では、まず1章「企業規模から企業行動へ」において、なによりも旧ソ連邦の工業企業の特徴は「巨大独占企業体制」にある点が確認される。だが、著者は企業規模分析を重視するのではなく、集権制システムにおける社会主义企業の機能と行動に焦点を絞り、国家－部門省庁－企業間の多様な利害関係に注目する。この分析視角を設定することによって、著者は「集権的多元主義」システムにおける企業のしたたかな行動の諸特徴を叙述し、中央計画局と伝動ベルトで連結され忠実に上からの任務を遂行するという従来の通俗的な社会主义企業イメージを払拭することに成功している。2章「万能型企業と生産の社会化水準」では、社会主义企業を「万能型企業」として企業形態論レベルで把握する。「万能型企業」は「社会的分業を企業内分業のなかに取り込み、いわば下請け企業や関連企業を内部組織化した企業形態」と定義される。「万能型企業」の形成と発展を叙述し、技術発展の観点から生産の社会化、専門化、集中化・分散化との関係を論じている。3章「計画経済における中小企業の機能とその展開」では著者は、旧ソ連経済におけるギガントマニア（「巨大企業主義」）傾向のなかで等閑視されてきた中小企業（工業企業に限定）の機能と役割に光をあてる。生産の社会化の進展につれて中小企業は「万能型企業」を補完する役割になったのではないかという論点や国民経済管理の再編過程のなかでその効率化の重要な契機として中小企業が位置づけられたのではないかという論点などが検討される。4章「部門別管理のメカニズム」では、部門別管理・所轄の視点から旧ソ連邦の部門省庁と企業の関係に光があたられ、「所轄外企業」の

存在が指摘される。そのうえで、工業部門省の構成と特徴、その再編過程が部門省庁と企業の利害関係に注目する視点から描かれる。5章「ソ連経済の意思決定モデル」では、計画経済下の社会主义企業は党・国家と一枚岩的な意思決定メカニズムを共有していたのではなく、企業独自の利害関係に基づく行動様式をとっていたことが指摘され、最後に資本主義企業の意思決定モデル（青木昌彦）と対比させながら社会主义企業の意思決定モデルが提示される。第Ⅲ部「計画経済の産業構造」では、1970年代の欧米の研究者の研究成果を十分視野に入れつつ、旧ソ連経済の産業技術水準の実証研究が展開される。

第Ⅲ部の特徴は、「一国国民経済に於ける工作機械工業の発展は当該国民経済の世界に於ける経済的地位を決定するバロメーター」という戦前の日本資本主義分析の先達である山田盛太郎や豊崎稔の問題意識を、旧ソ連邦における産業構造の実証分析に昇華させているところにある。第Ⅲ部では、1章「ソ連邦における工作機械工業の確立過程」、2章「戦前ソ連邦の工作機械工業の発展過程」をとおして工業化の史的分析がなされ、旧ソ連経済における工業化政策の2つの特殊性（「生産－消費の特殊性」と「企業組織の特殊編成」）が3章「ソ連邦工作機械の技術水準と生産構成」、4章「工作機械の生産体制と消費体制」で明らかにされる。著者は次のような分析結果を主張する。つまり、旧ソ連経済の量的な工業化政策は低効率かつ浪費的であったがゆえに成功したが、イノベーションが資本主義諸国のように効率的に起こらなかつたのは生産と消費を結びつける制度が欠如していたためであり、それを補完する目的で「柔構造をもつた万能型企業」が編成された、ということである。

本書をあえて内容（計画経済分析から移行経済分析へ）と分析時期（ゴルバチョフ以前と以後）で大きく二分するならば、第Ⅳ部「経済改革と企業構造」からは後者（ゴルバチョフ以後の移行経済分析）の部となろう。著者は、1章「経済改革の流れと背景」の検討のあと、2章「ペレストロイカにおける経済改革」でゴルバチョフ政権下の「経済メカニズムの改善プログラム」（ペレストロイカの第1段階）を概括し、3章「国有企業法による企業改革」で国有企業改革の特徴を①企業規定、②企業計画、③企業財務、④企業管理、⑤企業経営の5分野から考察する。企業管理の分権化が進行する一方で、計画化のペレ

ストロイカも同時に模索されたことが指摘される。4章「脱国有化の企業改革－国有企業法の溶解過程－」では、ペレストロイカの第2段階における企業形態の変化と初期民営化プロセス（国有企業から株式会社への転換）がいくつかの具体的事例とともに詳細に論じられる。

現在のロシアでは、紆余曲折を経ながらも、本格的な市場経済化が進行中である。その「序曲」ともいべき位置にあったのは、今日的視点からみれば当然のことであるが、ペレストロイカという社会主義システムの溶解過程であった。1991年12月のソ連邦崩壊の結果、その主たる後継国家となったロシアでは、1992年1月の「ショック・セラピー」の実施、さらに同年10月「バウチャー民営化」の開始により本格的な体制転換過程に入った。

第V部「体制転換ロシアの構図」1章「体制転換ロシアの経済政策」において著者は、ロシアの主要な経済学者たちによる2つの市場経済化アプローチ（急進主義か漸進主義か）を手際よく論点整理し、その处方箋と体制転換コストの大きさとの付き合わせをおこなっている。著者の主張は、ロシアの資本主義化は旧体制からの「負の遺産」を背負いながらも同時にその慣性、摩擦、そしてさまざまな政治的影響力を受けて形成される、という点である。2章「民営化政策の構図と企業経営」では、①ロシアにおける民営化政策の意味（非常に政治的性格を帯びていたこと）、②その具体的な制度や方法とロシア的特性（労働集団などによる内部申込みとバウチャー方式）、③民営化の政争と論争、④民営化のケース・スタディー、⑤民営化の結果と体制転換との関連性などを主に論じている。所有転換視点よりも経営転換視点にウェイトをおきながら分析している点に著者のオリジナリティーがある。3章「体制転換と企業経営－金融資本・企業集団の形成」で著者は、企業集団の形成という研究課題に取り組んでいる。ロシアにおける「金融・産業グループ」形成は、当初危機打開策として構想されたものである。かつて旧国有企業であった独占企業と形成され始めたばかりの金融資本（銀行、証券会社、保険会社など）とが結合することで、いくつかの具体的な投資主体としての企業集団が形成されている。今後のロシアの市場経済化の方向性を考えるうえで、この新しい企業集団の行動と構造の分析が緊要である、と主張することに異論を唱える者は少ないであろう。

第V部の終章、本書のエンディングでもある4章「企業行動の転換と経済主体」では、再び「変わるロシア、変わらぬロシア」という著者独自の複眼的な現代ロシア観が展開される。つまり、一方では企業行動は資源制約型から需要制約型へと変化し、伝統的なソフトな予算制約はハード化し、さらに在庫による市場調整が実施された。移行期のロシア企業は市場経済に適合的な行動をとるよう変化した。しかしながら他方では、未払い危機の発生・継続にみられるように、弛緩した市場経済のルールは今なお放置されたままである。また、企業への直接的な補助金支出はなくなったものの、国家・官僚的調整は部分的には市場的調整を補完するものとして残存している。これらは企業行動における「変わらぬロシア」の側面である。ロシアにおいて誰が経営者になり、誰が労働者になるのかという「階級形成闘争」の視点から民営化を考察している点も非常に興味深い論点である。最後に著者は、失業という市場経済化にともなうコストをいったい誰が負担するのかという論点を提示し、次のように結論づける。つまり、現在のロシアでも国家・企業・労働者のあいだで温情主義的なメカニズムが相変わらず機能しており、その経済システムは集団主義的に動搖しながらも市場経済を指向していくであろう、と結論づけられる。

III. 本書のメリットと今後の課題

本書の「はしがき」によれば、①「経済システムの慣性と摩擦の側面」、②「資本主義経済システムとの比較研究の側面」、③「世界経済研究の側面」、④「ソ連邦・ロシア世界の研究の側面」という4つの断面がまず目的意識的に著者の視野におさめられたうえで、個別課題の分析、叙述が進められている。本書は豊富な分析内容と大きな分析枠組みを備えた好著に仕上がっている点で高く評価されるものである。

だが、本書は従来の研究パラダイムを超えた大著であるがゆえに、次のような問題点をもっている。ここでは紙幅の関係もあるので、2つの疑問点を指摘しておきたい。

第1に、構成上の問題点である。本書の前半部分(第Ⅲ部まで)は、計画経済下の企業論と産業論をめぐる実証研究である。がしかし、本書の後半部分になると、移行経済下における経済改革論、経済政策論、体制転換論が中心テーマになっている。本書を

ソ連邦・ロシアの企業、産業に関する実証分析として考えている読み手にとってはやや違和感が残るのではないか。もちろん、第V部3章において「企業集団」や「金融・産業グループ」の分析がおこなわれているが、このテーマは今後のロシアの銀行制度・金融システムとコーポレート・ガバナンスの問題や新しい産業政策を模索するうえで緊要性をもつ課題である。ないものねだり的要望で申し訳ないが、この部分を軸に後半が構成成されていれば、本書の安定性が一層増したのではないか。

第2に、分析ツールと叙述上の問題点である。たとえば第Ⅱ部の企業組織論に限定して疑問点を提出することにしよう。ここでは、社会主義企業を分析するために、ロナルド・コース、オリバー・ウイリアムソン、青木昌彦らの企業の存在理由、企業と市場の関係、企業間関係、取引コスト、組織内部での階層的な意志決定構造をめぐる分析ツールが間接的に援用されている。今から10数年前の、比較制度分析アプローチがまだ経済学のなかで市民権を得るまえに、しかも社会主義企業研究のフィールドで、著者がこのアプローチに注目していたことは評価に値する。第Ⅱ部における研究のように2つの経済体制が並存した時代には、叙述言語や分析ツールは旧来のもので許容されてきた。しかし、ゲームの理論をベースに発展してきた比較制度分析アプローチがロシア経済・経営研究の領域まで波を押し寄せてきている今日、ロシア経済研究に携わるものは経済分析のために、彼らと共に分析ツールで対話を進めていく必要に迫られているのではないか?要するに、同じ土俵で勝負することが要求されているように思う。

今後、インターネットが発展し資料入手の平等性が万人に確保され、「情報格差」利用のメリットが喪失した場合や自動翻訳機の登場によって「ロシア語」という参入障壁が崩れた場合、ロシア経済研究に携わるものはどこまでその専門性を保持できるのか?エリア・スタディーに特化するのか、それとも経済分析のための共通の分析ツールや言語で同じ土俵のうえにあがる覚悟をするのか、我々は大きな岐路に立っている。著者とともにロシア経済研究の新しい時代に立ち向かっていくことを決意し、筆を置くことにしたい。

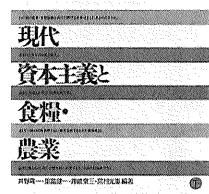
(小西豊 所員 関西大学大学院)

書評

井野隆一・重富健一・暉峻衆三・宮村光重編著

『現代資本主義と食糧・農業』上・下

大月書店、1995年9月。上・下各税込3600円



1995年は日本農業の戦後史を画する年になるであろう。第1に、ガット・ウルグアイラウンド合意にもとづく米のミニマムアクセス輸入が始まった年であり、第2に食糧管理法に代わって新食糧法が施行されたからである。円高のもとでの農産物輸入の急増、生産者価格の落ち込み、農業従事者の減少と高齢化、そして都市近郊と中山間地域でとくに顕著な農地転用と荒廃化など、日本の農業と食糧供給を取り巻く状況は一段と悪化しつつある。一方、世界の食糧需給に目を転じれば、アジアの急速な工業化と食糧消費構造の転換が進行する中で21世紀初頭の穀物需給は厳しくなることが予測されている。

こうした情勢の中で刊行された本書は、1971年に『国家独占資本主義と農業』上・下巻を刊行して、高度成長期の日本農業の変貌を欧米農業と対比しつつ総括的に分析した編者たちが、80年代後半以降の農業と食糧をめぐる情勢変化を全面的に分析した共同研究の成果であり、第一線の農業経済研究者14人の手による集団的労作である。

本書の課題は「日本の農業・食糧・環境問題の現局面の性格と特徴を、(1)国際的連関のもとでの、日本の現代資本主義（国家独占資本主義）の蓄積・再生産構造と関連させつつ、(2)日本が所属し、かつ、幾多の点で問題を共有もする欧米先進国の農業・食糧・環境問題と関連させ、対比しつつ、(3)巨大化した日本資本主義がその蓄積構造においてとりこんでいき、日本の農林業にも大きな影響を及ぼしている『第三世界』、とりわけ東南アジアの経済と農業・食糧・環境問題と関連させつつ、解明すること」であり、それは現局面の日本農業の危機の緩和と克服のための基準と方策をも提示する」であろうと述べられている（上：2-3）。

本書の章別編成は次のとおりである。

1. 現代資本主義と農業・食糧問題

2. 世界経済と農業・食糧・環境問題
3. 現代資本主義と日本農業の構造変化
4. 地域支配と環境問題（以上、上巻）
5. 日本農業の構造問題（以下、下巻）
6. 農業・農村の市場問題
7. 政治革新と農業再建の統一的主体の形成

本書は上下巻合わせて600ページを超える大著であり、その全体像を限られたスペースで紹介することは困難であるが、評者の印象に残った論点を列記すれば次のようになろう。

①現代の世界経済を主導しているのは情報通信革命の成果を取り込んでグローバルな事業展開を行っている多国籍企業の一群であり、多国籍アグリビジネスの国境を越えた展開を抜きにして農業問題・食糧問題を議論できなくなっている。ガット・ウルグアイラウンドの合意を後押ししたのはこれらの多国籍企業であり、食糧の安全性や環境問題をめぐってひと握りの多国籍企業と国民的・人類的利益との対立・矛盾が鮮明になっている（第1章、上：19-20、46-50）。

②世界的にも異例な食糧自給率の急速な低下、いちじるしい労働力劣弱化のもとでの生産荒廃の進行、地域社会の崩壊、環境破壊の広がりのなかで日本農業は存亡の危機にある。農民層の上向展開がますますきびしくなり、これまでの農民層の一部上向・多数の兼業化・滞留という両極的な分解を、農業の全面崩壊が圧倒はじめている。これは単なる外圧によるだけではなく、独占の蓄積メカニズムとその再構築に農業がますます深く包摂された結果である（第3章、上：242-6）。

③日本農業の縮小再編過程に大きく制約されながらも、新しいタイプの農業者が生まれつつある。中小家畜と施設農業では資本の生産力に主導された企業的会社経営と近代的農民経営が並立する段階に入

っており、耕種部門では流動化する農地を兼併して上向する大規模借地経営が形成されつつある。農業経営と家族関係の近代化は一つの歴史的必然性をもつが、農業の総体的な荒廃化を促進する社会状況の変革を提起しない政策のもとでは日本農業の縮小再編に帰結するだけである（第5章、下：118－20）。

④国の農政が国独資としての体制維持・危機緩和の側面を後退させ、保守的基盤保持の役割を残しながらも、独占の強蓄積の条件確保の機能を前面に押し出している。農政の根本的な転換のためには、生産の現場での変革主体の形成が必要であり、生産農民自身の地域に根ざした自主的・自覚的・民主的な運動と組織の前進が求められるとともに、農業・食糧・環境問題に対する国民的な合意を広げていくことがますます重要になる（第3章、上：247－8）。

⑤前著ではアメリカとヨーロッパ中心であった世界の農業問題の章に、東南アジアの経済発展と農業・食糧・環境問題－タイの事例を中心に－（第2章4節）が新たに加わるとともに、地域支配と環境問題（第4章）、農業・農村の市場問題（第6章）など前著では独立した章を構成していなかった分野にも本格的な分析が加えられていることは、この間の農業・食糧問題研究の進展と対象領域の広がりを反映している。

以上のように、本書は農業・食糧問題を研究し日本農業の危機克服の方向を探ろうとするさいの共通の出発点であり、今日の農業・食糧問題研究のひとつの到達点を示したものであると言えよう。とはいえる、評者としてはさらに議論を深めるべき論点をいくつか指摘しないわけにはいかない。

第1に、本書第1章で強調されている多国籍企業に主導された世界経済という構造変化と、前著の表題にもなっていた国家独占資本主義との関係をどう把握するかが必ずしも明確になっていないように思われる。言い換えれば、多国籍アグリビジネスのグローバルな事業展開やそれを背景にしたガット・ウルグアイラウンド合意と、各国の農政との関係がどうなっているかということが具体的に分析される必要がある。アメリカやタイについてはこの点を強く意識した分析が行われているが、肝心の日本に関する章でこうした視点が希薄であり、依然として国独資論の視点だけで議論されているように感じられるのはなぜだろうか。

第2に、以上と関連するが、日本のアグリビジネスの急速な膨張・構造変化・海外展開とそれが日本の農業・食糧に及ぼしている影響についての分析が非常に弱いことである。農民層分解と大規模経営を取り扱った第5章2・3節で、契約農業やインテグレーション（垂直的統合）への言及がまったくないのは残念なことである。また、食品産業の章が収録されなかったことと関連しているのであろうが、第6章3節の食糧消費と食生活の分析においても食品加工・流通・外食分野のアグリビジネスとの関連が十分に掘り下げられていない。

第3に、今後の日本農業の担い手に対する評価が執筆者の間で微妙に食い違っているように思われる。たとえば、第5章3節では家業としてでなく個人の職業として農業を選択する青年農業者の形成と、生活と生産の場の分離を求める女性の意識変化を強調しつつ、彼（彼女）らが選択する経営形態は「これまでのような家族小農経営とそれを補完する地域営農集団の組織化とともに、一戸一法人、協同組合的農事組合法人、会社法人等、多様なものとなるであろう」（下：119－20）と述べている。ところが、すぐあと第5章4節では他の農業経営形態に対する農民家族経営の重要性が強調されている。これは「新政策」が打ち出した「個別経営体」「組織経営体」の評価に関わる重要な論点であるだけに、さらにつめた議論を望むのは評者だけではあるまい。

第4に、日本の農業と食糧の危機克服が国政の転換にかかっていることは当然であるが、そのさい地域における農業者と住民の自治的・組織的力量の評価が不可欠の要素であろう。この点で第5章1節「土地問題と農地制度」において、農地の管理と有効利用の方策を探り出すうえで、農民と農山村住民の自治的力量がカギを握っているとの指摘は現場の実態をふまえた重みをもっている（下：8440）。多国籍アグリビジネスのグローバルな組織性に対抗する力を結集して農政の転換を迫るには、協同組合、生産組織、産直組織や農業委員会、さらには普及事業や試験研究機関の再編統合問題を含めた農業・食糧関連組織やネットワークに関する理論的・実証的な検討が不可欠であり、現状分析と農政転換を媒介する自治論・組織論について独自の章を起こしての分析が必要だったのではなかろうか。

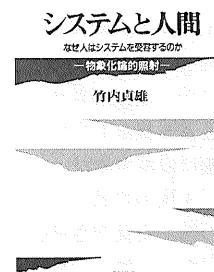
（松原 豊彦 所友 立命館大学）

書評

竹内貞雄著

『システムと人間 一なぜ人はシステムを受容するか 物象化論的照射』

こうち書房、1995年1月。税込3000円



I. 竹内貞雄氏のプロフィール

本書の成立ちを考えるうえでも、本書の意義を考えるうえでも、工学研究から一転して社会科学研究へと向かわれた竹内貞雄氏の経歴の一部を紹介することは無駄ではあるまい。

本書の著者、竹内氏は、もともとは工学畠の研究者であり、レーザーの研究により工学博士の学位を取得された工学研究者である。工学界の研究教育の担い手として将来を嘱望される存在であった氏が、なぜ、社会科学の研究者として一から再出発をする決意をされたのか。なにをして氏に、そのような決意をなさしめたのか。

氏は、北海道北部の工業都市において工学の研究教育のかたわら、地域の労働者の資本論学習の援助をされてきた。氏の真摯な人柄は、このような労働者との学習の場を通して、今日の労働者がおかれている状況をどう掴むか、労働者の態度の在り様はどうあるべきかを考えさせるものであったと想像される。人と人との関係がモノやカネの関係として立ち現れる状況を分析し、本来の人間関係と人間性の復権を計る方法として、氏が出会われた方法こそ事態の物象化論的把握方法であるとともに、歴史認識の重要性であったと考えられるのである。そしてまさにこの点において氏は、モノを対象とする工学の世界に欠けがちなものの、「人間」という課題を発見されたのではないだろうか。管理論という視座から、このことを真正面に見据えて書かれたのが本書である。

工学的思考において支配的な思考形態としてのシステム思考の特徴は、無矛盾の世界をいかに構築するかである。無矛盾こそ工学的理想とする傾向は、完全な技術などありえないという認識を忘れさせ、矛盾にみちた現実を隠ぺいすると同時に、矛盾にみ

ちた存在である人間の問題をも無矛盾のものとして処理しようとする。このような思考においては、矛盾を無矛盾として受け入れさせられる圧権のもとにあらん問題は無視されてしまう。ここにメスをいれようとしたのが本書『システムと人間』であるといえよう。

II. 本書の概要

竹内貞雄氏の著書『システムと人間』の目次構成は次の通りである。

第1部 疎外としてのシステムの基礎論

第1章 人間の本質と疎外

第2章 共同本質からシステム受容へ

第2部 現代システムの物象化論

第3章 システム理論における人間把握の問題性

第4章 現代のシステム化と人間の意識の物象化

第5章 システムの無矛盾構造とその限界

第3部 現代産業の情報化と人間の諸問題

第6章 現代資本の性格と情報の経済学的意味

第7章 現代産業の情報化と人間の意識構造の変容

第8章 マルクス労働過程論の性格と現代システム論

第4部 情報化組織の物象化論

第9章 自己組織化論の管理論的位相

第10章 現代経営組織の情報化と管理構造の変容

第1部では現代システムと人間の本質把握のための方法論的基礎が、類的本質と労働の疎外を通して語られ（第1章）、協働と管理の関係を現代システムの成立と人間の管理受容という観点から考察される（第2章）。第2部では、システム論の方法論構造が分析対象とされる。そのうえでシステム論における人間把握の問題性が指摘され、システム理論の疎外

的性格が明らかにされる（第3章）。そのうえで現実の経済システムの基礎にある交換システムを念頭において物象化がシステムの存立性との関連において問われる（第4章）。近代合理主義の産物としてのシステム（思考）の問題が、システム構造、情報組織化機能、において論ぜられたのち、合理化原理とシステムの限界という局面から捉えかえされ、現代人の思考様式と技術主義批判が展開される（第5章）。第3部は、資本流通論視角により、とりわけ、資本の回転と流通時間を媒介として情報化の持つ意味をとらえ、経済過程におけるシステム化の問題がとらえられる（第6章）。ついで、工業生産における機械体系においてシステムと物象化がとらえられる（第7章）。経済サイバネツクス論とマルクス労働過程論の吟味をとおしての現代システム論の批判的検討（第8章）。第4部では、著者の専門領域である管理論が、経営組織を分析対象として語られる。バーナード、サイモンの理論を通して自己組織化論の管理論的性格を明らかにしたうえで（第9章）、コンピュータ・ネットワーク組織を中心とする経営情報についての批判的検討がなされ、情報管理における意識の物象化という事態が明かにされる（第10章）。

III. 歴史認識と物象化論的方法

現代はシステムの時代である。システムに依存せずして、労働生活も消費生活も成り立たない時代である。システムやシステム化を論じた研究文献は、これまでにも数多く出されてきている。それらの文献の多くと本書『システムと人間』はどこが異なるのか。多くのシステム論はシステムを与えられたもの、あるいは与えるものとして、システムをどのように作りだすか、どのようなシステムが良いか、システムを使うあるいは使わせる立場から、システムの構造を記述し解説するという性格を持ったものである。道具としてのシステム論といつても良い。このことを氏は、「『システム化』は、…（中略）…生産様式の外的枠組みとして把握することに主たる重点があったように思われる」（22ページ）と述べる。

ところが、いうまでもなくシステムは人間が意識的に生みだしたものである（自然のシステムといった語の用い方は、人間が意識的に生みだしたとはいえないシステムの存在を考えさせる。しかし、自然をシステムとしてとらえること自体すでに人間意識

の反映である。自然のシステムという場合にも、広い意味で、自然／人間システムともいえる存在を前提しているのである）。システムは、与えられたもの与えるものである以前に、内発的に人間が創りだしたものである。ここで内発的とは、鳥が卵を産むような自然な姿をいうのではない。食用に毎日卵が欲しいという人間の欲望という契機が、毎日卵を産む鳥である鶏を創り出すような過程的姿である。「しかし、実際にはシステム化は、そのなかでの人間労働の本質、それゆえに人間の本質の発現性に深く関わるものであると考えられる」（22ページ）というシステムのとらえ方である。毎日卵を産む鶏はすでに人間の歴史性を刻みつけられた存在であるが、その鶏を飼育する農民（労働者）もまた歴史性のなかに存在している。自給自足を目的として鶏が飼育されている場合には、卵は農民の食料となる。しかし、換金商品として卵が生産される場合には、農民の口に必ず卵が入るという確実な保証はどこにもないということは歴史が証明している。卵を生産するというシステムは、歴史的な規定を受けざるを得ない。歴史的発展過程におけるシステム化は、自給自足型経済の破壊であり、分業化と支配被支配関係の形成過程でもあった。

現在、我々が存在している世界は、資本制という歴史的システムのなかにある。資本制というシステムのなかでは、毎日卵が食べたいという鶏を生み出した内発的契機の発展（今日では安全でおいしい卵を食べたいという欲求を満たそうとする契機への発展）は、実現を阻まれ（資本による疎外）、毎日卵を大量に生産するというシステムだけが、人間の要求を離れたところから一人歩きをしている。今日的な人間存在の困難の一つがここにあるとすれば、社会科学は真正面からこの問題解明と解決に立ち向かう責務をもっている。本書『システムと人間』は、「疎外論・物象化論的な視角と分析内容をマルクスから批判的に摂取し、また弁証法的方法ならびに現象学的方法をマルクスならびにヘーゲルから学びつつ、ルカーチ、マルクーゼ、バーナード、サイモンなどの論説を解題しながら、今日深まり行くシステムと管理における物象化の諸相を解明」（5ページ）しようとしたものであり、このような社会科学的課題認識にたいする方法論的問題提起の書であるといえよう。

IV. 批判理論の書『システムと人間』

本書において、読者からの評価の最も分かれるであろう箇所の1つは、第5章「システムの無矛盾構造とその限界」であろう。システムをなによりも道具とのみ考える立場からは、第5章の問題設定そのものが理解されないとすることもありうる。第5章は、第2部までのシステムと物象化に対する基礎的考察を、近代合理主義批判という観点から収斂させつつ、第3部「現代産業の情報化と人間の諸問題」第4部「情報化組織の物象化論」を考え展開する結節点の位置にあり、近代合理主義批判理解のあり方いかんによっては、本書の価値が理解されないといえる位置を占めている。逆に言えば、著者の意図する所を理解させる説得力が試されている章でもある。

著者は、「合理主義」と近代科学の思想的基礎である「近代合理主義」を区別する。「合理主義は、理性と悟性の尊重、ならびに人間の行動と社会の組織における論理と計画の重視という態度の内にある」(120ページ)ものであり、人間が歴史的に獲得してきた一般理念であるとする。これに対し、近代合理主義の骨格理念（観念）として、宇宙觀としての「均質性」（無限性を前提とする均質性理解）と人間関係感としての「平等性」（普遍的形式的平等性理解）を指摘し、そのような理念（観念）の現象形態として、「合理化」「数量的関係の尊重」「科学や社会組織における『数量と尺度』による論理の徹底」が一般化していると指摘する(120ページ)。

著者はここで近代合理主義を批判されるべき対象としてあげ、近代合理主義のシステム諸科学やシステム思考への影響の検討に移るのであるが、近代合理主義がなぜ批判の対象になるのかが読者からは分かりにくいのではないかと思われる。重要な点だけに、いま少し丁寧な説明が欲しいと思われる。

システム（理論）が、なぜ無矛盾構造を持つか、システム（理論）はなぜ矛盾を見ないのかについて、著者は、素材的把握なき関係性のみのシステム理論特有の「実体」把握と、システムの境界決定や要素選択の恣意性にこそその原因があると指摘する。そこではシステムにかけられた意図は隠れられ、システム集合は数学的自己矛盾を回避して設計される。

システム自身は無矛盾構造として設計されるわけである。システム論のこのような性格は「現実との対応関係において不可避的な理論的限界に直面せざるをえない」(126ページ)のである。「システム理論は、『任意性・恣意性』を含みつつ、求められるものは、『普遍的解』であるがために、反対に、この任意性によって解の普遍性への疑惑がつきまとわざるを得ない」(126-27ページ)。今日のシステム論のこのような「任意性」の内在化は、資本の論理の内在化でもあり、システム論は社会的歴史的役割を担っているのである。部分的な対象のとり方と、均質性や平等性を基礎とした数量的関係把握は、全体を見た時に判明している矛盾や、不均一性、不平等性を覆い隠している。

著者のいう近代合理主義は、論理実証主義に代表される伝統理論も依存するものであるが、ここに展開されたシステム論批判は、ホルクハイマーによる伝統理論批判にも連なるものと考えられる。もっともこのように批判は、伝統理論を頭から否定しようという理論ではなく、伝統理論を活用しつつ伝統理論に欠けているものを指摘し批判するものである。批判されるべきは歴史認識の欠除や、全体性認識の欠除、有限性の認識などである。

本書は、基礎的な論理展開のうえに具体的分析が展開されるというオーソドックスな構成になっているが、読者は、第6章以降を先に読み進んだ方が分かりやすいであろう。これは著者がより平易な一般向けテキストを書かれる予定があれば考慮されたい点でもある。

本書を読み終えると、人間存在の歴史性や全体性と有限性を考えるとき本書を貫く批判的態度と方法は、人間存在の発達保障を獲得する戦いに通じていてそれを発見する。本書の内容は、一見、客観的で公正な数量的把握の裏に隠された資本の主觀に基づく意志の存在の発見と、システム論的無矛盾構造によるシステム受容の強制の展開を暴き、技術的合理性と人間疎外・人間喪失の問題解明に迫った貴重な労作である。本書の叙述は難解であるが、それは竹内氏が人生の大転換を懸けて挑戦された課題の困難さを表現しているともいえよう。より多くの方々が本書に挑戦されることを願う次第である。

(山西万三 所員

大阪経済大学非常勤講師・金融機関勤務)

書評

坂本修・坂本福子著

『格闘としての裁判』

大月書店、1996年。税込2800円



はじめに

オウム真理教のサリン事件以来、とりわけ弁護士がテレビなどをはじめマスコミに「素顔」で登場することが増え、弁護士に対する肯定的、あるいは否定的なコメントが国民の間で語られることが多い。現在、弁護士人口は全国的に約1万5千人といわれている。坂本修弁護士は東京在住の弁護士で自由法曹団常任幹事。同弁護士の活躍する舞台を反映した著書に『現代の思想弾圧』『労働裁判』『小選挙区制のすべて』などがある。坂本福子弁護士は坂本修弁護士の配偶者で同じく東京在住、自由法曹団常任幹事。『女性の権利』『男女平等と母性保護』などの著書がある。

本書は「民衆のための弁護士」として自他ともに認めている著者らによって書かれたものである。「民衆のための弁護士」(知識人)とはいかなるものであるか。そのすぐれた特徴が本書には満載されている。同じ知識人として民衆のための経済学を研鑽している基礎経済科学研究所に結集する人々、および『経済科学通信』の読者に考えさせられるべき諸内容が本書にはあると考え、書評とする。

I. 民衆のための弁護士とは 権利闘争の力になる理論とは

総評から始める。本書に貫かれている特徴をいくつかあげてみたい。

私がまず第1にあげたいのは、民衆のための弁護士(知識人)とは何か。弁護士の仕事をどう考え、どの人たちと手をつなぎ、どう生きてきて、どう生きていくのか。この点をあますところなく追求して論述していることである。

著者らはこの命題を考える場合、エンゲルス(知

識人)が当時の労働者階級に対した態度・思想を指針とする。著者らはエンゲルスの著書『イギリスにおける労働者階級』のなかの「イギリスの労働者階級に寄せる」の核心部分から深く学んでいることを披瀝している。労働者階級の中に入つて、「日常生活を観察」「生活条件や苦悩」について労働者と語り、それを誇りとしたエンゲルスについて、「何度もこの本を読み返して、そのたびに心をうたれる」として、自らの心の内を開陳している。その上で、今日「私たちは、質量ともに力を強めた『尊敬に値する』わが国の労働者の『力』に」満幅の信頼を寄せ、すべての国民が人間らしく、自由に平等に生きる日本をめざして、「現場」を歩み続けたいと、民衆のための弁護士像について方向づけをしている。

本書の特徴の2つ目は、自らの仕事の配意の範囲を単に裁判所や法律、弁護士分野の専門的領域だけにとどめることなく、社会的、政治的、階級的視野から自らの仕事を考えており、この立場から裁判所闘争を論考していることである。

そして著者らの困難をこえて前進するためのカギの1つとして、「知」を力としてあげ、「力になる知」とは何か、と問いかける。そして、労働者階級の裁判所闘争に確信を持って取り組むことを可能にする理論・思想は、「世に科学的社会主义といわれるものがそうだと私たちは思っている」と高らかに確信をもって宣言している。

第3の特徴として、自らがかかるてきた裁判闘争の課題や教訓を明らかにするとともに、先輩や他の若い民衆のために闘っている弁護士の裁判闘争からも学び、裁判闘争の理論を構築していることである。例えば、松川事件などの大衆的裁判闘争の教訓などを含め、裁判闘争についての理論化を行っている。それのみならず、正義の裁判闘争の「心」、「格闘」としての裁判や弁護活動の技術、経験、ノウハウ

ウをも網羅し、民衆のための裁判闘争の理論のひとつ「集成」「百科全書」的著作ともいえるものとなっている。

II. 大衆的裁判闘争とは

特徴の最後に、私が取りあげたいことは、今日、弁護士や裁判闘争の分野で論議されている論争点について注目し、それらについて著者らの率直な見解を提示していることである。例えば、大衆的裁判闘争とは何か。裁判闘争のすべてが大衆的裁判闘争でなければならないか。著者らはこの設問に対して、「主戦場は法廷の外」といわれる松川裁判などの大衆的裁判闘争の「原点」を評価するとともに、他方、すべての裁判が大衆的裁判闘争を必要とすると考えず、もっと「気軽」に提訴し、解決できる事件はその条件を生かして短時間に解決をめざした方がよいのは当然であるとの意見を示す。かつ、「おおくの労働裁判闘争は、好むと好まざるとにかくわらず腰をすえて大衆的裁判闘争を戦う以外に勝利の道はなく、大衆的裁判闘争の創意的発展を大いに期待している」としている。

また、勝てない裁判を裁判所に提訴するか。この問い合わせに著者らは法律解釈では裁判が難しいとき、困難にしりごみせず、「労働者が人間らしく生きるために必要な諸要求は、大胆に提訴し」「裁判闘争のつみかさね」で「権利の拡大につづ」けていくことが肝要だとしている。

III. 法廷は真実と虚偽の「格闘場」とは

最後に各章のなかから、第1章「真実と虚偽の“格闘”——嘘をつく者、許す者」を私はとりあげておきたい。著者らはこの章から本書のネームを選びとつており、「序巻の章」といえるものである。

法廷は真実と虚偽の「格闘場」であり、会社は「嘘を必要」とし、裁判官の変化を勝ちとるための民

衆の弁護士としての「格闘」を力強く訴えている。「法廷は、不正を免れようとする企業の虚偽の主張・立証と、裁判官を説得して正義の判決をえようとする労働者側の真実の主張・立証との“格闘場”である」。「憲法と民主主義をかけ真実の力で“闇”を切りさき、正義の判決を勝ち取るための“格闘”は、裁判官のさまざまな偏見をうちやぶり、裁判官の良心をゆり動かして、勝利を可能にする」。

以上、このように民衆の弁護士として、「格闘」としての裁判」の本質をするべく詳論している。大変おもしろい。

IV. 歴史的裁判勝利に寄与する弁護士ら

最近、いくつかの歴史的な意味をもつ裁判闘争が勝利をした。職場に「自由と民主主義」を勝ちとった東京電力の裁判闘争で勝利的和解、「職場における自由な人間関係を形成する自由」の最高裁判決を勝ちとった関西電力の裁判闘争、H.I.V訴訟にみられる大衆的裁判闘争の典型的闘いのなかから厚生省の虚偽と嘘の内実を1つ1つはがし、真実にせまっていく闘い（さらにこの3月には牛島税理士訴訟で勝利した。判決は税理士会のような強制加入団体が強制的に政治団体への金品の寄付を徴収するのを無効とした），などがそれである。

もう一言のべて書評の終りとしたい。六法全書の法律文や裁判所の判決文ほど難解な文章はないと思ふが、2人の弁護士が書いた本書は大変わかりやすい。なぜだろうと思う。2人の著者らは、とりわけ全国的に講師活動を行って、駆けめぐっている。いかにわかりやすく的確な言葉で真実を語るか。この努力の一端が本書にも現れているのではないか。

決して少なくない日本の知識人としての弁護士らが、今日の民衆のための弁護士たらんとして頑張っている。私は大きな心からの拍手を送りたい。

（羽渕三良 所友）

書評

民主法律協会派遣労働研究会編

『がんばってよかったです—派遣から正社員へ—』

かもがわ出版、1995年。税込1200円



16業種の限定つきで労働者派遣法が施行されてから10年が経過した。その後、派遣の規制緩和の流れは強まる一方であり、昨年の65歳の高齢者への派遣の自由化に引き続き、今日では12業種の追加、育児介護休暇中の代替要員の派遣（業種制限はほとんどなし）自由化が進められようとしている。かつて10年前の派遣法成立時点では、ME・情報化の推進を担うコンピュータ業務労働者の流動化の必要が強調された。だがそれは、主には金融・保険業のOA化・オンライン化に伴うコンピュータ入力業務を低コストでまかなうための「人的資源の活用」であった。派遣法に基づき金融・保険会社の子会社として作られた派遣会社は、親会社の退職女性社員を中心とする労働者プールとして機能し、そこからは低賃金で雇用の安定のない、派遣先職場では差別された層としての女性派遣パートが大量に創出された。今日の派遣自由化要請は、従来からの終身雇用や年功序列をたてまえとした雇用システムにかわって、正規のコア労働者、任期制や契約制をとる専門職労働者、その他のいつでも雇えて解雇できる柔軟な雇用者という3層からなるアメリカ合衆国型の雇用システムへの転換をめざすことから生じている。言うまでもなく、柔軟な雇用者層とは、パートや派遣である。すでに三菱商事では女性事務職を見直し、専門職以外は正規とせず派遣化することを経営方針としたという。この新しい「日本の経営システム」への展開は、具体的な法・制度の変更として昨年の行政改革委員会の派遣法の規制緩和の提案、中央職業安定審議会による「建議」の提出へと伸展し、労働省では今年度中に派遣自由化に向けて冒頭で示した内容で法改正したい意向と伝えられている。

このような急展開に比べて、派遣の実態は十分明らかになっておらず、したがって問題点、救済方法、労働組合の闘い方の解明も遅れている。

ここに紹介する『がんばってよかったです—派遣から正社員へ』は、民主法律協会派遣労働研究会が10年以上にわたる派遣労働者の相談活動や個別事件への取り組みをふまえて、この問題の実態にせまり、解決方向を示したものである。その内容は派遣労働者の実態を扱った第1章「派遣労働者からの手紙」、正社員化の闘いの成功例を述べた第2章「がんばってよかったです」、派遣法の見直しと労働組合の役割を述べた第3章「労働者派遣法を正しく見直そう」からなる。平易な語り口で手際よくまとめられている120ページほどの安価で軽量の小冊子にしては、語られている内容はずしりと重く、派遣労働者や、この問題への取り組みをせまられている労働組合にとってだけでなく、経済学や労働法学の研究者にとっても示唆に富んだものになっている。

I. 内容の紹介

誰でもが圧倒され、「こんなことが今時あるのか？」と思われるが、第1章の主要な内容をなす「派遣労働者Aさんからの手紙」である。かいづまんで紹介すると、

新聞広告通りの仕事があるとは限らない。派遣会社に電話してみると、もうすでに決まっているという。やっと仕事がもらえて派遣先に行ってみたが、自分の希望したものではない。その仕事はことわった。1日棒に振ったが賃金はもらえない。希望しない仕事があってもトラブルをおこすと、仕事がもらえなくなるので、一日中のコピーとりとか、ひどい時はサラ金のとりたての電話かけてあっても多くの人は文句も言えずに耐えている。あてがわれた仕事にほとといや気がさして、やめたいと派遣会社に申し出ると、途中でやめると賃金は払えないとか、派遣先が損害賠償しろといっている、などとおどされる。すごくいやなのは

履歴書がファックスでさまざまな企業にばらまかされること。イタズラ電話がかかる。女性1人暮らしの人は夜遅く帰るのが恐ろしい。派遣会社は、私たちを物以下の家畜のように扱っている。派遣先でのイジメ、差別、冷遇など、知らん顔。

評者は『通信』79号でアメリカ合衆国の派遣を紹介したが、派遣労働者の仕事のあたえられ方、仕事の内容、派遣先での待遇がうり二つなのに驚かされる。合衆国では、スラングで派遣会社を売春の親方(Flesh Peddler)と呼ぶが、A子さんの手紙は日本の派遣会社を現代版「女衒」とよんでいる。日米とも同じ表現である。

第2章は、この本のハイライトをなす、派遣の正社員化の闘争の紹介である。4つの闘いが載っている。①ある放送局での「正社員」化、②ステージ・シティー事件、③暁明館病院労務供給違反事件、④スチュワーデスの派遣化のストップ、である。

これらに共通することは、業務の請負化が進行し、それに派遣が重なり、複雑に組み合わされてまぎらわしく、労働者と使用者の間に介入する業者が入れば入るほど、労働者の賃金・労働条件は下がっていくのである。このまぎらわしい形態の雇用者達が労働組合つぶしや企業乗っ取りに使われたのが暁明館病院事件の闘いである。これは派遣労働者問題の闘い方の典型を示すものなので、雇用形態にしほって紹介してみよう。

暁明館病院は紛争の末、病院乗っ取り屋グループに事實上経営権を乗っ取られた。そのグループはトンネル委託派遣会社メディコスを設立し、そこから委託派遣職員を医療事務全体に導入した。そのため、直用職員は締め出された。その後もさまざまな職場に委託派遣職員が導入され、その度に直用職員は、特に労働組合員を中心に職場を追い出され、仕事を干し上げられていった。

暁明館病院の闘いは、まず「委託派遣」というまぎらわしい形態が、「請負」であるかどうかを検討し、「請負」ではないことをつきとめ、次に「派遣」であるかどうかを検討し、派遣の対象業種でもなく、派遣会社の資格もないから「派遣法違反」であることをつきとめた。しかし「派遣法違反」で告発するならば、委託派遣労働者はやめさせられ、また仲介業者が請負の条件を整えさえすれば、もとのもくあみで、同じことの繰り返しである。したがってこの事態は、「職安法44条」の労働者供給業違反に当たると

組合は判断した。そのうえで、委託派遣職員を正職員化しなければ、この乗っ取りと、組合員攻撃は防ぎきれない、と結論づけた。そして職安へ告発を行う。調査の末、梅田公共職業安定所は「委託派遣」と称するものは「労働者供給」であるから受け入れ中止せよ、「中止するにあたっては直用とするよう努めること」という画期的な通告を病院へおこなったのである。この闘いは①請負や派遣は供給のかくれみのになりうること、②職安法44条は生きていること、③仕事の実態（仕事は一本の指揮に基づいて行われる）に即した雇用形態である直用化こそ本筋の闘いであること、を明らかにした。評者は、もしこの闘いの教訓が全国的に響きわたるならば、日本での「派遣」に対する闘いは新たな段階を迎えるだろうと思う。

第3章「派遣法を正しく見直そう」は、1章、2章をふまえたうえでの派遣労働研究会の総括であり、問題提起である。そして最後に派遣法に沿った見直しの課題を示している。どの課題1つを取りあげても、実態と実践に裏付けられた成果であり、さすが！と納得がいく。ここでは2つの主張点があるようと思える。1つは、違法派遣は労働者供給であり職安法違反であること、請負業も偽装請負（派遣であるが請負を装う）という形をとって供給業のかくれみのになっているということ。2つめは、労働組合は他の市民的団体とは異なり、法的にも制度的にも労働者の状態を改善しうる社会的参加への道が開かれる「特権」をもっている。この「特権」は、労働組合がすべての労働者を代表することを想定して与えられているものである。したがって、未組織の労働者の問題をも労働組合は考え闘う義務があるということである。

この主張の背景には、労働組合が闘えば道はひらくかれるという確信がある。

例えば、民放労連近畿地区労働組合が20年以上の歳月をかけて、1995年2月に下請労働者の労働条件について下請先の企業と直接団体交渉ができるという最高裁判決を勝ち取ったことである。すなわち、この判決は下請先の企業を労働法上の「使用者」にあたることを認めたもので、この論理は派遣労働者についても、通常雇用関係のない派遣先との交渉は困難であったが、労働組合として派遣先企業と団体交渉ができる事を示している。したがってこの歴史的勝利を生かすも殺すも交渉主体である派遣の労

労働組合が結成できるか、または既存の労働組合が派遣労働者を組織できるかにかかることになったのである。研究会は、労働組合が未組織を含むすべての労働者の代表と地位を与えられているからこそ、「特権」が許されるのであり、もしその義務を果たさないのならば、「特権」的な地位は失われるであろう（112ページ）と鋭く指摘しており、読む者をはっとさせる。

II. 2つの問題提起の意味

この2つの問題提起について評者なりに考えさせられたことについて述べてみたい。

(1) 違法派遣について

これを「なにゆえに12業種以外の業種に派遣する違法行為が後を絶たず、またそれに応じる労働者がいるのであろうか？」と問題をたてて考えてみよう。結論を言えば、それは派遣が特殊な雇用形態をもつことと、もともと労働者供給業であるという2つの要因からくる必然的な傾向である、と評者は思う。派遣会社とは、労働者との雇用関係をもつとはいえ、労働者を労働させる手段をもっているわけではなく、どこかの企業に労働者を売り込むことによって利益をあげる業種である。したがって、派遣会社は、求人（労働者を登録させ、派遣する）と求職（派遣先をさがす）の2つの業務をもつが、社会的に失業者や転職希望者が多いもとでは、求人業務に比べて求職業務が企業収益の命運を制する。したがって、日本では大企業の専属として子会社化している場合が多い。しかし人材派遣業の規模が発展するにつれて、扱う業種も増大し、競争も生じるため、市場開拓として派遣先や業種の拡大にせまられる。また労働者の希望する職が不足する場合には、あるいは、もっと利潤をあげようとする場合には、制限業種以外のどんな職でも与えて働くかせようとする傾向が生じる。派遣自由国、アメリカ合衆国では、この状態は極度に進行している。OA化に伴う事務職が一巡すると、日雇形肉体労働職に拡大していき、日雇労働者の宿舎をも経営して、最適賃金の労働者に寄生する状況がある。他方、労働者の側では、「A子さんの手紙」にもあるように、時給で働いている以上、生活が困窮すれば背に腹は代えられないで、どんな職でも、どんな労働条件でも耐えざるをえない。また一度断れば、次の仕事がまわってこないという圧力もある

ので、いっそう文句も言えずガマンする。

このように派遣会社が営利を求める私企業である限り、対象業種違反の傾向は常に存在し、労働者との雇用関係をもち賃金支払い当事者である限り、労働者に違反業種にも強制的に就かせる力をもつ。

さらにこの傾向は、社会的に重大な事態をよびおこす。それは、派遣雇用が一般化し、労働市場の一角を占めるようになると、労働者は職を求めるために、職業安定所ではなく、派遣会社に出向くようになるだろう。このように労働市場が公共性を失うにつれて、労働者の労働法上の諸権利は根底からくずされることになる。つまり、労働法上の諸権利や人権を主張すれば、仕事がもらえないとすれば、仕事にあり就くこととさしかえに諸権利や人権を放棄することになる。とすれば、立派な労働法は絵に描いた餅になり、その適用を受けることのできない労働者が増大することになる。アメリカ合衆国では、このような労働者を二流市民と形容している。したがって、職の就き方（=雇用形態）は、職場での労働者の使われ方以上に、今日では重要なのである。規制緩和のもとでの派遣の自由化において生じていることは、以上のように、労働市場の公共性の再確立の必要性を提起しているのではないかと思う。それはとりもなおさず、ILLOの民営職業紹介の禁止、公共職業安定組織の確立の歴史の意味を問うことでもある。

(2) 労働組合の意味について

2章の労働組合の闘いの中で示されているように、直面する労働者の苦境の中で、労働組合として、現行法を駆使して今何ができるのかを常に模索していくことが勝利を導いているように思える。評者を含めて、ともすれば組合員数などの勢力の割合から労働組合冬の時代と思いがちである。それはやはり、労働組合として、どう問題にかかわり、創造していくかの主体的精神を欠いていたものであった。評者は現行法下で労働組合のもつすぐれた「特権」を駆使し、非正規雇用の労働者を正面にすえて闘い、全体として労働者や労働組合の存在の意味と権利を高めたことに久々に感動を覚えた次第である。

この冊子を大学のゼミ、研究会のテキストとして使っていただき、議論がまきおこることを願っている。（申込先 民主法律協会 Tel 06-361-8624/Fax 06-361-2145）

（仲野（菊池）組子 所員 関西大学大学院）

春期研究交流集会開かれる

阪神大震災から1年を経過した今日、被災地はなおもその復興途上にある。今回の春期研究交流集会は、被災地の神戸の山手にある「しあわせの村」（勤労者総合福祉センター）で3月16・17日に開催された。三宮から市バスで約30分の地である。ここに、東京から鹿児島までの50余名が参加し、大いに交流を深めることができた。

1日目は、午後の全体シンポジウム「金融システムの破綻と日本経済」から始まった。実はこのシンポジウムを企画した段階では、金融・住専問題がこんなにも時局の焦点となるとは予想していなかったが、結果的には図らずも情勢を先取りした形となつた。報告1「日本経済の現段階と金融システム破綻」（向寿一：立命館大学）は、まず日本経済の現段階について宮崎義一氏と南克巳氏の見解を紹介したうえで、「冷戦後不況」の考え方を展開した。つぎに、金融システム破綻と景気対策の効果が上がらないことについて述べた。さらに、金融システム破綻の具体例、不良債権問題発生のメカニズム、バブル崩壊による不良債権問題の表面化、そして邦銀の国際的地位低下とジャパン・プレミアム問題が報告された。報告2「住専・不良債権問題と不動産金融——土地問題論の視角から」（大泉英次：和歌山大学）は、まず政府の救済策が「ダブル・スタンダード」になっていることを指摘した。阪神大震災は市民の自力にまかせ、金融機関には公的資金を投入するというものである。つぎに、住専問題をめぐる不動産会社、ゼネコン、金融機関のもとれ合いの構図にふれた。さらに、政府の土地政策論理ならびに法人土地所有のとくに大都市部における進行について述べた。報告3「金融恐慌は来るのか？——近代経済学の視点から」（伊藤国彦：徳島大学）は、まずケインズの処方箋を紹介した。つぎに、金融自由化と国際化の影響について述べた。さらに、アメリカにおける金融危機に関する議論と日本における金融不安に関する議論にふれた。それから、金融恐慌の定義を検討したうえ

で、日本経済と恐慌発生の可能性について述べた。

報告の後と予定討論者が述べた意見を以下に簡単に紹介しておく。森井久美子氏：銀行・生命保険をあわせて不良債権は150兆円になる。金融労働者はけっして高賃金ではなく若手で残業を入れてパーと賃金なみである。高島嘉巳氏：経済学と経済学者の責任問題がある。たとえば日本土地法学会で、「担保」という項目が経済学ないことが指摘された。固定資産税等は上からの評価が中心となっていることも問題である。森岡孝二氏：投機と詐欺という金融的術策は、すでにレーニンの『帝国主義論』で指摘されている。個人株主の比率上昇を背景に、債務粉飾を株主オシブズマンが告発する運動が重要である。

全体シンポジウムの後は、なかば懇親会のような夕食の集いが大広間でもたれ、夫婦参加や子連れ参加なども含め、基礎研への思いを語ってもらった。

そして、夜のミニシンポジウム「経済学の課題と基礎研運動——夜間研究科の修了論文が提起した経済学の課題」へと続いた。95年度修了論文4本（田中幸世「パーと労働者の人権を守る闘い——八木町臨時職員解雇撤回闘争を中心として」、温井賢子「スウェーデンの女性と高齢者福祉」、豊田和子「M商社における男女賃金格差の実態と男女平等法の実現に向けて」、森島涉「『新しい学力観』と公教育の解体——総合学科と『産業社会と人間』」）のうち、田中・温井の両氏が時間を忘れるほど熱氣あふれる報告をした。

その後、学科指導担当が発言した。まず、福島利夫が全体にかかる問題提起をしてから、さらに高島嘉巳・中川スミ・柳ヶ瀬孝三の各氏と続いた。現在、全国的に大学改革が進行しているが、すでに20年前に基礎研は社会人のための大学院として夜間通信研究科を開講し、修了生を送り出すという実績をあげてきた。つまり、「もうひとつの大学」あるいは「もうひとつの大学院」を作り上げてきたわけであり、このことは高く評価される。さて、今回の修了論文

で注目される視点としては「人権」と「文化」があげられる。また、さまざまな経済主体（政府、企業、家族）や組織（労働組合、学校）の役割の点検、見直しも問われている。キーワードとしては、「女性」、「パートタイマー」、「個人」がある。

ミニシンポジウムの後は、宿舎の一室でつめて座って懇親会を開いた。ただひとつ例年とは勝手が違うところがあった。それは、これまでの経験からすれば、意外に早い時間に「お開き」になったことである。宿舎が分散しており、その門限が早かったからである。これはひとえに、「しあわせの村」という神戸市による経営のなせるわざである。

2日目は雨だった。午前中は次の分科会があった。「インターネットと経済学」、「雇用リストラと不安定就業」、「若手研究者と経済学の課題」、「地球社会の政治経済学」、「社会保障」である。午後は、昨年統いて阪神大震災をテーマに取り上げて、神戸市中央区の元町商店街の海文堂書店社長の島田誠氏による講演「文化の視点から見た神戸の再生」である。島田氏は、海文堂の2階のおくぎゃラリーを設けて絵画を展示するなど、ふだんから絵画や音楽に深い関心を寄せてきた人である。震災後、いち早く神戸の文化を自分らの手で守ろうと芸術家たちによる運動「アート・エイド・神戸」がスタートしたが、島田氏はその事務局長である。

島田氏が経験したことは、まず、地震後は人がみんなやさしくなったことである。これは、集団臨死体験によって共同体感情が生まれたからだと思う。つぎに、震災をきっかけにボランティア元年といわれているが、レスキュー（救命救出）、リリーフ（救援）、リハビリテーション（復興）の過程で、「言われなくともやる。言われてもやらない」というボランティア精神がまさに発揮された。それから、「アート・エイド・神戸」は「公」、「共」、「私」のインターミィディエイトなものである。コミュニティ財團には、市民・企業・行政が参加している。表現の回復（心の癒し）から始まり、参加（発表）、職業の回復、創造へと順に進む。最後に、神戸文化の再生のために、経済至上主義からの脱却が必要である。人間復興・文化復興のためには、経済復興を犠牲にしてもと言いたった。

午後には幸いにも雨が上がったので、いったん解散後、予定通り神戸市長田区の現地視察に向かうことができた。街路の様子、商店街、ベトナム人の仮設住宅が集まっている公園などを視察した。最後に、以前から町づくりで有名な真野地区の市営住宅の集合所で復興にたずさわる方々から話をうかがった。

以上、過密な日程だったが、参加者が時代に敏感に反応できた2日間だった。

（文責 福島利夫／春期研究交流集会実行委員長）



編集後記

▼先の号から編集局になった大西です。編集局の重要メンバーである森岡真史さんが留学の期間、体制の補強のために編集局に入りました。私としても、この少しの期間だけでも『通信』のイメージ・アップ、レベル・アップのために頑張りたいと考えていますので、どうかよろしくご支援ください。また、今号から、さらに新しい編集局員を迎えるました。立命館大学大学院法学研究科の中田晋自

さんです。併せてここにてご挨拶申し上げます。

▼なお、編集局改革の一環として現在取り組んでいますものは、表紙の刷新と投稿規定の整備です。表紙については、次号でどれだけ変わるか楽しみにしておいてください。

▼また、投稿については、基礎経済科学研究所の所員、所友、研究生からもっといだこうとその投稿規定を定めたものです。また、

掲載料若干（5000円）をいただくことになりますが、所員、所友、研究生以外の投稿も受け付けますので、奮ってご応募下さい。毎号1本程度はこうした意欲ある投稿論文を期待したいと考えておりますので、是非積極的な投稿をお願いします。ただし、掲載の可否は編集局の選任するレフェリーによりますので、この点はご容赦ください。

（大西）

投稿規定

次の要領で投稿をお願いします。奮ってご投稿下さい。

種類と枚数 論文、研究ノート：50枚以内

研究動向、書評：20枚以内

いずれも、図表、注などを含む200字詰

原稿 審査の迅速化のため、コピー1部を添えてください。

投稿先 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局宛

掲載料 5000円（所外の方のみ）

経済科学通信（季刊）81号 1996年6月20日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局
(〒602 京都市上京区河原町通今出川下ル芝山ビル)

TELおよびFAX (075) 255-2450

振替 01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

大西 広

二宮 厚美 森岡 真史 石上 秀昭

芳野 俊郎 石川 雅博 水野喜志彦

只友 景士 大西 広 中田 晋自

印 刷 所 新日本プロセス株式会社

(〒601 京都市南区吉祥院石原上川原町21)

TEL (075) 661-5688

価額 1部 1,200円

定期購買費（年間4冊分）4,000円（郵送料を含む）

『経済科学通信』最近のバックナンバーの御案内

— 第77号 —

座談会 憲法問題の政治経済学 渡辺 治, 和田 進, 二宮 厚美

特集 日本型企業社会と女性

日本型企業社会を超える 大沢 真理

日本型企業社会と女性労働・家族 中川 スミ

企業社会克服の戦略 木下 武男

特集 マルクスの何を引き継ぐか

マルクスにおける労働論の射程 有井 行夫

マルクスのはじまり 角田 修一

古典としてのマルクス 森岡 真史

— 第78号 —

特集 日本型企業社会と家族

日本型企業社会と家族 木本喜美子

日本の労働者の人権と家族 宮地 光子

日本型福祉社会と家族 佐藤 卓利

《権利を創る》北川清子さん／ほか

— 第79号 —

特集 阪神大震災と地域行政

神戸市都市経営の研究(1) 海田 光平

「大震災」を振り返る 友野 哲彦

震災直後の現場を歩く記 末松 三郎

特集 企業社会と経済の国際化

日本型企業システムとその転換の現局面 十名 直喜

国際産業調整と地域経済の変容 岡田 知弘

持続可能な発展を築くグローバル・システムとローカル・イニシアチブ 遠州 尋美

どのような転換をはかるべきか アイリーン・スミス

住民が主人公の地域づくりに向けて 木村 雅英

— 第80号 —

特集 戦後50年を期に社会科学を再考し、未来を展望する研究集会

日本の社会科学と市民社会論 新村 聰

20世紀社会主義の崩壊と経済学の反省 田中 宏

ポスト・フォード主義をめぐる社会的・政治的対抗 後 房雄

トヨタ生産方式と労働の変容 千田 忠男

戦後日本経済研究の新潮流 長島 修

77号まで1部1000円、78号以降は1部1200円、申し込みは事務所まで（075-255-2450）

破壊

諫訪 勝●著 [フリー・ジャーナリスト]

ニッポンODA40年のツメ跡

「援助」はいったい誰のためなのか!?

強制移住、公害輸出、生活破壊、そして原発開発。ニッポンODAはいま。フィリピン、インドネシア、中国……アジアの「開発現場」を歩き、人びとの声に耳をそばだてた。

¥2472

関下 稔●著

競争力強化と 対日通商戦略

世紀末アメリカの苦悩と再生

ポスト冷戦時代の経済の中心課題である米製造業の競争力回復の帰趨を、対日通商戦略との関連で政策史的に追究する《日米政治経済論》。【現代資本主義と世界経済③】¥2884

清水克洋●著

フランス工場体制論

フランス資本主義発達史を工場体制を機軸とする資本・賃労働関係史として追究し、その再構成を試みる。

¥7725

近 昭夫●編

統計 企業情報データベース と経済分析

日本企業の海外進出の実態分析 企業情報データベースや対外直接投資先の統計・調査・データベース等を活用して、日本企業の海外進出のより精確な実態把握の方法を追究。¥8755

有井行夫・長島 隆●編

現代認識と ヘーゲル＝マルクス

認識主義の没落と存在主義の復興

哲学における「解釈学」の超克・理論復権の試み。ヘーゲルとマルクスの同一性論の再検討にもとづいてマルクスの存在主義を再発見し、その現代的意義を提唱する。

¥5150

基礎経済科学研究所●編

ジェンダーの視点から「日本型企業社会」を斬る!

働く女性と家族のいま①

日本型企業社会と女性

男女雇用機会均等法が施行されて10年。男女平等社会は本当に実現しつつあるのか。「二流の労働力」とされる女性の労働を多方面から分析し、その変革の道を提示する。

¥2884

【執筆者】中川スミ／熊沢 誠／久米弘子／下山房雄／黒田兼一／大沢真理／木下武男／北川清子／越堂静子

働く女性と家族のいま②

日本型企業社会と家族

労働力再生産の場として、「企業社会」を支え、あるいは「企業社会」に取り込まれてきた現代日本の「家族」。その構造を分析し、これからのが「家族」のありようを探る。

¥2369

【執筆者】森岡孝二／本多淳亮／木本喜美子／宮地光子／佐藤卓利／二宮厚美／伊藤セツ／ジュリエット・ショア

青木書店

東京都千代田区神田神保町1-60 TEL[03]3219-2341 FAX[03]3219-2585 【税込】